

令和2年10月

令状事務に関する留意事項(担当裁判官へ)

第1 忘れない！

特に夜間・休日令状について当番を失念するケースがある。
自分が忘れないための工夫を
部内における相互確認方法の確認を

第2 コミュニケーションは肝心！

夜間・休日令状は一期一会
執務開始の時刻に担当書記官・事務官と顔を合わせてミーティングを

第3 知識・経験は常にアップデート！

令状事務に関する法令・事務取扱方法はめまぐるしく変貌している
最新の法令・事務取扱を確認
勾留・勾留延長については「勾留ノウハウ」参照（日直裁判官執務室備付け）

第4 内容確認は裁判官の責任！

特に夜間・休日令状の担当書記官は形式面のチェックに徹している
書記官が何をチェックしているのかを知る
一般令状のチェックには「令状事務処理の手引（四訂版）」参照
（宿直・日直裁判官執務室備付け）

第5 困った時は・・・

刑事6部 田邊まで（宿日直裁判官の執務室に電話番号があります）

(令和2年10月)

名古屋における当直に関する説明(上席説明部分加筆版)

【勤務時間外の令状当番関係】

1 裁判官の平日及び休日の夜間の執務態勢(裁判官向けの話であるが、一般職員にも関係する話です。)

平日及び休日の夜間の勤務時間は、午後5時15分から翌日の午前8時45分までとなります。

この時間帯に受け付けた令状請求事件を処理します。したがって、規定上は、午前8時44分に受け付けた事件も処理していただくことになります。

なお、支部の裁判官についても、勤務時間上の特例はありません。午後5時15分より遅く開始したり、午前8時45分よりも早く終了したりするといった措置は設けておりませんので、あらかじめご了承ください。

また、休日の夜間を担当される裁判官については、日直の裁判官が勾留事務で手が離せない場合には、午後5時15分以前に受け付けた令状請求事件の処理を休日夜間の時間帯にお願いすることがあります。令状の早期処理と、勾留の早期処理の要請からくる取扱いですので、ご理解・ご協力ください。

夜間の令状当番裁判官は、全員宿泊方式となっており、宿泊する部屋は[]にあります。鍵は[]で保管していますので、午後5時15分以降遅滞なく、当直事務室にお越しください。部屋の使用ルールは備え付けの説明書を参照してください。

2 裁判官の休日昼間の執務態勢(裁判官向けの話であるが、一般職員にも関係する話です。)

休日昼間の勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までとなります。

担当していただくのは、勾留請求事件と、勤務時間内に受け付けた令状請求事件となります。勾留請求事件は、平均して1日数件から十数件程度で、多いときで1日30件近いときもあります。

午前8時45分以降に受け付けた令状請求事件も処理していただくため、必ず時間までに登庁してください。午前9時前後の時間帯には、当日の一般職員の日直員との間で、当日の勾留の進め方などについて、ミーティングを行うことが予定されていま

すので、遅れないように、よろしくお願いします。

なお、本来、勾留延長請求事件は休日には扱いませんが、連休の中日などには例外的に処理してもらうことがあります。

休日の昼間に勤務していただく部屋は、

という名称の執務室です。

なお、を一定時間離れる必要がある場合は、当直員にお伝えいただくようお願いいたします。

★上席説明

第1 忘れない！に関する事項

裁判官が夜間休日の当番を失念してしまうことは、残念ながらも避けられません。その場合に宿日直の職員、令状請求に来る警察官等に多大な迷惑がかかります。当番の日を失念しないよう、ご自身で管理することはもちろんですが、各部毎に裁判官室のホワイトボードに書いたり、カレンダーに書いたりして共有するなど工夫がされておりますので、これらについても引き続きぜひ励行して下さい。

.....

3 裁判官の増直当番について（裁判官が中心ですが、一般職員にも影響あり）

休日昼間の勾留請求が11件を超えた場合、裁判官は人態勢となり、当日の事務処理状況にもよりますが、概ね、を担当します。

なお、通訳事件は2件換算になります。したがって、11件であっても、その中通訳事件が1件あれば、換算後件数は12件となり、裁判官は人態勢となります。

勾留請求件数は前日の午後3時半過ぎころに確定します。翌日の請求件数が11件を超えることが分かり次第、裁判所の職員から、前日中に人目として予め割り当てられている裁判官に連絡しています。人目として予定されている裁判官の方から、裁判所の当直に電話でご確認していただいても差し支えありませんが、その場合は夕方ころに確認していただくとよいと思います。

なお、勾留の翌日処理が行われることにより、急遽11件超えとなり、人態勢となる場合もありますので、ご了解ください。

当直直通電話

(この番号は部外秘ですので、取扱いには注意してください。)

4 職員の当直態勢（日直と宿直の双方の説明）

裁判所職員による当直は、昼間（日直）は、書記官■名、書記官以外■名の合計■名が担当します。勾留件数が11件を超えると、裁判官と同様、書記官も■名増員となります。夜間は、日直と同じ構成で合計■名です。勤務時間帯は裁判官と同じです。ただし、夜間の宿直員は、■名を2班に分け、1班が午後10時から午前2時まで、2班は午前2時から午前7時までに電話連絡があった令状請求事件を取り扱います。その余の時間帯は■名で協力して業務に従事します。

裁判官と当直員とで異なる点は、裁判官の場合は、原則として、担当時間内に受け付けた事件はたとえ担当時間が過ぎたとしても最後まで処理するのに対し、当直員は、担当時間が過ぎた時点で、事務処理を後任の当直員に引き継ぐのが原則だという点です。ただし、勾留質問に立ち会った書記官については、原則として、勾留関連の事務が終了するまでは執務を続けます。

なお、当直明けが平日の場合には、夜間の当直員は執務時間終了時に、自分の執務室に移動することになるので、令状業務を担当する書記官が不在になります。したがって、8時45分以降の令状事務処理は、刑事訟廷管理官等が対応しますので、刑事訟廷にご連絡ください。

★上席説明

第2 コミュニケーションが肝心！に関する事項

夜間・休日令状は一期一会。普段やっていない業務を、お互いあまり面識のない裁判官と職員同士が、あまりコンディションのよいとはいえない状況（周りに相談する相手が少ない、資料が少ない、夜や早朝・・・）で行うこととなります。それだけに、いかにチームワークをよくするかが肝心です。

5 当直開始時の連絡（裁判官と職員の双方が対象）

裁判官は夜間や休日の令状当番が始まる際に当直事務室に顔を出していただき、鍵を受領される際には、是非、当直員とお互いに自己紹介をしてください。

また、休日昼間については、当日の勾留処理を円滑に行うため、日直の開始時である8時45分以降、裁判官と当直員の間でミーティング（当直正当番の裁判官がイニ

シアチブをとっていただく)を行うようお願いをしています。このミーティングでは、勾留事務の進め方などの話合いやスケジュール確認をしていただきますが、ミーティングの成否がその日1日、円滑に当直事務を遂行するための大きな鍵となりますので、是非、励行してください。ミーティングの持ち方等についてご不明の点があれば、事前に令状シニア裁判官(刑事1部細野裁判官)又は令状担当部総括(刑事1部山田部長)までお問い合わせ下さい。

一方、夜間の令状当番の場合は、令状請求があった際の、当直員から裁判官への連絡のタイミングを、警察から予告の電話があった時が良いか、実際に請求書が裁判所に提出された時が良いか、裁判官への決裁の準備が整った時点で良いかなどということ打ち合わせておいていただくと良いと思います。

なお、名古屋地裁では、令状事件処理の間、請求書を持参した警察官を警察署に帰すような運用はしていません。令状事件処理に当たり、裁判官において確認等が必要なことがあれば、警察官に直接質問等ができますので、当直員に指示してください。

6 裁判官の当番表の配布(裁判官向けの説明)

夜間及び休日昼間の令状当番表の配付は、概ね、4月から5月までの分については2月初旬ころを目途に、6月から8月までの分については4月末ころを目途に、9月から11月までの分については5月末ころを目途に、12月から翌年3月までの分については8月末を目途に行います。

このようにある程度早期に当番表を配布しているのは、本庁以外の支部等に勤務する裁判官も本庁の当直に組み込んでおり、そのため、期日の調整などを円滑に行うことができるようにするためです。半面、早期に割付作業を行うことから、その後に事情変更が生ずる可能性が高くなり、令状当番の交代を余儀なくされる場合が多くなります。交代の理由が、自己都合による場合は当然ですが、そうではなく、公務により交代が必要となった場合であっても、当該担当裁判官自身が交代可能裁判官を探し、その方と交渉していただきます。その点、ご理解ご協力をお願いします。

なお、年度途中の異動については、原則として転出者の担当予定日を後任者が担当することになりますが、後任者の転入から1か月間は後任者の負担を考慮し、このルールは適用されません。

★上席説明

第3 知識・経験は常にアップデート！に関する事項

勾留や令状に関する扱いは短い期間で大きく変化しています。法律も同様です（たとえば、覚せい剤取締法はこの4月から「覚醒剤取締法」になりました。）ベテランの方ほどご留意下さい。

7 勾留請求事件処理について（裁判官及び一般職員向けに具体的運用を紹介）

(1) 名古屋地裁の勾留質問では、被疑者が [REDACTED] [REDACTED] の場合には、室内で [REDACTED] ので、多少時間がかかりますが、ご了承ください。なお、 [REDACTED] [REDACTED] 必ずしも統一された運用とはなっていないようです。

(2) 勾留状、勾留質問調書、接見等禁止決定書については、個々の勾留質問終了直後に勾留質問室内で裁判官が押印し、書記官が各書面の押印・契印・訂正印の有無、勾留状の勾留理由の記載及び修正の有無を指差し確認しますので、裁判官も一緒に確認してください。その後、そのまま勾留質問室内で、記録一式、勾留状、勾留質問調書等を警察職員に交付し、被疑者に接見等禁止決定謄本を交付送達する取扱いとしています。勾留質問室へは印鑑と訂正用に職印をご持参ください。

また、書記官は、各書面の裁判官等の押印・契印・訂正印の有無、勾留状の勾留理由の記載及び修正の有無を裁判官と共に指差し確認してください。勾留質問室に持ち込んだ勾留状写しにも同様の修正を忘れないようにしてください。勾留質問室へは、私印のほか、接見等禁止決定謄本の謄本認証用に、必ず職印をご持参ください。

(3) 勾留処理の円滑化のため、本年4月から、午後3時15分の時点で県警護送係等に対し、その時点での勾留事件処理状況等について確認を行い、その情報を裁判官に提供した上で、勾留請求が [REDACTED]

(4) 勾留請求却下や勾留延長請求却下など身柄を釈放する裁判に対して、検察官から準抗告と同時に執行停止の申立てがあった場合には、勾留請求事件等を担当した裁判官において、執行停止の申立てを速やかに処理していただく必要があります。

については、休日に勾留請求却下や勾留延長請求却下の裁判をした場合には、裁判官において執行停止の申立てがないことを当直員を通じて検察庁に確認した上で退庁するなど、被疑者の身柄に関する処理が適正に行われるよう配慮してください。

なお、簡裁辞令を持つ地裁裁判官が夜間当番のときは、その裁判官に簡裁裁判官が行った勾留請求却下等の裁判に対する執行停止申立の処理を依頼することも可能です。

(5) 名古屋地裁では、

本件については、弁護士会との間で申合せがありますので、具体的な運用については、それを参照してください。

8 令状事件処理について（裁判官及び一般職向け）

(1) 名古屋では、逮捕状（通逮、緊逮）は、逮捕状請求書を引用して作成しており、裁判官が逮捕状と請求書の全ページの間に契印を押印しています。請求書の訂正印は、請求者の印鑑を押印する扱いです。

(2) 当直員の行う令状の点検事務については、当直員が令状点検をする際の範囲を明確化することで点検の迅速化を図ることなどを目的として、当直員による令状点検業務の範囲を次のとおりとしています。

被疑者の人定事項については、当直員は、戸籍謄本や住民票など身柄関係書類が複数ある場合には、そのうちのひとつとだけ照合して点検すれば足り、照合した書類を裁判官に報告することとなっています。

逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検については、当直員は統括捜査報告書とだけしか点検していません。

以上のように、当直員が確認している書類は限られていますので、裁判官はそのことをよく認識した上で、令状処理に当たってください。

また、一般職の方は、上記の書類による点検以上の点検をしてはいけません。上記の点検が終了したら、速やかに裁判官に一件記録と令状草稿の起案を上げ、裁判官が十分検討する時間を確保するようにしてください。

★上席説明

第4 内容確認は裁判官の責任！に関する事項

宿日直職員の点検は上記の程度にとどめているので、裁判官はそれを踏まえて内容確認を行っていただきたいと思います。

.....

【一般執務に関するもの】

1 退庁時間

名古屋高地裁合同庁舎では、宿直員が [] ことから、 [] までには退庁するルールですが、準抗告の事件処理に関しては、その例外となります。仮に準抗告で [] 以降となる場合には、予め当直員にその旨と終了予定時刻を連絡してください。

【刑事部裁判官に関するもの】

1 勤務時間外の被疑者国選弁護人選任決定の処理について（刑事部裁判官に対するお願いと当直員に対するお知らせの要素も含まれます。）

- (1) 勤務時間外に地裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理するにあたって、その日の令状当番が簡裁裁判官のため処理できないときは、事務分配規程上、本庁の準抗告当番部の裁判官が取り扱うこととされていますが、本庁の準抗告当番部の裁判官が在庁しておらず、地裁刑事部所属の他の裁判官が在庁している場合は、その裁判官が地裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理しています。ほかの用件で登庁したにもかかわらず、休日の日中に当直員からお願いされることがありますので、ご協力ください。
- (2) 勤務時間外に簡裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理するにあたって、その日の令状当番が簡裁辞令のない裁判官のため処理できないときは、事務分配規程上、所長が指名する簡裁裁判官が取り扱うこととされていますが、簡裁辞令を有する地裁刑事部所属の裁判官が在庁している場合は、その裁判官が簡裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理しています。このケースの場合についてもご協力ください。

【勾留質問における新型コロナ対応】

検察庁及び県警護送係から、被疑者が新型コロナ感染疑いありとの情報が入った

場合は、警察や検察庁の感染防止策なども参考に、勾留質問を[]で行う運用となっています。詳しくは、当直室備え付けの「新型コロナ感染被疑者に対する勾留質問手順」をご覧ください。

★上席説明

第5 困ったときは・・・に関する事項

裁判官は遠慮なく周囲に相談して下さい。庁内に刑事部の部総括、右陪席級がいれば直接相談して頂いて結構です。もし誰もいない場合は、刑事6部田邊までお電話下さい。電話番号は日中及び夜間の執務室の机上にあります。別紙のレジューメを宿日直の前に見返しておいて下さい。他の令状担当裁判官にも配布しております。

当直説明会レジュメ（身柄関係事務）

第 1 はじめに

- 1 当直員間の互助（役割分担）が不可欠
- 2 必ず作業マニュアルを参照
- 3 直ちに報告，連絡，相談（問い合わせ先一覧表）
 - (1) 簡裁事件：被疑者⇒“令状”，“勾留”，“勾留取消”など
 - (2) 地裁事件：被告人⇒“保釈”，“準抗告”，“勾留執行停止”など
 - (3) 過誤事案：管理職⇒地裁庶務課長
- 4 郵便封筒の表記に注意

第 2 令状請求に関する事務

- 1 事務処理の在り方（令状事務関係ファイル）
 - (1) 当直令状事務マニュアル（平成 29 年 3 月版）
 - (2) 令状事務処理の手引（四訂版）
 - (3) 逮捕状請求権者
 - (4) その他
- 2 点検事務の在り方
 - (1) 点検ツール
 - ア 令状事務処理の手引（四訂版）
 - イ チェック票及びその別紙（説明書）
 - (2) 点検のポイント
 - ア 令状請求書
 - イ 令状

ウ 点検

平成29年2月27日付事務連絡に基づいて点検
(平成28年3月11日付高裁首席事務連絡参照)

- ① 被疑者の人定事項の点検
- ② 逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検
- ③ 令状完成後の点検

第3 勾留請求に関する事務

- 1 事務処理の在り方（勾留事務関係ファイル）
 - (1) 勾留事務マニュアル
 - (2) KEITAS操作マニュアル
 - (3) 領事館通報関係
- 2 主に日直職員が処理
“宿直職員の互助”と“適切な引継”

第4 弁護人選任に関する事務

- 1 事務処理の在り方（弁護人選任事務関係ファイル）
- 2 “被疑者国選弁護人”と“私選弁護人”
- 3 要注意!!
 - (1) ファクシミリ送信先
 - (2) 事務遅滞
 - (3) 被疑者国選弁護人選任記録の引継
 - (4) 処理する庁に注意

第5 参考

- 1 「接見等禁止決定のお知らせ」文書同封の廃止
- 2 一般令状，勾留状の庁印押捺廃止
- 3 勾留前援助制度を利用した被疑者国選弁護人
- 4 被疑者国選弁護人の事前請求の見直し
- 5 覚せい剤取締法の改正に伴う罪名表記の変更（覚醒剤取締法）
- 6 被疑者国選弁護人選任等事件記録（表紙）及び国選弁護人候補者指名通知依頼の改訂
- 7 宿直時における被疑者国選弁護人選任の事後請求の処理
- 8 接見禁止決定謄本の作成時期
原本決裁後作成 職印を勾留質問室へ持ち込み
- 9 新型コロナウイルス感染症拡大の防止について
 - (1) 感染が疑われる被疑者に関する情報があれば，地裁庶務課長，刑事訟廷管理官又は簡裁庶務課長に連絡
 - (2) マスク，消毒液・・・裁判官，書記官，通訳人用は当直室，被疑者用は勾留質問室書記官席の引き出し内
 - (3) 勾留質問手続の実施手順，必要備品等
- 10 特別法違反の令状等の罪名にかかる条文の不記載

取 扱 注 意

平成29年3月

当直令状事務マニュアル

名古屋地方裁判所岡崎支部刑事訟廷事務室

1 はじめに（重要）

当直における令状作成・点検事務の基本的な処理については、名古屋地裁及び名古屋簡裁作成の「令状事務処理の手引（四訂版）」を参照する。従って、事務処理に当たっては、手引（四訂版）に総論として記載されている各種令状に共通した確認すべき点、個別の令状ごとに確認すべき点及び参考事項を参照するとともに、点検事務では、必ず手引（四訂版）で示されている当直用チェック票及びその別紙により確認を行う。

また、令状事務処理の手引（四訂版）が改訂された場合は、当然に本当直令状事務マニュアルにもに及ぶので注意されたい。

2 令状事務処理の一般的な留意事項

「令状事務処理の手引（四訂版）」の4頁以降に令状事務の本質、事務担当者の役割分担の明確化、書記官の基本的役割、令状過誤の防止、被疑事件の罪名にかかる関係条文の確認、秘密の保持及びマスコミ対応に触れた記載があるので、必ず一読していただきたい。

令状請求書や一件記録等は、捜査の密行性及び被疑者の人権擁護の観点から、部外者の目に触れないよう注意を払い、部外者がいるときは、被疑者の氏名や事件の内容に触れる話題は慎まねばならない。

マスコミ対応としては、

3 令状受理までの事前準備

令状作成事務は、即時処理を原則とする。

警察署から令状請求の事前連絡があったときは、請求官署名、令状の種類、通数、緊急性の有無（身柄の状況等）、緊急逮捕等の場合には逮捕時刻、令状請求書の到着予定時刻など、その後の令状作成準備に有益な情報を聴取する。

令状請求がなされたときは、速やかに処理に当たれるように、パソコン、支援システム又は令状用紙等を準備しておくが良い。

令状当番裁判官には、適時に連絡し、その後の指示を得る。

4 受付事務

「令状事務処理の手引（四訂版）」を参照する。

(1) 令状請求書の提出

- ア 逮捕状については、その謄本を同時に提出することを要する(刑規139②)。
- イ それ以外の請求についても原本ごとに謄本1通を請求時に提出してもらうこと、差し押さえるべき物、搜索すべき場所等の記載を引用する別紙についても提出してもらうことについては、いずれも管内警察署に依頼済みであるため、適式に提出されているかを確認する。

(2) 令状請求書の宛名

- ア 令状請求書の宛名として空欄部分に、「岡崎簡易」とゴム印を押捺する。
- イ 当庁の当直事務においては、すべての裁判官に簡裁併任辞令があるため、岡崎簡易裁判所の裁判官として処理をする。ただし、簡裁辞令が発令されていない新任判事補が担当する場合は、「名古屋地方裁判所岡崎支部裁判官」として処理することになるため注意を要する。その場合には、当直業務に支障がないように予め周知を図る。

(3) 当直受付日付印

- ア 令状請求書の原本と謄本に当直受付日付印を押捺し、受付時刻を記入する。
- イ 当直受付日付印の傍らに事件番号用のゴム印を押捺し、符号欄に「令る」の事件符号を、番号欄に立件取得した事件番号をそれぞれ記入する。
- ウ 当直受付日付印及び事件番号用ゴム印の傍らに取扱者が認印を押印する。
- エ 当直受付日付印の押捺は、原則として請求書の上部余白部分に押捺するが、文字が重なって不鮮明にならないようにするため、必要に応じてその周辺の

余白部分に押捺するなどの注意を払う。

5 令状点検事務

「令状事務処理の手引（四訂版）」及び「平成29年2月28日付事務連絡」を参照する。

(1) 当直用チェック票及びその別紙は、令状種別ごとに当直室に備え置き、簡裁令状係が管理する。

(2) 適正な令状を発付するために当直用チェック票及びその別紙で示された点検項目について一つずつ確認する。

ア 被疑者の人定事項は、身分関係書類のどれか一つと照合する。

イ 被疑事実の要旨は、統括捜査報告書（訂正書類を含む）と照合する。

ウ 令状完成前の点検については一字一句の点検を励行し、令状完成後の点検については点検事項のポイントを絞って確認する。

エ 事務処理後の当直用チェック票及びその別紙は、令状請求書謄本の末尾にステープラで編綴し、直近の開庁日に簡裁令状係に引き継ぐ。

オ 限られた時間における作業であること、過誤の原因となり得る先入観をできる限り排除する必要があることから、点検作業における当直員間の分担例（「当直における令状点検の分担について」）を参考に適切な役割分担の上作業する。

6 期限切れ令状の返還

令状の再請求（期限内に執行することができなかつたため、更に同一被疑事実で令状を請求する場合をいい、通称「令状更新」という）の場合は、返還すべき令状を発付した裁判所に返還する。例えば、岡崎簡裁で発付した令状であれば、そのまま受領して返還書に当直受付日付印を押捺し、その傍らに取扱者が押印すれば良いが、安城簡裁で発付した令状を返還する場合は、安城簡裁に返還しても

らう必要がある。

7 令状請求を却下又は撤回した場合

「令状事務処理の手引（四訂版）」を参照する。

令状作成事務のために予め作成した令状原稿や書損書類は、必ず破棄する。

8 令状発付後の処理

「平成 29 年 2 月 28 日付事務連絡」を参照する。

(1) 決裁後の点検項目

被疑者名，日付，庁名，庁印，裁判官氏名，裁判官印，契印，訂正印

(2) 警察官への交付時の点検項目

庁印，裁判官印，契印，訂正印

9 その他

令状作成事務に当たって有益な情報（文書）は、本ファイルに編綴されているので、必ず参照していただきたい。

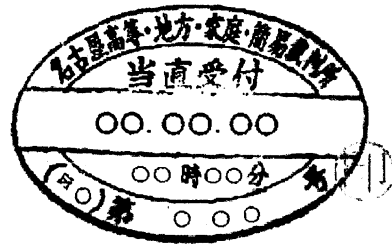
以 上

①当直用チェック票(通常逮捕状請求書)

★の項目は別紙参照

受付時
決裁前

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

原本、謄本に

- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- 5 担当者は押印したか。
- 6 原本、謄本は照合したか。★

逮捕状請求書(甲)

7 作成日付は正しいか。
平成 年 月 日

- 7
- 8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署

刑事部(又は捜査課)に提出したか(又は交付されたか)警察官
〇〇〇〇〇〇



9 請求者の記名、押印があるか。★

- 9
- 10

下記被疑者に対し、〇〇〇〇被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

10 罪名は被疑事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

1 被疑者

氏名
年齢
職業
住居

- 11 身柄関係書類等のどれか一つ確認したか。★
- 12 年齢計算に誤りはないか。★

- 11
- 12

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 13

3 引致すべき官公署又はその他の場所

愛知県〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署

14 記載は必須。下線部分は記載のない場合もある(別件で身柄拘束中等)。

- 14

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 15

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 16

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 17

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

18 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか)

- 18

8 30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

19 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。★
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 19

9 被疑事実の要旨

20 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

- 20

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(通常逮捕状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

①当直用チェック票(通常逮捕状)

★の項目は別紙参照

決裁前
決裁後

3 逮捕状請求書各葉との裁判官契印、訂正印はあるか。★

8

逮 捕 状 (通常)	
被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	2 期間計算は正しいか ★
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 2 期間計算は正しいか ★
<p>有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。</p> <p>3 今日の日付は正しいか。 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>4 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u></p> <p>5 裁判官の記名印は正しいか。</p> <p>6 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。</p> <p>7 裁判官の押印はあるか。</p>	
逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 印	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (点検者印)
逮 捕 の 年 月 日 時 分 及 び 場 所	平成 年 月 日 午前 午後 時 分 で逮捕
引 致 の 年 月 日 時 分	平成 年 月 日 午前 午後 時 分
記 名 押 印	※交付時6.7.8を警察官と指差し点検
送 致 す る 手 続 を し た 年 月 日 時 分	平成 年 月 日 午前 午後 時 分
記 名 押 印	<input type="checkbox"/> (点検者印)
送 致 を 受 け た 年 月 日 時 分	平成 年 月 日 午前 午後 時 分
記 名 押 印	

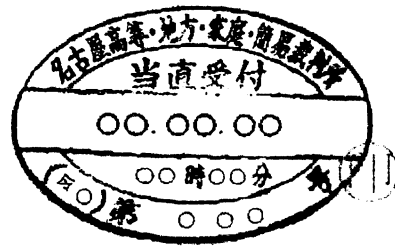
※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

②当直用チェック票(緊急逮捕状請求書)

★の項目は別紙参照

受付時
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。★
- ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★

逮捕状請求書(乙)

7 作成日付は正しいか。
平成 年 月 日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

裁判所
裁判官 殿

警署
司法警察官



9 請求者の記名、押印があるか。★

9

下記被疑者に対し、()被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

10 罪名は被疑事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

10

1 被疑者

氏名
年齢
職業
住居

- 11 身柄関係書類等のどれか一つと確認したか。★
- 12 年齢計算に誤りはないか。★

11
12

2 逮捕の年月日時及び場所

13 記載は必須
逮捕の場所の記載もあるか。★

13

3 引致の年月日時及び場所

14 引致の場所の記載もあるか。★

14

4 逮捕者の官公職氏名

警署長



15 逮捕者の押印はあるか。

15

5 引致すべき官公署又はその他の場所

16 引致後の請求のときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

16

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

17

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由

18 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

18

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

19 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

19

9 被疑事実の要旨

20 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

20

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(緊急逮捕状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

②当直用チェック票(緊急逮捕状)

★の項目は別紙参照

決 決
裁 裁
前 後

9 逮捕状請求書各業との裁判官契印、訂正印はあるか。 9

逮 捕 状 (緊急)	
被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ <div style="text-align: center; font-size: 2em;">○ ○ ○ ○</div>
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 逮捕したことを認めた罪名 被 疑 事 実 の 要 旨 請 求 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	別紙添付(請求書)を参照
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕したことを認める。 2 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 3 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u> 裁 判 官 印	
7 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 8 裁判官の押印はあるか。 印	
引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	5 請求書からの転記は正しいか。(逮捕日時を記載しないこと。) 平成 年 月 日 午 時 分 6 請求書からの転記は正しいか。(逮捕場所を記載しないこと。) 愛知県○○警察署 に引致
送致する手続をした 年 月 日 時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後
記 名 押 印	

1

2

7

3

4

8

5

6

(点検者印)

※点検者が
押印又は署名
をする。

※交付時7.8.
9を警察官と
指差し点検

(点検者印)

注 引致前に逮捕状が請求された場合には、①「引致すべき場所」欄を設けてこれを記載し、

②「引致の年月日時及び場所」欄を「引致の年月日時」と訂正し、③同欄の「に引致」を削除する。★

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

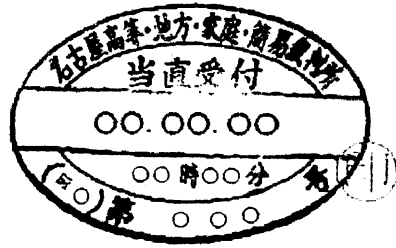
③当直用チェック票(搜索差押許可状請求書)

(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本、謄本は照合したか。★

捜 索
差 押
許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成 年 月 日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

裁判所
裁判官 殿

警視庁 警務部
司法警察員 係



下記被疑者に対する捜査の被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

1 被疑者の氏名

10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★
11 年齢計算に誤りはないか。★

10
11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか)

12

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

13 記載は必須(引用された別紙はあるか)

13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

15

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

17



(搜索差押許可状請求書)

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

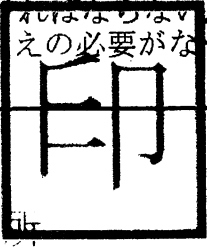
③当直用チェック票(搜索差押許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 裁
裁 前
後

14 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある

搜索差押許可状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する	○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。	2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑事件 について、下記のとおり搜索及び差押えすることを許可する。		
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
搜索すべき場所、 身体又は物	4 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意) (強制採尿の搜索差押許可状は別様式で作成することに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この 場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを 当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成〇〇年〇〇月〇〇日		6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) 名古屋〇〇裁判所		10 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。
裁判官	○ ○ ○ ○ (印)	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 裁判官の記名印は正しいか	11 裁判官の押印はあるか。	11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	9 請求書からの転記は正しいか。★	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる



12 夜間執行の請求はあるか。 12
13 裁判官の押印はあるか。 13

※点検者が押印又は署名をする。
(点検者印)

15 複数請求があり、コピーした場合=項目3, 4, 11につき、全件チェック済

※交付時10.11.13.14を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

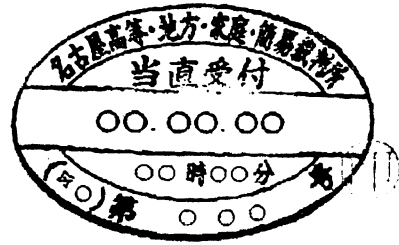
(点検者印)

④当直用チェック票(捜索許可状請求書)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
2 庁別は選択したか。★



原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
・5 担当者は押印したか。
・6 原本、謄本は照合したか。★

捜 索 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか
平成 年 月 日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

裁判所
裁判官 殿

警 察 署
警 察 長 官



下記被疑者に対する 被疑事件につき、捜索許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

1 被疑者の氏名

10 身柄関係書類等があればどれか一つ
確認する。★

10
11

11 年齢計算に誤りはないか。★

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

13

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差し押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

14

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

15

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)*

16

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない)

(捜索許可状請求書)



(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留める。

※点検者が押印又は署名をする。

④当直用チェック票(捜索許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 13

捜 索 許 可 状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要) 被疑事件 について、下記のとおり捜索することを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
捜索すべき場所、 身体又は物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。★ (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
5 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) 名古屋○○裁判所 裁判官 ○ ○ ○ ○ 7 裁判官の記名印は正しいか。		5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 請求書からの転記は正しいか。★ 9 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 10 裁判官の押印はあるか。		8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

11 夜間執行の請求はあるか。 11
12 裁判官の押印はあるか。 12
※点検者が押印又は署名をする。
(点検者印)
※交付時9 10 12 13を警察官と指差し点検
(点検者印)

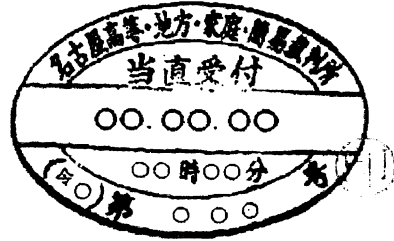
⑤当直用チェック票(差押許可状請求書)

(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★

差 押 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成 年 月 日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

裁判所
裁判官 殿

受取印
可成野守 印



下記被疑者に対する 被疑事件につき、押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要) ★
記

9

1 被疑者の氏名

10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★
11 年齢計算に誤りはないか。★

10
11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

14

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)*
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16



(差押許可状請求書)

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

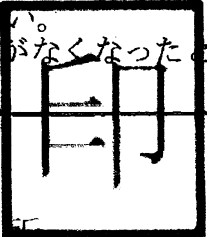

⑤当直用チェック票(差押許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 決
裁 裁
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 13

差 押 許 可 状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について、下記の物を差押えすることを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
5 今日の日付は正しいか。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u> 裁 判 官 ○ ○ ○ ○	9 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	7 裁判官の記名印は正しいか。 10 裁判官の押印はあるか。 警察官 司法警察員	7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
この令状は夜間にも執行することができる 		11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

11 夜間執行の請求はあるか。

12 裁判官の押印はあるか。

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時9、10、12、13を警察官と指差し点検

(点検者印)

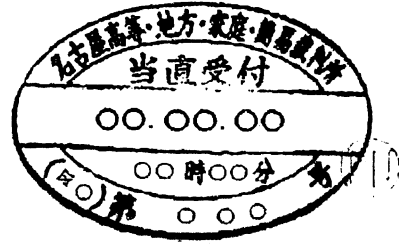
※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

⑥当直用チェック票(検証許可状請求書)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受付時
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
3 時刻は記入したか。
4 事件番号、事件符号は記入したか。★
5 担当者は押印したか。
6 原本、謄本は照合したか。★

検 証 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成 年 月 日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

第五室 裁判所
裁判官 殿

受用印は 警察署
司法警察部



下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、検証許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合ハ罰条の記載が必要)。★
記

9

1 被疑者の氏名

被疑者 氏名 性別 年齢

10 身柄関係書類等があればどれか一つと
確認する。★

10
11

11 年齢計算に誤りはないか。★

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差し押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

14

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)*

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16



(検証許可状請求書)

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

⑥当直用チェック票(検証許可状請求書)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印. 訂正印はある 13

検 証 許 可 状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について、下記のとおり検証することを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
検証すべき場所又は物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)* (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 4 期間計算は正しいか ★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
5 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) 名古屋○○裁判所 裁判官 ○ ○ ○ ○ 印		5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	受領県 警察署 印式警察署 8 請求書からの転記は正しいか。★	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は待問でしか執行することができない。



11 夜間執行の請求はあるか。 11
12 裁判官の押印はあるか。 12

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時9. 10. 12. 13を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

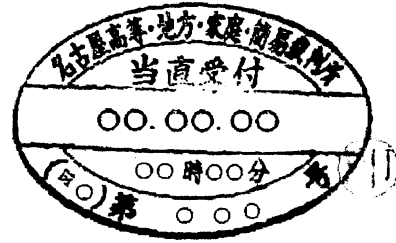
(点検者印)

⑦当直用チェック票(身体検査令状請求書)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号 事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本、謄本は照合したか。★

身 体 検 査 令 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成 年 月 日

- 8 ゴム印の押し忘れ「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

裁判所
裁判官 殿

警察署
回送係 様



下記被疑者に対する 被疑事件につき、
下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

- 9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。
記

1 被疑者の氏名 ○ ○ ○ ○ 10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★

2 身体検査を受ける者

氏名
年齢 昭和○○年○○月○○日生(○○歳) 性別 男

- 11 身柄関係書類等があれば確認する。年齢計算に誤りはないか。
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

職業
健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由

- 12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

4 検査すべき身体の部位

- 13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

- 14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

- 15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(別紙引用の場合は、別紙はあるか。)

7 犯罪事実の要旨

- 16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

(身体検査令状請求書)



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※ 点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

12 引用された別紙各票との裁判官契印、訂正印はある 12

身体検査令状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要) 被疑事件 について、下記の者の身体を検査することを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
検査すべき身体	3 記載は必須★	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
身体検査に関する条件	4 なし。又は裁判官の指示する条件★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金もしくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。		
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は、この令状により身体検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) 名古屋○○裁判所 裁判官 ○ ○ ○ ○		10 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	9 請求書からの転記は正しいか。★	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※点検者が押印又は署名をする。(点検者印)

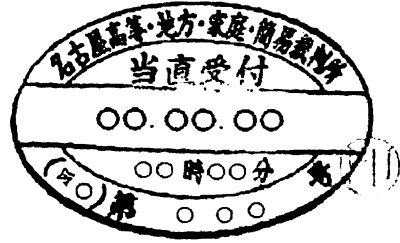
夜間執行の許可は不要であるとするのが実務であるが、裁判官に確認する。
※交付時10、11、12を警察官と指差し点検
このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。(点検者印)

⑧当直用チェック票(鑑定処分許可請求書)

★の項目は別紙参照

受付時 1 2
 決裁前 1 2
 3 4 5 6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
- 3 時刻は記入したか。
 - 4 事件番号、事件符号は記入したか。★
 - 5 担当者は押印したか。
 - 6 原本、謄本は照合したか。★

鑑定処分許可請求書

7 請求日付は正しいか。
 平成 年 月 日

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
 裁判所
 裁判官 殿

7
 8

愛知県警 警務課
 司法警察員



下記被疑者に対する 被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、
 鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
 記

9

鑑定人の職業及び氏名 (例として警察の科学捜査研究所とします)
 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
 警察職員 () 歳

10 (一件記録冒頭の捜査報告書及び鑑定囑託書謄本で確認したか。)★
 鑑定を囑託した年月日
 平成 年 月 日 11 (通常は令状請求の日です。)

10
 11

鑑定囑託事項

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

12

犯罪事実の要旨

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

13

記

1 被疑者の氏名

14 身柄関係書類等があればどれか一つ
 確認する。★
 15 年齢計算に誤りはないか。★

14
 15

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、
 解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

16

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

17 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

17

(鑑定処分許可状請求書)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※ 点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

鑑 定 処 分 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名		1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 □ □
被疑者に対する		○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。	2 □ □
被疑事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。			
鑑 定 人	職 業 氏 名	3 記載は必須 (愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○)、 (○○大学医学部法医学教室 医師 ○○○○) など正確に記載すること。年齢は不要	3 □ □
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物		4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	4 □ □
身体 の 検 査 に 関 する 条 件		5 裁判官の指示により記載する。★ (記載事項がなければ「なし」と記載するか斜線を引く。)	5 □ □
有 効 期 間		平成○○年○○月○○日 まで 6 期間計算は正しいか。★	6 □ □
有効期限経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
7 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日		11 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。	7 □ □ 11 □ □
8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) 名古屋 裁判所		12 裁判官の押印はあるか。	8 □ □ 12 □ □
裁 判 官 ○ ○ ○ ○ 印		9 裁判官の記名印は正しいか。	9 □ □
請求者の官公職氏名		10 請求書からの転記は正しいか。★	10 □ □

※点検者が押印又は署名をする。

□ □
(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※交付時10、11、12を警察官と指差し点検

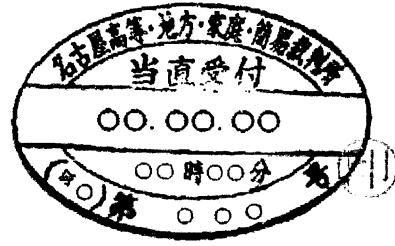
□ □
(点検者印)

⑨当直用チェック票(記録命令付差押許可状請求書)

★の項目は別紙参照

受付時 1
 2
 3
 4
 5
 6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本、謄本は照合したか。★

記録命令付差押許可状請求書

7 請求日付は正しいか。

平成○○年 ○月 ○日

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

東京都○○区 裁判所

裁判官 殿

愛知県○○警察署
 司法警察員 ○○ ○○ ○○



下記被疑者に対する○○○○被疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★

記

1 被疑者の氏名

東京都○○区○○市○○丁目○○番地○○号

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★

11 年齢計算に誤りはないか。★

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか)

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか)

6 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

(記録命令付差押許可状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

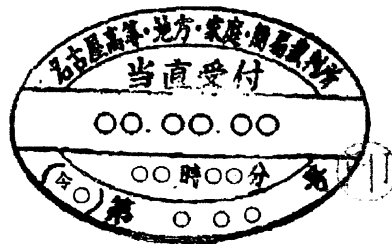
※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

⑩当直用チェック票(搜索差押許可状請求書)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★

捜 索
差 押 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成 年 月 日

- 7
- 8

8 コム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

裁判所
裁判官 殿

警 察 官
捜 査 官



下記被疑者に対する()の被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

- 9

1 被疑者の氏名

10 身柄関係書類等があればどれか一つ
確認する。★
11 年齢計算に誤りはないか。★

- 10
- 11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 12

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 14

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 15

6 日出前又は日没後に行く必要があるときは、その旨及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

- 17



(搜索差押許可状請求書)

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

⑩当直用チェック票(搜索差押許可状) (リモートアクセスによる複写の処分)
★の項目は別紙参照

決 裁 後
前

15 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある

搜索差押許可状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する ○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について, 下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
搜索すべき場所, 身体又は物	4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲	5 記載は必須(引用された別紙はあるか。)* (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意) また, 搜索及び電子計算機の差押えのみを許可した場合, 斜線が引かれているか。	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 6 期間計算は正しいか。★	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は, この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この 易合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 搜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当 裁判所に返還しなければならない。		
7 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) 名古屋○○裁判所		7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁判官 ○ ○ ○ ○ 印		9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	10 請求書からの転記は正しいか。★	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

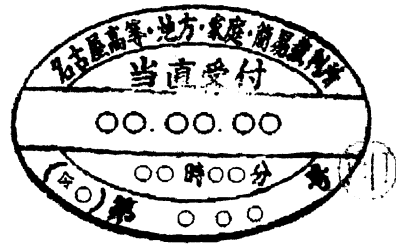
この令状は夜間でも執行することができる 印 13 夜間執行の請求はあるか。 13
14 裁判官の押印はあるか。 14
※点検者が押印又は署名をする。
(点検者印)
※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする ※ 交付時 11 12 14, 15を警察官と指差し点検 (点検者印)

⑪当直用チェック票(差押許可状請求書)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
2 庁別は選択したか、★



- 原本、謄本に
・3 時刻は記入したか。
・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
・5 担当者は押印したか。
・6 原本、謄本は照会したか。★

捜 索
差 押 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成 年 月 日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
裁判所
裁判官 殿

警視庁 警務課
司法警察員 〇〇〇



下記被疑者に対する 被疑事件につき、差押許可状の発付を請求する。
9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

1 被疑者の氏名

- 10 身柄関係書類等があればどれか一つ確認する。★
11 年齢計算に誤りはないか。★
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

10
11

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

13 記載する事項がないので斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

15

6 日出前又は日没後に行く必要があるときは、その旨及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)*
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

17

(差押許可状請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

①当直用チェック票(差押許可状)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

決
裁
前

決
裁
後

14 引用された別紙各業との裁判官契印、訂正印はある 14

差 押 許 可 状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 ○ ○ ○ ○ 被疑事件 について、下記のとおり差押えをすることを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	4 記載は必須(引用された別紙はあるか)★ (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意) また、電子計算機の差押えのみを許可した場合、斜線が引かれているか。	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期限経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u> 裁判官 ○ ○ ○ ○ (印) 8 裁判官の記名印は正しいか。 11 裁判官の押印はあるか。		6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	9 請求書からの転記は正しいか。★	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。

12 夜間執行の請求はあるか。 12
13 裁判官の押印はあるか。 13

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時10 11 13 14を警察官と指差し点検

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

①通常逮捕状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」。
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 序名	2を参照
	9 請求者	<ul style="list-style-type: none"> ・「刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員」、「警部」又は「警視」の記載があるか。 ・検察官又は司法警察員(法199Ⅱ)、特別司法警察職員(法190)である。 ・警察官である司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限られている。 ・特別司法警察職員については、司法警察員として職務を行う者であれば制限はない。 ※逮捕状請求権者名簿は、当直室備え付け刑事ファイルに編てつ
	10 罪名	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	11 12 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」)。 ・住居が不定の場合は「不定」。住居が明らかでない場合は「不詳」 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せんで裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。
	19 軽微事件	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 軽微事件に該当するかを確認する。
20 被疑事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・ 捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。	
令状	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	2 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	8 契印 訂正印	<ul style="list-style-type: none"> ・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

(訟ろ一15-A)

平成28年3月11日

管内地方裁判所刑事首席書記官 殿

名古屋高等裁判所刑事首席書記官 永井克典

当直における令状作成事務について（事務連絡）

令状請求事件については、各庁において、その事務処理が適正に行われるための各種対策を講じていることと思われま

す。令状事務処理を適正に行うためには、どのような部分で誤りが発生しやすいのかの実情を把握したうえで、その原因を踏まえた対策を検討し、令状事件を担当する書記官に慎重な事務処理を行わせることが必要であると同時に、裁判官と書記官との間で、書記官が行うべき事務処理の範囲についての認識を共有しておくことも必要といえます。

ところが一方で、各庁とも令状処理における過誤が発生する都度、再発防止に向けてチェック項目を増やすなどの対策を講じた結果、本来、書記官が行うべき令状事務処理の範囲が不明確なものとなってきていることも否めません。

そこで、各庁に令状事件処理における書記官事務の在り方を検討してもらうため、別添「令状事件処理における書記官が行うべき事務について」のとおり、事務処理の指針を作成しました。

各庁において、本指針を令状を担当する裁判官、書記官等に配布するとともに、令状事件処理における書記官事務の在り方についての議論を進めてください。

なお、議論の結果、事務処理マニュアル等の改正が行われた場合は、高裁刑事訟廷に情報提供をしてください。

令状事件処理における書記官が行うべき事務について

1 はじめに

令状事務に関する過誤が多く発生していることから、各庁とも令状事務が適正に行われるように、マニュアル等を整備し、事務処理態勢を整えている。しかし、過誤が発生する都度、局所的な令状事務処理の見直しが再三行われ、点検事項が増量する等、書記官が本来担うべき標準的な事務処理を曖昧にしている。

このような現状は、令状事務を担当する書記官に過度な負担を求めるのみならず、本来的に書記官が行うべき令状事務処理の精度を落して、起案点検事務に必要以上の時間を要するなど、令状の速やかな発付に支障を来し、かつ、安定した令状事務処理態勢の構築について、懸念を抱かせるものとなっている。

このような視点から、今般、令状事件処理における書記官が行うべき事務について見直しを図る必要があるのではないかとの問題意識から、この指針を作成したものである。

2 令状事件処理における書記官事務

本指針では、通常逮捕の場合における逮捕状請求事件を例にとって一連の書記官事務について整理する。

なお、緊急逮捕状、差押許可状、搜索差押許可状、検証許可状、鑑定処分許可状等の各種許可状の発付に伴う書記官事務も同様に整理することができる。

(1) 令状請求書の補正を促す事務（以下「令状請求書補正事務」という。）

令状請求書について、具体的に任意の補正を促すか否かの判断は、裁判官が行うものである。しかし、実務においては、裁判官の一般的な方針に基づき、書記官が、明白な誤記等について、個別に裁判官の明示の命令を待たずに補正を促す場合が多い。

それゆえ書記官は、令状請求書及び原証拠から得られた令状請求の必要性や根拠を明らかにした捜査報告書（以下「統括報告書」という。）を一読するのみで判断できる明白な誤りについて、補正を促すことが相当である。

(2) 令状起案事務

逮捕状の起案事務は、裁判官による発付審査及び記載要件の確認を補助するものである。また、逮捕状は、「被疑者の年齢、住居、職業、罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所、請求者の官公職氏名」が記載要件となっており、同要件が記載された逮捕状請求書を別紙として引用している。

それゆえその点検の方法は、捜査記録すべてを精緻に確認することまでを求められるものではなく、書記官は、統括報告書の記載内容と引用する請求書の記載に齟齬がないかを照合することで足りるとするのが相当である。

(3) 令状完成後の点検事務

逮捕状完成後の点検事務は、不適法な令状の発付を防ぐために行われるものであり、裁判官が見落とした場合に備えて、交付直前に完成後の点検事務を行うものである。

したがって、令状完成後の書記官の点検は、迅速な交付という点から、「庁印、裁判官の記名・押印、契印、訂正印」の形式的な箇所点検で足りる。

3 当直における令状事務処理事務と令状係における令状事務処理

令状事務における時間及び態勢の面での制約を考えると、書記官が、常に、資料の内容を十分に読み込んで記載の誤りの有無を全て点検することは困難である。そこで、起案事務、点検事務の在り方については、逮捕状の効力や逮捕・勾留手続の適法性に影響を及ぼすものとそうでないものを区別し、重点を置くべき点検項目について、裁判官と書記官との間で認識を共通にしておくことが必要となる。

当直の書記官は、令状処理を日頃しておらず、その知識経験とも十分でなく、裁判官との共通認識は、一般的に形成されていない。このため、当直の書記官に令状事務処理を確実に行わせるためには、その担うべき事務の範囲を限定し、明確化することが重要である。

当直において令状を担当する裁判官には、この点を認識してもらう必要がある。

4 誤りと違法性

しかしながら、逮捕状の全ての誤記が直ちに逮捕状の無効や逮捕・勾留手続の違法を来すとは限らない。逮捕状の記載要件の不備のうち、逮捕状の効力や逮捕・勾留手続の適法性に影響を及ぼすものとそうでないものを区別し、書記官が責任をもって行う事務を検討すべきものと思われる。

5 まとめ

(1) 以上によれば、当直において書記官が行うべき令状事務処理は、次のように分類される。

ア 令状請求書補正事務

書記官は、令状請求書及び統括捜査報告書を一読するのみで判断できる明白な事項について補正を促す。

イ 令状起案事務

書記官は、「被疑者の氏名、有効期間、作成日付、庁名、裁判官記名」を起案し、引用する請求書の「被疑者の年齢、住居、職業、罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所、請求者の官公職氏名」を点検する。

その点検方法は、被疑者の人定事項については、捜査記録に添付されている運転免許証、外国人登録証等、その身上を明らかにした資料のうち一つと、その他の事項については、捜査機関が提出した統括報告書の記載内容を確認すれば足りる。

ウ 令状完成後の点検事務

書記官は、「庁印、裁判官記名下の押印、契印、訂正印」について点検する。

(2) 令状係職員は、日常業務として、令状事件処理に携わっており、その事務範囲について、裁判官との共通認識が形成されている場合が多い。このため、令状係職員においては、本案を踏まえて、改めて、書記官の適正な令状事務の範囲について、裁判官と共通の認識を形成させていくことが求められる。

(3) 刑事首席書記官は、令状事件処理を担当する裁判官に対し、令状事件処理における書記官事務について、十分な理解が得られるよう努める必要がある。

平成29年2月27日

勤務時間外令状担当裁判官 各位
当 直 員 各位

名古屋地方裁判所岡崎支部
岡崎簡易裁判所

事 務 連 絡

当直における令状事務について、当直員が令状点検をする際の資料の範囲を明確化することで点検の迅速化を図り、正確性を高めることを目的として、当直員による令状点検業務の内、被疑者の人定事項の点検、逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検及び令状完成後の点検について、3月1日（水）から下記のとおり見直すこととしましたので、その旨連絡します。

また、当直員が行う令状事務全般については、当直事務室備置きの名古屋地簡裁作成の「令状事務処理の手引（四訂版）」を参照し、点検票等（当直用チェック票及びその別紙）を令状請求書謄本の末尾に合綴した上で簡裁勾留係に引き継いでください。

記

1 当直員による被疑者の人定事項の点検

当直員は、「受付時」と「決裁前」の点検の際に、被疑者の人定事項の点検において、請求書記載の被疑者の人定事項について、捜査記録中に戸籍謄本、住民票、運転免許証、外国人登録証等の身上関係書類が複数ある場合に、従前のように身上関係書類すべてと照合して点検する必要はなく、今後は、そのどれか一つとだけ照合して点検すれば足りる。

裁判官に記録をあげる際は、どの資料と照合したのかを報告するとともに、発

見した誤記等を付せん及び口頭で報告する。

なお、裁判官は、全捜査記録により点検した上で、必要に応じ、直接又は書記官を介して捜査機関に補正を促す。

2 当直員による逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検

当直員は、「決裁前」の点検の際に、逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」について、従前のように全捜査記録と照合して点検する必要はなく、今後は、捜査記録の冒頭に編綴されている統括捜査報告書とだけ照合して点検すれば足りる。

裁判官に記録をあげる際は、発見した誤記等を付せん及び口頭で報告する。

なお、裁判官は、全捜査記録により点検した上で、必要に応じ、直接又は書記官を介して捜査機関に補正を促す。

3 当直員による令状完成後の点検

当直員は、「決裁後」の点検の際に、(1)の項目を点検する。「交付時」の点検の際は、従前のように(1)と同じ項目を点検するのではなく、今後は、(2)の項目だけ点検すれば足りる。

	被 疑 者 名	日 付	庁 名	庁 印	裁 判 官 名	裁 判 官 印	契 印	訂 正 印
(1) 裁判官「決裁後」 の点検項目	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 警察官への「交付 時」の点検項目	×	×	×	○	×	○	○	○

令和2年3月30日

名古屋簡易裁判所刑事裁判官室
同 刑事書記官室名古屋簡易裁判所刑事（令状）係における
覚せい剤取締法等の一部改正を含む法律の施行に伴う令状
の罪名（罰条を含む）の記載方法等について

C) 標記の覚せい剤取締法等の一部改正を含む医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の令和2年4月1日施行（同年政令第39号）に伴う覚醒剤取締法等の主な改正点及び同日以後に発付する令状の罪名（罰条を含む）の記載方法等を下記にまとめましたので、事務の参考にしてください。

なお、令状の罪名（罰条を含む）の記載方法は裁判事項に関することなので、裁判官と書記官との間で認識を共通にしておいてください。

記

第1 覚せい剤取締法違反の令状請求について

- 1 令状（通常逮捕状、緊急逮捕状、捜索差押許可状等）の罪名（罰条を含む）の記載方法等について

C) <令状を令和2年4月1日以後に発付する場合の例>

【覚醒剤の使用】

覚醒剤取締法違反（同法41条の3第1項1号，19条）

【覚醒剤の輸入，輸出，製造】

覚醒剤取締法違反（同法41条1項）

覚醒剤取締法違反（同法41条2項，1項）（営利目的）

【覚醒剤の所持，譲渡し，譲受け】

覚醒剤取締法違反（同法41条の2第1項）

覚醒剤取締法違反（同法41条の2第2項，1項）（営利目的）

【覚醒剤原料所持の場合】

覚醒剤取締法違反（同法41条の4第1項3号，30条の7）

令和2年4月1日以後に発付する上記令状の罪名は「覚醒剤取締法違反」と漢字表記する。令和2年3月31日以前の行為（犯行）であっても、上記令状については、罪名及び罰条は、上記の例によることとし、「令和〇年法律第〇〇号による改正前の覚せい取締法違反（同法〇〇条）」とは表記しない。

2 逮捕状等の令状請求書の罪名等の記載不備について

令和2年4月1日以後において、令状請求書の罪名が「覚せい剤取締法違反」、被疑事実の要旨又は犯罪事実の要旨中「覚せい剤」とそれぞれ平仮名で表記されている場合などにおいて、令状係書記官等は、裁判官の指示に基づき、令状請求担当者において、「せい」の部分「醒」の漢字に訂正させることができる。

3 参考（覚せい剤取締法の一部改正）

(1) 主な改正点

ア 題名の改正：「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

イ 目次，本則，各条文中

ア 「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

イ 改正条文（実務上見られる条文を例示列挙。条ずれはない。）

19条（使用の禁止）

（※41条の3第1項1号は改正なし）

41条1項（輸入，輸出，製造）

（※41条2項（営利目的）は改正なし）

41条の2第1項（所持，譲渡し，譲受け）

（※41条の2第2項（営利目的）は改正なし）

30条の7（覚醒剤原料の所持の禁止）

（※41条の4第1項3号は改正なし）

ウ 各条文中：文言，送り仮名等の変更（修正）

(2) 令状の罪名（罰条を含む）の記載方法について

標記の覚せい剤取締法等の一部改正は常用漢字に採用された「醒」の漢字に改めるにすぎない（刑の変更はない。）ことなどから、上記施行日（4月1日）前にした行為（犯行）であるか、同施行日以後にした行為（犯行）であるか又はその両方であるかにかかわらず、同施行日以後に発付する令状については、単に「覚醒剤取締法違反

(具体的な罰条)」と記載する。

(上記施行日以後に、単に法令名又は条文を掲げれば改正法のそれを意味することになるが、同施行日前にした行為(犯行)であっても、改正前の罪名を示すような記載はしない(同施行日前後で区別しない。)

第2 関税法違反の令状請求(覚醒剤原料関係)について

1 許可状(臨検捜索差押許可状等)の罰条の記載方法等について

<許可状を令和2年4月1日以後に発付する場合の例>

【輸入してはならない貨物(覚醒剤原料関係)】(輸入未遂)

関税法違反(同法109条3項, 1項, 69条の11第1項1号)

令和2年4月1日以後に発付する上記許可状の罰条(覚醒剤原料関係)は、令和2年3月31日以前の行為(犯行)であっても、上記許可状については、罰条は、上記の例によることとし、「関税法違反(令和〇年法律第〇〇号による改正前の〇〇条)」とは表記しない。

ただし、許可状請求担当者(税関職員)が持参した許可状の該当部分の記載方法が上記と異なるときは、担当裁判官に相談する。

2 臨検捜索差押許可状等の許可状請求書の記載不備について

令和2年4月1日以後において、許可状請求書の反則事実の要旨中「覚せい剤原料」と平仮名で表記されている場合などにおいて、令状係書記官等は、裁判官の指示に基づき、許可状請求担当者において、「せい」の部分で「醒」の漢字に訂正させることができる。

3 参考(関税法の一部改正)

(1) 改正条文(覚醒剤原料関係)(実務上見られる条文を例示列举。条ずれはない。)

69条の11第1項1号(輸入してはならない貨物)

「覚醒剤(覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。)」を

「覚醒剤(覚醒剤取締法にいう覚醒剤原料を含む。)」と改める。

(2) 許可状の罰条の記載方法について

上記第1の3の趣旨に同じ。単に「関税法違反(具体的な罰条)」と記載する。

以上

令状事務について

【令状処理において参照する資料等】

- ・令状事務処理の手引き（名古屋地簡裁作成 四訂版）
- ・令状チェック票，同別紙
- ・逮捕状請求権者及び没収保全命令等請求権者名簿
- ・令状・勾留関係等問合せ集

第1 はじめに

厳しい状況下において，迅速かつ過誤のない処理を行うためには，係員同士の協力・協働及び心構えが重要である。

【正確な事務処理を行うための心構え】

- 1 当直用チェック票や説明書の点検項目をしっかりと点検する。
→ 疑問点があれば令状マニュアルや備え付けの文献等を参照する。その上で，裁判官へ相談する。
- 2 令状を警察等へ交付する段階までは，他の人の事務処理やチェックを過信せず，自分の目で必ず点検する。

第2 令状事務の一般的留意事項等

1 機密の保持 ★捜査の密行性，被疑者の人権擁護

当直員が事件内容を話題にして，外部の耳に入ることがあってはならない。捜査内容が外部に漏れると，報道されたりして，被疑者が逃亡してしまい，捜査予定が大きく狂う可能性がある。

2 マスコミ対応 ★窓口一本化（総務課）

3 迅速かつ正確な処理

どちらも重要であるが，迅速さよりも正確さを第一に考え，着実な事務処理を心がける。

→特に，人定事項など形式面は自分の目で確実に1文字ずつ確認する。

4 受付時刻の重要性

当直の場合，すべてに受付時刻を記入しているが，特に緊急逮捕状請求の

場合、重要となる。

- 5 当直員間の連携，裁判官との協働 ★協力・協働体制が過誤を防止する誰かがやってくれているという気持ちではなく，自らの目で確実に点検する気構えが必要である。

第3 令状の分類及び各種令状の処理について

令状の分類については別紙1のとおり

(令状の請求者について)

請求権者は、各種令状ごとに法定されている（法199Ⅱ等）。

(ア)検察官

(イ)検察事務官

(ウ)司法警察職員（司法警察員，司法巡査の別によって，請求できる令状が異なることに注意。司法巡査は緊急逮捕状のみ。）

(エ)特別司法警察職員（麻薬取締官，海上保安官等）

(オ)税関職員，国税局の財務事務官等

第4 令状処理の流れと留意点について

1 予告電話時

(1) 電話着信時の確認事項

請求官署，請求令状の種類・通数

到着予定時間

請求者印と謄本作成者印を必ず持参するように念を押しておく。

(2) 到着直前

令状事件簿，令状用紙，当直用チェック票の準備

受付印（宿直で深夜の際，日付が変わっていないか注意！），庁印

（ 出入口の解錠（宿直で深夜の場合））

2 令状請求の受理・受付

(1) 請求書の提出及び点検

請求書謄本及び令状用の別紙（捜索差押許可状，検証許可状などの場合）が添付されているかを確認する（請求書の謄本は，刑訴規則139条2項で逮捕状請求の場合

のみ定められているが、名古屋地裁管内では、令状請求時にはすべて謄本を添付する慣行になっている。）

(2) チェック票による点検

各種令状に応じて「当直用チェック票」を利用して記載事項等の確認を行う。

請求者の署名または記名並びに押印

請求権限がある者かどうか

「逮捕状請求権者及び没収保全命令等請求権者名簿、通信傍受令状等請求権者名簿」で確認。

謄本に謄本認証日の記載、認証者の署名（又は記名）押印があるか。

請求書に訂正がある場合、請求書原本及び謄本にそれぞれ訂正印があるか。

(3) 受付、立件（担当裁判官の所属庁で立件する。）

当直室備付けの当番表で、担当裁判官の氏名を確認する。

簡裁裁判官→「**令る**」（※地裁裁判官は「令む」）

（例外）

出入国管理及び難民認定法31条による臨検搜索差押許可請求（入国管理局の請求）については、地裁「行ク」、簡裁「行イ」で、使用する事件簿は行政雑事件の令状請求事件簿。

警察官職務執行法3条による保護許可状の請求は必ず簡裁裁判官が処理。事件符号は「行イ」。

【各種の令状に共通の事項】

原本と謄本の同一性、謄本認証

受付印、取扱者認印、事件符号、事件番号、受付時刻（担当裁判官の所属する裁判所に対応する裁判所の箇所（「地・簡」）を○で囲む。）

請求日

請求先の庁名（「豊橋簡易」のゴム印）

請求者の官公職氏名・押印

請求権限ある者からの請求か

※通達の場合、「逮捕状請求権者及び没収保全命令等請求権者名簿、通信傍受令状等請求権名簿」で確認する。

被疑罪名

※「被疑事実の要旨」と矛盾はないか。

※特別法犯の場合に従前は条文を記載していたが、取り扱いが変更され、令状及びその請求書には条文を記載しない取り扱いとなった。

7日を超える有効期間の請求の有無・理由

※原則は7日間（規300）で初日不算入（法55I）

被疑者の人定事項

※必ず一件記録中の身分関係資料の一つと照合し、氏名等の表記に誤字がないか、年齢計算の誤りがないか等確認する。

被疑事実（犯罪事実等）の要旨

表題（令状により、「被疑事実」「犯罪事実」等がある。）

公訴時効

事実があまりに古い場合には注意（令状事務処理の手引「別紙1」参照）。

被疑事実の要旨

※犯行日時及び場所・被害者氏名・被害金額等の記載が正しいかどうかを、統括捜査報告書（冒頭に綴られている。）を一読して確認する。

【緊急逮捕状】

死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪であること（法210）

【捜索差押許可状】

法218条2項の規定による処分（リモートアクセスによる複写の処分）の請求があるか。

※令状の様式が異なるので注意する（令状システムからの出力不可。当直事務室備付けPC内にあるエクセルファイルから出力する）。

夜間執行の許可を求める旨及びその事由の記載があるか。

※趣旨は、「夜間における私生活の平穩」である。

【鑑定処分許可状】

鑑定人に対する囑託は適切に行われているか（囑託書（謄本）があるか。）。

(4) 令状原稿作成，内容の確認

入力の際は、誤字、脱字や変換ミスに気をつけて入力する。

※豊橋支部では「令状システム」を利用して出力する

氏名の表示

誤字はないか（外字に注意する。）、身分関係書類と対照する。

罪名の表示

刑法犯の場合は単に罪名を記載し、特別法犯の場合でも罰条は記載しない。

作成年月日

処理時刻によっては、発付が日をまたぐ場合もあるので注意する。

令状の有効期間

通常7日であるが、これを超える請求もある。

夜間執行許可の文言（捜索・差押・検証許可状の場合）

夜間執行を許可する場合は、その旨の文言の記載及び裁判官の押印が必要である。

別紙の引用は正確になされているか。

別紙の表題は正確か。別紙が複数枚ある場合の特定はされているか。

起案後の点検

令状チェック票を用いて、請求書及び起案した令状の内容を確認する。

(5) 裁判官の決裁へ

3 令状決裁後の手続 →もう一度令状をチェックする。

(1) 決裁後の再審査

チェック表に基づいて、再度、令状の内容を確認する。

決裁前とは別の者による事後チェックを行う。

被疑者氏名

日付と有効期間

受付した日から日をまたいだ場合の作成日と有効期間は注意が必要

庁名

裁判官名、裁判官印、契印、訂正印

(2) 請求者への令状交付

請求者の前で最後の確認

必ず警察官等の令状請求者と共に確認する（口頭で確認しながら、指さし確認）。

※確認部分は、裁判官印、契印、訂正印

□令状，請求書原本及び記録を請求者へ交付し，事件簿の該当箇所に受領印の押印を受ける。

※令状発付後，請求書謄本の後ろに令状チェック表をステープラで綴じて刑事部に引き継ぐ。

4 令状の返還，請求撤回・却下の場合の処理

(1) 令状の返還

- ①有効期間切れの令状は，令状を発付した裁判所に，返還書を添付して返還される。
- ②豊橋簡裁以外の裁判所が発付した令状は，発付した裁判所（例えば新城簡裁等）へ返還するよう指示し，返却する。
- ③正しく返還がされた場合には，返還書に受付印（庁名も選択する。）を押し，クリアファイル等に入れた上，刑事部引継ぎ用のカゴの中に入れて引き継ぐ。

(2) 令状の再請求（令状更新）

→被疑者が所在不明等の理由により，有効期間内に逮捕等ができなかった場合について，裁判所へ有効期間内に令状を返還した上で，さらに同一内容の令状を請求するものである。

- ①有効期間は1か月など，長期間にして請求されるのが通常である。
- ②請求日は，有効期間の末日に限らず，有効期間の前日や前々日に請求されることもある。
- ③実際の処理としては，請求者から返還すべき令状及び返還書並びに新たな令状請求書及び一件記録が提出される。なお，有効期間が満了する令状の返還先が更新令状を発付する裁判所でないときは，新城など返還する予定の令状を事実上借りた上で審査をする。

（この場合は，返還書に受付印を押さないよう注意！）

(3) 請求の撤回

何らかの事情で請求を撤回するとの申出があった場合，請求書の上部欄外余白部分に「撤回」と記入してもらい（原本・謄本とも），原本及び一件記録を返還する（請求書謄本は裁判所で保管）。その際，事件簿の結果欄に

ある「発付」と印刷されている部分を抹消し（訂正印必要）た上で、「撤回」と記入し，受領印をもらう（別紙2の記載例を参照のこと。令状交付の受領印ではなく，一件記録及び請求書原本の返還受領印と考えてください。）。

(4) 令状請求の却下

請求書の上部欄外余白部分に

「本件請求を却下する。

令和〇年〇月〇日

豊橋簡易裁判所 裁判官 ○●○○

と記載した上で，裁判官に決裁してもらう。

請求書謄本には，上部欄外余白部分に「却下」と記載し，書記官が押印して却下した旨を明らかにする（当庁で保管）。請求書原本及び疎明資料は警察官に返還する（規則140条，141条）

事件簿の結果欄の「発付」を抹消し，「却下」と記載して，受領印をもらう。

★実務上は，裁判官からの説明後，警察官が請求を撤回するケースがほとんどである。

★緊急逮捕状請求については，撤回はできず，却下のみである点に注意。

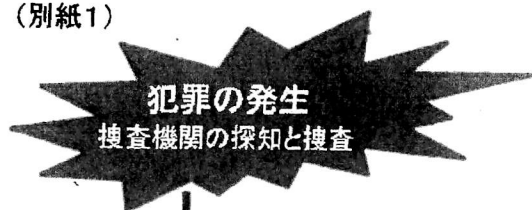
第5 その他

過誤に陥りやすい令状請求書の誤記について

「令状請求書によくある間違い」（資料一令状03）参照

以上

(別紙1)



令状の分類

犯人の身柄確保

逮捕状(通常)

逮捕状請求書(甲)

あらかじめ逮捕状を得て被疑者の身柄を確保するもの(法199)

逮捕状(緊急)

逮捕状請求書(乙)

重大性・緊急性がある場合、逮捕後直ちに逮捕状を求めるもの(法210)

証拠の収集

搜索許可状

証拠資料の発見を目的として、住居・場所に立ち入るための許可状

差押許可状

所有者・占有者から、証拠資料の占有を奪うための許可状

搜索差押許可状

上記搜索と差押を1通の請求書や1つの令状で処理するための許可状

強制採尿

身体検査令状に準ずる配慮が必要な点に注意。

記録命令付差押許可

検証許可状

物・場所の性質や状況を実験・認識するための許可状

身体検査令状

人の身体を検証は、物の場合に比べて慎重な取り扱いが必要となる。

強制採血, 毛髪採取

DNA採取やアルコール濃度測定のために行われるが、軽微としても人体に損傷を与えるの点で強制採尿とは違うので、2つの令状を併用する。

鑑定処分許可

鑑定受託者が身体検査や死体解剖等の鑑定をするための許可状

(別紙2)

令和3年(令る) ※地裁の令状事件簿は(令む)

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
.							発付		
.							発付		
.							発付		
.							発付		

(記載例)

10.20	521	豊橋	覚醒剤取締法違反	武田△雄	緊	池田	発付	印	
"	522	豊川	強盗	松田こと 豊田×夫	通	"	発付	印	
"	523	"	"	"	捜	"	発付	印	
"	524	"	"	"	検	"	発付	印	
"	525	蒲郡	窃盗	三田○代	捜	"	発付	印	

請求日の記入
宿直時には
注意する!

- 緊 緊急逮捕状
 - 通 通常逮捕状
 - 捜 捜索差押許可状
 - 鑑 鑑定処分許可状
 - 差 差押許可状
 - 身 身体検査令状
- などと記入する。

受領時に警察に受領印を忘れ
ずもらう(撤回の際も)。

種別については、鮮明に記入するようにしてください。

令状請求書によくある間違い

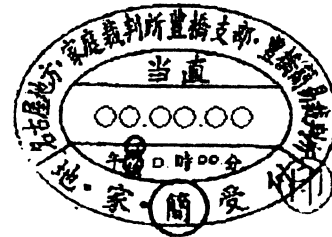
資料—令状02

令状の種類等	該当箇所	内 容	備 考
各請求書共通	被疑罪名	被疑罪名と被疑事実の齟齬 ----- (例)請求書には「窃盗」とあるが、被疑事実が記載されている別紙を見ると「住居侵入」または「建造物侵入」に該当する事実が記載されている。 ----- ★(例)請求書上は覚醒剤所持(同法41条の2第1項, 19条)での請求であるが、被疑事実が記載されている別紙では覚醒剤使用(同法41条の○)に該当する事実が記載されている。 ----- (例)「教唆」、「幫助」、「未遂」の記載の欠落	警察に確認をし、その内容を裁判官に伝える。
	被疑者氏名	同音異字、類似の漢字、字体が異なる次で請求書を作成している。	(例)「崎」と「崎」、「伊藤」と「伊東」、「李」と「季」など
	被疑者年齢	満年齢が誤っている。	身上関係を確認後、年齢早見表で必ず確認すること。
	被疑者の職業	(例)請求書上「不詳」だが、直近の供述調書には、「配管工」と記載されている。	直ちに警察に確認する。
	被疑者住居	地名、地番、マンション名、部屋番号の誤記	住民票等、身上関係書類で確認する。誤記であれば訂正させる。
通常逮捕状請求書	「引致すべき官公署又はその場所」欄	「又は」の部分を「及び」と誤記	警察に訂正してもらう。
通常逮捕状、緊急逮捕状請求書共通	被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由	書類の通し番号の間違い(番号が飛んでいる。)	(同上)
	被疑者の逮捕を必要とする事由	①別紙の場合の表題を「理由」とする誤り(本来は「事由」) ②被疑者の犯罪経歴の件数の数え間違い	(①については同上) (②については総括報告書で判明すれば裁判官に伝える。)
	被疑事実の要旨	①別紙の表題が「犯罪事実の要旨」、「犯罪事実」等と記載されている。 ----- ★②犯行年月日時の誤記がある。 (例)「午前」と「午後」、「27年」と「26年」 ----- ③「同人」が引用する人が誤っている。	正しく「被疑事実の要旨」と記載させる。 ----- 正しく訂正させる。
緊急逮捕状請求書	逮捕年月日、引致年月日欄	引致場所等の記載が漏れている。	警察に記載させる。
捜索差押許可状請求書	差し押さえるべき物	請求書の記載と、警察が持参した別紙の内容が異なっている。	直ちに警察に、どちらが正しいのか確認し、訂正等させる。
	(夜間執行の場合)	通常、被疑者の着衣及び携行品、車両等には夜間執行をつけないのに請求している。	削除させる。
捜索差押許可状、差押許可状請求書共通	犯罪事実の要旨	「被疑事実の要旨」と誤記している。	正しく「犯罪事実の要旨」と記載させる。

①当直用チェック票(通常逮捕状請求書)★の項目は別紙参照

担当者	A	B
受付時	受	決
	付	裁
	時	前
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本、謄本は照合したか。★

(令〇)第 〇〇〇 号 (印)

逮捕状請求書(甲)

7 作成日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
豊橋簡易 裁判所
 裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員 (印)

- 9 請求者の記名、押印があるか。★
- 10 罪名は被疑事実と相違はないか(特別司法官の場合は罰金の記載が必要)★
記

1 被疑者

氏名 〇 〇 〇 〇
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
職業 〇〇〇
住居 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇

- 11 身柄関係書類等で確認したか。★
- 12 年齢計算に誤りはないか。★

- 2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 3 引致すべき官公署又はその他の場所
愛知県〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署
14 記載は必須。下線部分は記載のない場合もある(別件で身柄拘束中等)。

- 4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 6 被疑者の逮捕を必要とする事由
17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
18 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 8 30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
19 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。★
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 9 被疑事実の要旨
20 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(通常逮捕状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

(別紙)

①通常逮捕状

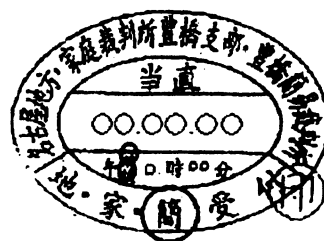
★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 庁名	2を参照
	9 請求者	<ul style="list-style-type: none"> ・「刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員」、「警部」又は「警視」の記載があるか。 ・検察官又は司法警察員(法199Ⅱ)、特別司法警察職員(法190)である。 ・警察官である司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限られている。 ・特別司法警察職員については、司法警察員として職務を行う者であれば制限はない。 ※逮捕状請求権者名簿は、当直室備え付け刑事ファイルに編てつ
	10 罪名	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法一条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	11 12 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」)。 ・住居が不定の場合は「不定」。住居が明らかでない場合は「不詳」 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せて裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。
	19 軽微事件	【「決裁前」点検者は以下も点検する】軽微事件に該当するかを確認する。
20 被疑事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。	
令状	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	2 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	8 契印 訂正印	<ul style="list-style-type: none"> ・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

②当直用チェック票(緊急逮捕状請求書)★の項目は別紙参照

担当者 A B

受付時 1
2

3
4
5
6



(令〇)第 〇〇〇 号 (印)

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★

原本, 謄本に

- ・3 時刻は記入したか。★
- ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本, 謄本は照合したか。★

逮捕状請求書(乙)

7 作成日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ, 「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
豊橋簡易 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 (印)

9 請求者の記名, 押印があるか。★

9
10

下記被疑者に対し, 〇〇〇〇被疑事件につき, 逮捕状の発付を請求する。

10 罪名は被疑事実と相違はないか(特別刑事犯の場合は罰金の記載が必要)。★
記

1 被疑者

氏名 〇 〇 〇 〇
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
職業 〇〇〇
住居 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇

11 身柄関係書類等で確認したか。★
12 年齢計算に誤りはないか。★

11
12

2 逮捕の年月日時及び場所

13 記載は必須
逮捕の場所の記載もあるか。★

13

3 引致の年月日時及び場所

14 引致の場所の記載もあるか。★

14

4 逮捕者の官公職氏名

愛知県〇〇警察署 〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 (印)

15 逮捕者の押印はあるか。

15

5 引致すべき官公署又はその他の場所

16 引致後の請求のときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

16

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

17

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由

18 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

18

8 被疑者に対し, 同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について, 前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは, その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

19 記載する事項がないときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは, 別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

19

9 被疑事実の要旨

20 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

20

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(緊急逮捕状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

(別紙)

②緊急逮捕状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	3 受付時刻	・緊急逮捕状の請求では、受付時刻が重要な意味を持つので、必ず受付に際し、正確な受付時刻を受付日付印の所定の箇所に記入する。
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 庁名	2を参照
	9 請求者	・検察官、検察事務官又は司法警察職員(法2101)、特別司法警察職員(法190)である。 ・司法警察職員は、公安委員会の指定を受けない警察官である司法警察員又は司法巡查も含まれる。 ・請求者は必ずしも逮捕者に限られない。
	10 罪名	・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、 罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文)及び罰則規定の条文の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「首切り制取締法(同法一条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。 ※ 死刑、無期、長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪であることを要するので調査する。
	11 12 被疑者	・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」。) ・住所が不定の場合は「不定」。住所が明らかでない場合は「不詳」。 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せんで裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。
13 逮捕場所	・「場所」の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。	
14 引致日時 引致場所	・引致日時の「午前」「午後」が間違っていることがあるので、請求書における時系列が、①逮捕→②引致→③逮捕状請求の順になっていることを確認する。 ・引致場所の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。 ・引致前に緊急逮捕状が請求された場合には、「引致の年月日及び場所」欄の記載はなく、「引致すべき官公署又はその他の場所」欄に被疑者を引致すべき場所が記載されることになる。	
20 被疑事実の要旨	・ 「被疑事実の要旨」の記載内容に誤り脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。	
令状	※	引致前に逮捕状が請求された場合の令状の記載は、「令状事務処理の手引(三訂版)」緊急逮捕状の項目の記載例を参照
	1 被疑者の氏名	・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	9 契印 訂正印	・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

③当直用チェック票(捜索差押許可状請求書)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

担当者

A B

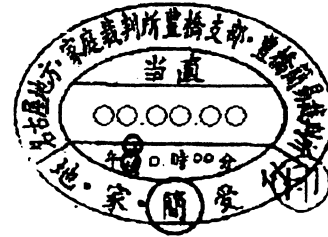
受付時

1
2

- 1 受付日付は正しいか。
2 庁別は選択したか。★

原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
・5 担当者は押印したか。
・6 原本、謄本は照合したか。★



(令)第 〇〇〇 号 (印)

3
4
5
6

捜 索 許 可 状 請 求 書
差 押

7 請求日付は正しいか。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
豊橋簡易 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 (印)

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、捜索差押許可状の発付を請求する。
9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

10 身柄関係書類等で確認したか。★

11 年齢計算に誤りはないか。★

10
11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

15

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

17



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(捜索差押許可状請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

③当直用チェック票(捜索差押許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

担当者 B A
決 決
裁 裁
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はあるか。 13

捜索差押許可状

1 表記文字は正しいか。★

被疑者の氏名



1

被疑者に対する

2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。



2

被疑事件

○) について, 下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。

差し押さえるべき物

3 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)

3

捜索すべき場所,
身体又は物

4 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)
(強制採尿の捜索差押許可状は別様式で作成することに注意)

4

有効期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで 5 期間計算は正しいか。★

5

有効期間経過後は, この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。
○) 有効期間内であっても, 捜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

6 今日の日付は正しいか。

6

令和〇〇年〇〇月〇〇日

7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。

7

(庁名) 豊橋簡易裁判所



裁判官

8

8 裁判官の記名印は正しいか。 10 裁判官の押印はあるか。

10

請求者の官公職氏名

愛知県〇〇警察署

9 請求書からの転記は正しいか。★

9

司法警察員



この令状は夜間でも執行することができる。

11 夜間執行の請求はあるか。

11

12 裁判官の押印はあるか。

12

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

14 複数請求があり, コピーした場合=項目3, 4, 10につき, 全件チェック済



※交付時10,12,13を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。



★点検項目		点検項目の説明
請求書	※	強制採尿の捜索差押許可請求書の記載は、「令状事務処理の手引(四訂版)」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照(令状の様式は通常様式ではなく別様式となることに注意する)
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例…「覚せい剤取締法(同法一条)」 <p>【「決裁前」点検者は以下も点検する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法犯は、六法全書等で、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
10 11 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例…「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 	
16 犯罪事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。 	
令状	※	強制採尿の捜索差押許可状の記載は、「令状事務処理の手引(四訂版)」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例…「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 捜索すべき場所、身体又は物	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 <ul style="list-style-type: none"> ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○ ○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押さえる場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する捜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道上を走行している場合は、自動車そのものを捜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車の所有者とその駐車場所の管理者が同一人であれば、その駐車場と自動車を特定して、捜索差押許可状1通で執行できる。「○○県○○市○○町○○番地○○○○方敷地内に存在する同人所有の○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車の所有者とその駐車場の管理者が異なる場合には、駐車場に対する捜索許可状と、自動車に対する捜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	5 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例…8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。	

① 令状支援ツールメニュー画面

① 令状支援ツール入力画面

? - □ ×

② KEITAS補助ツール入力画面

平成13年1月

令和元年5月

通信傍受に関する事務の手引

通信傍受に関する事務の手引

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律においては、傍受令状請求に関する手続のほか、傍受の原記録の提出、傍受実施状況報告書の提出及び事後審査、傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する手続等に関する規定が設けられ、裁判所において行う事務にも様々なものがある。そこで、同法の施行に当たり、裁判所におけるこれらの手続の実際と、その際に特に留意すべき事項を取りまとめて参考に供することとした（平成13年1月）。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律においては、暗号技術等を活用することにより立会人なしでの傍受の実施の方法が認められ、その際、裁判所が暗号鍵を作成して通信事業者等及び捜査機関に提供することとされた。そこで、改正法の施行に伴い、関連する手続を追記するなどの改訂を行った（令和元年5月）。

凡 例

《法規》

法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）
規則	犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）
刑訴法	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）
刑訴規則	刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）
民訴法	民事訴訟法（平成8年法律第109号）
原記録取扱規程	傍受の原記録等の取扱いに関する規程（平成12年最高裁判所規程第7号）

《通達・事務連絡》

原記録通達	平成12年7月27日付け最高裁総三第79号事務総長通達 「傍受の原記録等の取扱いに関する規程の運用について」
変換符号等通達	平成31年4月18日付け最高裁判二第307号刑事局長通達 「変換符号等の作成及び提供に関する事務の取扱いについて」
変換符号等事務連絡	平成31年4月18日付け刑事局第二課長事務連絡「変換符号等の作成及び提供に関する地方裁判所及び高等裁判所における事務の取扱いについて」
受付分配通達	平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」
押収物等通達	平成7年4月28日最高裁総三第24号事務総長通達「押収物

等取扱規程の運用について」

送付保存通達

平成4年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」

保管記録編成通達

平成12年8月14日付け最高裁総三第85号総務局長，刑事局長通達「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律及び同規則の施行に伴い提出される事件関係書類等の編成について」

原記録保管通知通達

平成12年8月14日付け最高裁総三第88号総務局長，刑事局長通達「傍受の原記録の保管に関する通知について」

《文献》

法の解説

刑事裁判資料第292号「「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」，「刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則」及び「刑事訴訟規則等の一部を改正する規則」の解説」

通信傍受に関する事務の手引

第1章 傍受令状の請求等の手続

第1	傍受令状請求に伴う事務（法3, 4）	1
1	受付	1
2	傍受令状の準備及び裁判官への提出	2
3	傍受令状を発付する場合	4
4	変換符号等の作成・提供に伴う事務	5
5	傍受令状請求を却下する場合	5
6	傍受令状請求が撤回された場合	5
7	傍受令状が返還された場合	6
第2	変換符号等の作成・提供に伴う事務（法9）	7
1	機器等の管理者の準備	7
2	令状担当書記官等の準備	7
3	変換符号等の作成	8
4	対応変換符号の引継ぎ（法23条1項の許可があった場合のみ）	9
5	変換符号等の提供	9
6	機器等の管理者への受領書の送付	9
7	変換符号等作成装置の返却	9
8	管理票及び受領書の整理	10
第3	対応変換符号（法9②ハ）の保管	11
1	対応変換符号の引継ぎを受けた際の事務	11
2	保管	11
3	整理票の整理	12
第4	傍受ができる期間の延長請求に伴う事務（法7, 規則6, 7）	13
1	受付	13
2	裁判官への提出	13

3	延長の裁判をする場合.....	13
4	延長請求を却下する場合.....	14
第2章 通信傍受の記録等		
第5	傍受の原記録の提出に伴う事務.....	16
1	受付.....	16
2	受入れ.....	16
3	保管.....	18
4	整理票の整理.....	19
第6	提供用鍵媒体の返還に伴う事務.....	20
1	令状担当書記官等の確認事項.....	20
2	機器等の管理者への返却.....	20
3	変換符号等の消去.....	20
4	消去後の鍵用記録媒体（USBトークン）の管理.....	20
5	受領書の整理.....	20
第7	傍受実施状況書の提出及び事後審査に伴う事務（法27, 28, 規則11）....	21
1	受付.....	21
2	事後審査の要否の判断.....	21
3	事後審査をする必要がない場合.....	21
4	事後審査をする必要がある場合.....	21
(1)	事後審査の準備.....	21
(2)	事実の取調べ, 判断.....	22
(3)	傍受の処分を取り消す場合.....	22
(4)	傍受の処分を取り消さない場合.....	23
(5)	疎明資料の返還.....	23
5	記録編成.....	23
6	他犯罪通信該当書の提出を受けた場合.....	23

第8	通信の記録消去の通知に伴う事務（規則12）	25
1	受付	25
2	裁判官への報告	25
3	記録編成	25
第9	通信の当事者へ通知をした旨の原記録保管裁判官への通知を受けた場合の事務（法30，規則13）	26
1	受付	26
2	原記録保管裁判官への報告	26
3	記録編成	26
第10	通信の当事者に対する通知をすべき期間の延長請求に伴う事務（法30Ⅱただし書，規則14）	27
1	受付	27
2	裁判官への提出	27
3	延長の裁判をする場合	27
4	延長の請求を却下する場合	27
5	結果の記載	27
6	記録編成	28
第11	傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務（法32，規則15，16）	29
1	受付	29
2	資格の確認等	29
3	原記録保管裁判官への提出	30
4	傍受の原記録の仮出し	30
5	傍受の原記録の調査	31
6	傍受の原記録の聴取等を許可する場合	31
7	傍受の原記録の聴取等許可請求を却下する場合	33
8	疎明資料等の返還	33

9	記録編成.....	33
第12	公判部における傍受記録の聴取及び閲覧等に関する事務.....	34
1	法31条に基づく場合.....	34
(1)	受付.....	34
(2)	資格の確認.....	34
(3)	準備.....	34
(4)	傍受記録の聴取又は閲覧の実施.....	35
(5)	傍受記録の複製の作成及び交付.....	35
(6)	傍受記録の返還.....	35
(7)	記録編成.....	35
2	刑訴法に基づく場合.....	35
(1)	受付（記録係）.....	35
(2)	閲覧等の許否の手続.....	36
(3)	準備.....	36
(4)	閲覧等の実施.....	36
(5)	傍受記録の返還.....	36
(6)	記録編成.....	36
第13	公判部において保管する傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務...	37
1	法32条に基づく場合.....	37
(1)	受付等.....	37
(2)	原記録保管裁判官への提出.....	37
(3)	受訴裁判所からの傍受の原記録の返還.....	37
(4)	傍受の原記録の調査，傍受の原記録の聴取等を許可する場合，許可 請求を却下する場合.....	38
(5)	受訴裁判所への傍受の原記録等の再交付又は再送付等.....	38
(6)	記録編成.....	38

2	刑訴法に基づく場合.....	38
第14	不服申立て（準抗告）に伴う事務（法33）.....	39
1	受付.....	39
2	原記録保管裁判官への通知.....	39
3	関係書類等の取り寄せ.....	39
4	相手方への通知.....	39
5	裁判官への提出.....	39
6	執行停止に関する裁判.....	40
7	不服申立てに対する裁判.....	40
8	関係書類等の返還.....	40
9	記録編成.....	40
10	原裁判官等への結果の通知.....	41
第15	付審判請求事件に伴う事務（法37）.....	42
1	受付.....	42
2	被疑者への通知.....	42
3	付審判決定をする場合.....	42
4	請求を棄却する場合.....	42
5	請求が取り下げられた場合.....	42
6	結果の記載.....	43
7	原記録保管裁判官への通知.....	43
第16	傍受の原記録の保管期間に関する通知に伴う事務（規則17）.....	44
1	受付.....	44
2	裁判官への記録の提出.....	45
3	整理票への記入.....	45
4	記録編成.....	45
第17	傍受の原記録の保管期間の延長に関する事務（法34Ⅱ）.....	46

1	端緒.....	46
2	保管期間を延長する場合.....	46
3	保管期間を延長しない場合.....	46
第18	傍受の原記録の保管期間満了に伴う事務.....	47
1	傍受の原記録の保管期間の調査.....	47
2	原記録保管裁判官の指示等.....	47
3	傍受の原記録等の受領.....	48
4	傍受の原記録等の廃棄.....	48
5	整理票の整理.....	48
6	保管記録の保存.....	49

様式例

様式例 1 - 1	傍受令状請求書 (甲)
様式例 1 - 2	傍受令状請求書 (乙)
様式例 1 - 3	傍受令状請求書 (丙)
様式例 2 - 1	傍受令状
様式例 2 - 2	傍受令状 (法20条1項の許可)
様式例 2 - 3	傍受令状 (法23条1項の許可)
様式例 3	傍受期間延長請求書
様式例 4	記録媒体提出書
様式例 5 - 1	傍受実施状況書 (甲)
様式例 5 - 2	傍受実施状況書 (乙)
様式例 6	通信の傍受又は再生の処分の取消決定
様式例 7	他犯罪通信該当書
様式例 8	通信記録消去通知書
様式例 9	通信当事者に対する通知に関する通知書
様式例10	通知期間延長請求書
様式例11	通知期間延長決定
様式例12	通知期間延長請求却下決定
様式例13	傍受の原記録聴取等請求書
様式例14	傍受の原記録聴取許可決定
様式例15	傍受の原記録聴取許可請求却下決定
様式例16	傍受の原記録の保管に関する通知書
様式例17	傍受の原記録の保管に関する通知書
様式例18	傍受の原記録の保管に関する通知書
様式例19	傍受の原記録の保管期間延長決定

第 1 章 傍受令状の請求等の手続

第 1 傍受令状請求に伴う事務（法3, 4）

1 受付

(1) 傍受令状請求書（規則 3）に受付日付印を押す^{*1}。

* 傍受令状請求書（甲）【様式例 1-1】は、傍受の実施の際に常時立会人を立ち合わせ、通信が行われたときにリアルタイムでその内容の聴取等をする従来型の方式で傍受令状請求をする場合、傍受令状請求書（乙）【様式例 1-2】は法 20 条 1 項の許可の請求をする場合、傍受令状請求書（丙）【様式例 1-3】は法 23 条 1 項の許可の請求をする場合に用いられる。

(2) 令状請求事件簿に登載する（事件符号(む)）。

(3) 請求書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印する。

【確認事項】

① 請求権者（法 4, 規則 2）

検察官（検事総長が指定する検事）又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官，厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官）

② 請求先（法 4, 規則 18, 刑訴規則 299 I）

請求者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官やむを得ない事情があるときは、最寄りの地方裁判所の裁判官

③ 形式的記載事項（規則 18, 刑訴規則 58 I, 60 の 2 II）

作成年月日，請求者の所属官公署，請求者の署名押印（記名押印）

*1 任意の補正 請求書に明らかな過誤又は欠点がある場合には、請求者に任意の補正を促す（受付分配通達記第2の2(2)）。

④ 請求書の記載要件（規則 3）

- * 再請求の場合は、「請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったこと」（規則 3 I ⑩）の記載を要する。
- * 法 20 条 1 項の許可の請求をするときは、「その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項」（規則 3 I ⑪）の記載を要する。
- * 法 20 条 1 項の許可の請求をする際に、法 5 条 4 項後段の申立てをするときは、「当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所」（規則 3 I ⑤）の記載を要する。
- * 法 23 条 1 項の許可の請求をするときは、「その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項^{*2}」（規則 3 I ⑫）の記載を要する。

⑤ 疎明資料の提供（規則 4）

- * 法 4 条 3 項の請求の相当性の判断資料等については、法の解説の 5 条 3 項部分（406 頁以下）を参照。

2 傍受令状の準備及び裁判官への提出

- (1) 以下のとおり、傍受令状請求書に対応する傍受令状用紙に所要の事項を記載し、請求書及び疎明資料とともに裁判官へ提出する。

傍受令状請求書（甲）・・・【様式例 2-1】

傍受令状請求書（乙）・・・【様式例 2-2】

傍受令状請求書（丙）・・・【様式例 2-3】

ア 傍受令状の作成

*2 具体的には、「装置番号（コンピュータ名）BJ-TH0000XXX」等との記載が想定される。

① 傍受令状の記載事項（法 6，規則 5）

* 法 23 条 1 項の許可をするときは、「傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機を特定するに足りる事項」（規則 5③）の記載を要する。

② 傍受ができる期間（法 5 I）

原則として 10 日以内

傍受の実施の開始^{*3}から傍受の実施の終了^{*1}までをいう。

③ 傍受令状の有効期間（規則 18，刑訴規則 300）

原則として 7 日

イ 事実の取調べ

決定をするについて必要がある場合には、事実の取調べができるから（法 38，刑訴法 43Ⅲ），傍受令状請求者の陳述や書類その他の物の提示を求めることができる。

ウ 要件の有無の審査（法 3，8）

傍受令状発付の要件たる事項

① 法 3 条 1 項各号のいずれかに該当すること。

② ①の犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況があること。

③ 他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であること。

④a. 傍受の実施の対象とすべき通信手段が、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用

*3 通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができる状態で通信の状況を監視することをいう（法 5Ⅱ）。なお、法 20 条 1 項又は法 23 条 1 項の場合の解説として、法の解説の 20 条 1 項後段部分（430 頁）及び 23 条 1 項前段部分（464 頁）を参照。

*4 傍受の実施を最終的にやめることをいう。

いられる疑いがないと認められるものを除く。) であること。

b. 傍受の実施の対象とすべき通信手段が，犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものであること。

⑤ 当該請求に係る被疑事実の前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれる場合において，同一の通信手段について，更に傍受をすることを必要とする特別の事情が認められること。

エ 法 20 条 1 項の許可又は法 23 条 1 項の許可の請求があった場合の審査

当該請求を相当と認めるときは，当該請求に係る許可をすることとなる^{*5*6}。

3 傍受令状を発付する場合

(1) 傍受令状の記載要件（法 6，規則 5 等）の確認

特に裁判官の記名押印，裁判所名及び契印（訂正箇所がある場合には訂正印）を確認する。

* 傍受令状の様式に取り違えがないか確認する。

(2) 傍受令状の交付

傍受令状を請求者へ交付する（変換符号等の提供を行う場合は，傍受令状

*5 法の解説の5条3項部分（404頁以下）によると，法20条1項の許可の請求がなされた場合の相当性の判断について，「通信管理者等が実際に通信の暗号化及び一時的保存に用いようとする機器の機能等の技術的措置の内容や，一時的保存をされた暗号化信号を記録する記録媒体の管理の方法等が，通信傍受の実施の適性を担保する上で十分なものであるかという観点から，相当性の判断がなされるものと考えられる。」とされ，法23条1項の許可の請求がなされた場合の相当性の判断について，「捜査機関が特定電子計算機として用いようとする機器の機能等を含め，捜査機関が実際に講じようとする技術的措置等が，立会人による立会いや記録媒体の封印に代わって通信傍受の実施の適正を担保するのに十分なものであるかという観点から，相当性の判断がなされるものと考えられる。」とされている。

*6 法 5 条 4 項後段の申立てがあった場合，その相当性の判断の際に考慮され得る事情の具体

を交付する際に、第2の2(3)の専用封筒に入れて交付する)。

(3) 関係書類の返還

令状請求事件簿に請求者の受領印を受けた上、疎明資料を請求者に返還する。

4 変換符号等の作成・提供に伴う事務

第2のとおり

5 傍受令状請求を却下する場合

(1) 裁判書の記載等(規則18, 刑訴規則140)

傍受令状請求書の余白に次のように記載し、裁判官の記名押印を受ける。

本件請求を却下する。 理由..... 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇地方裁判所 裁判官 ○ ○ ○ ○ 印
--

(2) 令状請求事件簿への記載

令状請求事件簿の「結果」欄の「発付」の文字を抹消し、「却下」と記載する。

(3) 関係書類の返還

3(3)に同じ。

6 傍受令状請求が撤回された場合

(1) 令状請求事件簿への記載

令状請求事件簿の「結果」欄の「発付」の文字を抹消し、「撤回」と記載する。

(2) 関係書類の返還

例については法の解説409頁以下を参照。

3(3)に同じ。

7 傍受令状が返還された場合

- (1) 当該傍受令状に受付日付印を押し，認印する。
- (2) 令状請求事件簿への記載

当該傍受令状請求を登載した項の「備考」欄に「○月○日返還」と記載する。

- (3) 返還された傍受令状を返還令状つづりへつづり込む。

第2 変換符号等の作成・提供に伴う事務（法9）

1 機器等の管理者^{*7}の準備

機器等の管理者は、法20条1項又は法23条1項の許可の請求がある場合は、以下の準備を行う。

- (1) 変換符号等作成装置の起動確認（変換符号等事務連絡記第1の2(1)）
- (2) 必要な個数の鍵用記録媒体（USBトークン）の確認（変換符号等事務連絡記第1の2(1)）

* 法20条1項の許可があった令状請求事件1件につき2個

* 法23条1項の許可があった令状請求事件1件につき3個

- (3) 管理票に鍵用記録媒体の貸出日時及び媒体番号を記載する（変換符号等事務連絡記第1の4）。

管理票は、貸出日時順に、バインダーにとじて整理する（変換符号等事務連絡記第1の5）。

2 令状担当書記官等^{*8}の準備

令状担当書記官等は、3から6までの事務を行うに当たり、以下の準備を行う。

- (1) 変換符号等作成装置の借受け
- (2) 鍵用記録媒体の借受け

管理票に受領印を押印して借り受ける。

- (3) 専用封筒の準備（変換符号等事務連絡記第2の1参照）

* 法20条1項の許可があった場合は(暗), (復)と記載のあるもの

* 法23条1項の許可があった場合は(送), (特), (傍)と記載のあるもの

*7 変換符号等通達記第2の1(1)の変換符号等作成装置等を管理する者をいう。

*8 変換符号等事務連絡記第1の4の令状事務を担当する裁判所書記官その他の裁判所の職員をいう。

- * 事件番号の記入に当たり、「(事件符号省略)」と記載がある場合は、「(む)」の記載に代えて「- (ハイフン)」とする。

(4) 受領書書式の準備 (変換符号等事務連絡記第 2 の 3)

- * 法 20 条 1 項の許可があった場合は変換符号等事務連絡別紙様式第 7
- * 法 23 条 1 項の許可があった場合は変換符号等事務連絡別紙様式第 8
- * 太枠部分に事件番号及び媒体番号を記載する。

3 変換符号等の作成

変換符号等作成装置に鍵用記録媒体 (USB トークン) を接続して、鍵媒体を作製する (変換符号等通達記第 1 の 3, 変換符号等事務連絡記第 2)。

(1) 法 20 条 1 項の許可があった場合

- ア 暗号化用鍵媒体を作製し、**暗**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。
- イ 復号用鍵媒体を作製し、**復**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。
- ウ ア及びイの封筒をのり付けして封じ、封じ目に認印を押す。

(2) 法 23 条 1 項の許可があった場合

- ア 送信装置用鍵媒体を作製し、**送**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。
- イ 特定電子計算機用鍵媒体を作製し、**特**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。
- ウ ア及びイの封筒をのり付けして封じ、アの封筒の封じ目に認印を押す。
- エ 保管用鍵媒体 (変換符号等作成装置においては、「傍受の原記録聴取等装置」と表示される。) を作製し、**傍**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する (のり付けはしない)。

4 対応変換符号の引継ぎ（法23条1項の許可があった場合のみ）

- (1) 係書記官^{*9}に㊦と表示の封筒ごと保管用鍵媒体を引き継ぎ、受領書書式（変換符号等事務連絡別紙様式第8）の裁判所使用欄の二重枠部分に媒体番号及び引継日を記入する。
- (2) 引継後の保管事務については、第3のとおり

5 変換符号等の提供

- (1) 法20条1項の許可があった場合
 - ア ㊧，㊨とそれぞれ表示の各封筒に入れた提供用鍵媒体を請求者に交付し、受領書（変換符号等事務連絡別紙様式7）の提出を受ける。
 - イ 令状請求事件簿の備考欄に「20条」と記載する（変換符号等事務連絡記第3の3）。

- (2) 法23条1項の許可があった場合

- ア ㊩，㊪とそれぞれ表示の各封筒に入れた提供用鍵媒体を請求者に交付し、受領書の提出を受ける。
- イ 令状請求事件簿の備考欄に「23条」と記載する（変換符号等事務連絡記第3の3）。

6 機器等の管理者への受領書の送付

請求者から提出を受けた受領書を、機器等の管理者に送付する（変換符号等事務連絡記第3の4）。

7 変換符号等作成装置の返却

- (1) 令状担当書記官等は、鍵媒体の作製を終えたときは、変換符号等作成装置を機器等の管理者に返却する（変換符号等事務連絡記第2の5）。
- (2) 機器等の管理者は、適宜の時期に、変換符号等作成装置の機能により、変換符号等のバックアップデータを作成し、DVD-R等に複製して保存する（変換符号等事務連絡記第2の5）。

*9 原記録取扱規程3条の原記録保管裁判官の下に配置された裁判所書記官をいう。

換符号等事務連絡記第 1 の 6)。

8 管理票及び受領書の整理

機器等の管理者は、令状担当書記官等から送付を受けた受領書を、これに対応する管理票の直後につづり込む（変換符号等事務連絡記第 1 の 5）。

第3 対応変換符号（法9②ハ）の保管

1 対応変換符号の引継ぎを受けた際の事務

(1) 整理票の作成

ア 係書記官は、対応変換符号（法9②ハ）の引継ぎを受けたときは、**㊦**と表示された専用封筒記載の媒体番号と中身の保管用鍵媒体の媒体番号が同一であることを確認の上、傍受の原記録等整理票（以下「整理票」という。）を作成する（原記録取扱規程6Ⅱ，原記録通達記第1の1）。

イ 係書記官は、整理票に引継ぎを受けた年月日を記載した上、係書記官印欄に押印する。

(2) 主任書記官の認印

係書記官は、専用封筒に入れた保管用鍵媒体及び整理票を主任書記官に提出し、整理票の所定の箇所に主任書記官の認印を受ける（原記録通達記第1の5）。

(3) 保管物主任官への送付

係書記官は、(2)の手続を終えた後、専用封筒に入れた保管用鍵媒体及び整理票を保管物主任官に送付する（原記録取扱規程6Ⅱ）。

2 保管

(1) 保管物主任官は、専用封筒に入れた保管用鍵媒体及び整理票の送付を受けたときは、保管用鍵媒体の媒体番号、種類（記載例：「USBトークン（対応変換符号）」）を確認し、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載する（原記録取扱規程6Ⅱ，原記録通達記第2の1，第2の2。）^{*10}。

(2) 保管物主任官は、係書記官から送付を受けた整理票に受領年月日及び傍受の原記録等原簿の進行番号を記載して押印した上、これを係書記官に返還し

*10 傍受の原記録等原簿は、傍受の原記録1通ごと又は保管用鍵媒体1個ごとに1欄を使用して記載し、司法年度ごとに更新する。

(原記録通達記第2の3) , 専用封筒に傍受の原記録等原簿の進行番号を記載する。

(3) 保管物主任官は、専用封筒に入れた保管用鍵媒体を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区分して、かつ、施錠のできる保管庫等に保管する(原記録取扱規程7Ⅲ)。

3 整理票の整理

係書記官は、保管物主任官から整理票の返還を受けたときは、受領年月日及び進行番号の記載並びに保管物主任官の認印を確認した上、バインダーにとじて保管する*11。

*11 整理票は、傍受の原記録の保管期間中及び保管期間満了後に区分した上、傍受令状請求事件番号の順又は傍受の原記録の提出の順(最初に提出されたものを基準とする)にとじて保管するが(原記録通達記第6の1(1))、傍受の原記録が提出されるまでの間は、例えば、別のバインダーに傍受令状請求事件番号の順にとじて保管しておくなど、適宜の方法によって差し支えない。

第4 傍受ができる期間の延長請求に伴う事務（法7，規則6，7）

1 受付

- (1) 傍受期間延長請求書（法7Ⅰ，規則6ⅠⅡ）【様式例3】に受付日付印を押す。
- (2) 令状請求事件簿に登載する（事件符号(む)）。
- (3) 請求書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し，その傍らに認印する。
- (4) 疎明資料の一部として提出された傍受実施状況書^{*12}について，第7の事務を行う。

【確認事項】（傍受令状請求と同様。第1の1参照）

① 請求権者

検察官又は司法警察員（法7Ⅰ，4Ⅰ）

② 請求先

地方裁判所の裁判官（法7Ⅰ）

③ 形式的記載事項

④ 請求書の記載要件（規則6Ⅱ）

延長を必要とする事由及び延長を求める期間

⑤ 傍受令状の差し出し，疎明資料の提供（規則6Ⅲ）

2 裁判官への提出

請求書，疎明資料，傍受令状を裁判官へ提出する。

3 延長の裁判をする場合

- (1) 傍受令状の裏面に所要の事項を記載し裁判官の押印を受ける^{*13}。

*12 法27条1項及び2項並びに28条1項及び2項の傍受の実施の状況を記載した書面をいう。

「傍受実施状況報告書」の標題の場合もある。

*13 3回目以降の延長請求の場合においては，傍受令状用紙の裏面をコピーし，「傍受の実

- 延長することができる期間（法 7 I）

10 日以内

（傍受ができる期間は、通じて 30 日を超えることができない。）

- (2) 書記官は、傍受令状の裏面に交付年月日を記載し、記名押印する（規則 7 II）。
- (3) 傍受令状、請求書、疎明資料（傍受実施状況書を除く。）を請求者へ交付し（規則 7 I, III, 刑訴規則 141）、令状請求事件簿に受領印を受ける。
- (4) 傍受実施状況書は、第 7 の事務を終えた後、係書記官に送付し、係書記官は、通信傍受に関する保管記録（以下「保管記録」という。）につづり込む（保管記録編成通達記 2(1)）。

4 延長請求を却下する場合

- (1) 傍受期間延長請求書の余白に次のように記載し、裁判官の押印を受ける（規則 7 III, 刑訴規則 140）。

本件請求を却下する。 理由…………… 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇地方裁判所 裁判官 ○ ○ ○ ○ 印
--

- (2) 令状請求事件簿の「結果」欄の「発付」の文字を抹消し、「却下」と記載する。
- (3) 令状請求事件簿に受領印を受けた上、傍受期間延長請求書、傍受令状及び疎明資料（傍受実施状況書を除く。）を請求者に返還する（規則 7 III, 刑訴

施の方法」欄、「傍受の実施に関する条件」欄、「傍受の処分に着手した年月日時」欄、「傍受の実施を終了した年月日時」欄を抹消し、「傍受ができる期間の延長」欄に必要事項を記載して、傍受令状の末尾に添付した上、裁判官が契印する。

規則 141) 。傍受実施状況書については 3(4)と同じ。

第2章 通信傍受の記録等

第5 傍受の原記録の提出に伴う事務

1 受付

- (1) 捜査機関から、記録媒体、記録媒体提出書^{*11}【様式例4】及び傍受令状の写し^{*15}が提出される。
- (2) 記録媒体提出書に受付日付印を押す。
- (3) 提出者が持参する帳簿の「受領印」欄に受付日付印を押す。

2 受入れ

(1) 整理票の作成

ア 係書記官は、記録媒体提出書と対照調査して、記録媒体の種類及び数量等を確認する。

当該傍受令状請求事件について、最初に傍受の原記録が提出されたときは、整理票を作成する（原記録取扱規程5I，原記録通達記第1の1）。

なお、法23条1項の許可があり、対応変換符号の引継ぎを受けたとき

*14 「各記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時」（規則9③）は、現実に各記録媒体へ記録が開始された年月日時及び同記録が終了した年月日時であるところ、法20条1項又は23条1項の許可があり、一時的に保存された通信がある場合には、運用上、再生した通信の開始及び終了の年月日時（当該記録媒体に記録されている通信を全体として見た場合の最初の通信の開始及び最後の通信の終了年月日）が併記される。

*15 記録媒体を提出する場合においては、規則9条に定める事項を記載した書面及び傍受令状の写しを添付しなければならないとされている（規則9）。傍受令状の写しを添付するのは、提出された記録媒体と傍受令状請求事件との関連性を明らかにする事項が全て傍受令状に記載されているので、提出書にこれらの事項を記載する代わりに傍受令状の写しを添付することとするのが合理的であると考えられるためである。

は、その時点で整理票が作成されている（原記録取扱規程 6Ⅱ，原記録通達記第 1 の 1）。

イ 係書記官は、整理票に所要の事項を記載した上、係書記官印欄に押印する（記載事項については、「傍受の原記録の取扱いに関する規程の解説」^{*16}参照。）。

【留意事項】

- ① 傍受の原記録の外形又は封印の状態等に異常がある場合は、整理票の「傍受の原記録の受入れ」欄の「備考」欄にその旨及びその他必要な事項を記載する（原記録通達記第 1 の 2(3)イ）。
- ② 当該傍受令状請求事件について、最後に傍受の原記録の提出を受けたときは、「保管期間に関する事項」欄の初行の「保管終期」欄に、傍受の原記録が最後に提出された日から 5 年を経過する日を記載する。

(2) 原記録保管裁判官への提出

係書記官は、傍受の原記録、記録媒体提出書及び傍受令状の写し並びに整理票を原記録保管裁判官に提出し、整理票の所定の箇所に原記録保管裁判官の認印を受ける（原記録取扱規程 5Ⅰ，原記録通達記第 1 の 3）。

(3) 番号札の貼付等

係書記官は、(2)の手続を終えたときは、番号札に令状事件番号及び符号を記載し、当該傍受の原記録のケース等に貼付する（原記録通達記第 1 の 4(1)）。

(4) 主任書記官の認印

係書記官は、(3)の手続を終えたときは、傍受の原記録、記録媒体提出書及び傍受令状の写し並びに整理票を主任書記官に提出し、整理票の所定の箇所

*16 刑事裁判資料第280号「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」の解説及び関係執務資料131頁

に主任書記官の認印を受ける（原記録通達記 1 の 5(1)）。

(5) 保管物主任官への送付

係書記官は、(4)の手続を終えた後、傍受の原記録及び整理票を保管物主任官に送付する（原記録取扱規程 5Ⅱ）。

(6) 保管記録の作成（記録へのつづり込み）

係書記官は、傍受令状請求事件ごとに保管記録^{*17}を作成し、記録媒体提出書及び傍受令状の写しをつづり込む（保管記録編成通達記第 1。以下保管記録の編成については同通達を参照。）。

3 保管

(1) 保管物主任官は、傍受の原記録及び整理票の送付を受けたときは、傍受の原記録の種類、数量等を確認し、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載する（原記録取扱規程 7Ⅰ，原記録通達記第 2 の 1，第 2 の 2。記載事項については、傍受の原記録の取扱いに関する規程の解説参照。）^{*18}。

(2) 保管物主任官は、係書記官から送付を受けた整理票に受領年月日及び傍受の原記録等原簿の進行番号を記載して押印した上、これを係書記官に返還し、傍受の原記録のケース等に貼付された番号札に傍受の原記録等原簿の進行番号を記載する（原記録通達記第 2 の 3）。

*17 傍受に関する保管記録には、記録媒体提出書のほか、傍受実施状況報告書、法15条に該当するかどうかの審査に関する書類、各種の通知書（規則12, 13, 17等）、通信当事者への通知期間の延長請求に関する書類、傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求に関する書類、各種の不服申立て（傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長請求に対する裁判、検察官及び司法警察員等の行った傍受に関する処分に対する不服申立ては除く。）に関する書類等傍受の原記録に関する書類をつづる。

*18 傍受の原記録等原簿は、傍受の原記録 1 通ごと又は保管用鍵媒体 1 個ごとに 1 欄を使用して記載し、司法年度ごとに更新する。

- (3) 保管物主任官は、傍受の原記録を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区分して、かつ、施錠のできる保管庫等に保管する（原記録取扱規程 5 II）。

4 整理票の整理

係書記官は、保管物主任官から整理票の返還を受けたときは、受領年月日及び進行番号の記載並びに保管物主任官の認印を確認した上、バインダーにとじて保管する。

整理票は、傍受の原記録の保管期間中及び保管期間満了後に区分した上、傍受令状請求事件番号の順又は傍受の原記録の提出の順（最初に提出されたものを基準とする）にとじて保管する（原記録通達記第 6 の 1(1)）。

第6 提供用鍵媒体の返還に伴う事務

1 令状担当書記官等の確認事項

- (1) 1つの事件番号につき提供用鍵媒体が2本返還されたこと（変換符号等事務連絡記第4の2）。
- (2) 封筒の媒体番号の記載と、提供用鍵媒体の媒体番号が一致していること。
 - * 法20条1項の許可があった事件については、**㊦**、**㊧**の封筒
 - * 法23条1項の許可があった事件については、**㊨**、**㊩**の封筒

2 機器等の管理者への返却

- (1) 令状担当書記官等は、1の確認後、提供用鍵媒体を機器等の管理者に返却する（変換符号等事務連絡記第4の3）。
- (2) 機器等の管理者は、当該提供用鍵媒体の受領書に返却日を記入する。

3 変換符号等の消去

- (1) 機器等の管理者は、封筒の媒体番号の記載と、提供用鍵媒体の媒体番号が一致していることを確認の上、変換符号等作成装置を使用し、提供用鍵媒体から、変換符号等を消去する（変換符号等事務連絡記第4の4）。
- (2) (1)の消去後、封筒を廃棄する。

4 消去後の鍵用記録媒体（USBトークン）の管理

機器等の管理者は、3の消去後は、新たな傍受令状請求があった際に提供用鍵媒体又は保管用鍵媒体として使用できるようにするため、鍵用記録媒体として管理する（変換符号等事務連絡記第4の5）。

5 受領書の整理

当該管理票に対応する各受領書の返却日欄の記入が全て終了したときは、当該管理票を別のバインダーにとじて整理する^{*19}（変換符号等事務連絡記第1の5）。

*19 管理票の貸出日時順にとじる。

第7 傍受実施状況書の提出及び事後審査に伴う事務（法27, 28, 規則11）

1 受付

- (1) 傍受実施状況書【様式例 5-1, 5-2】^{*20}に受付日付印を押す。
- (2) 提出者が持参する帳簿の「受領印」欄に受付日付印を押す。

2 事後審査の要否の判断

提出された傍受実施状況書について法27条1項6号, 同条2項4号, 法28条1項9号又は同条2項6号^{*21}の記載の有無を調査する^{*22}。記載がある場合には, 事後審査の手続をする。

3 事後審査をする必要がない場合

- (1) 原記録保管裁判官に傍受実施状況書を提出する。
- (2) 傍受実施状況書を保管記録につづり込む。

4 事後審査をする必要がある場合

(1) 事後審査の準備

裁判官に, 傍受実施状況書, 保管記録を提出する。

裁判官から, 事実の取調べ（傍受記録の取調べ, 傍受の原記録の取調べ等）をする旨の指示を受けた場合には, その準備^{*23}をする。

*20 法27条1項及び2項並びに28条1項及び2項の傍受の実施の状況を記載した書面をいう。

「傍受実施状況報告書」の標題の場合もある。

*21 「第15条に規定する通信については, 当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由」

*22 別紙として傍受実施状況書に添付されるものと予想される。これに付せんを貼るなどし, 判断漏れのないようにするのが相当である。

*23 傍受記録を捜査機関から借り受ける, 傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）の仮出しの手続をするなど。また, 庁用の傍受の

(2) 事実の取調べ^{*21*25}，判断

(3) 傍受の処分を取り消す場合

ア 決定書草稿【様式例6】を作成し，裁判官の押印を受ける。

取消しの対象となる通信により，取り消す処分（「傍受」，「再生」又は「傍受又は再生」の別）及び根拠条文（「27条3項」又は「28条3項」の別）が異なることになる。

イ 決定書謄本を速やかに傍受実施状況書を提出した者に送達する^{*26}。

原記録聴取等装置（平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については，多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。）を準備する。

*24 傍受の原記録（法25条4項の規定により提出されたもの）を取り調べる場合の開封の手続

○ 傍受の原記録を開封する場合（原記録運用通達記第1の4(2)）

傍受の原記録の封印を開封する場合は，傍受の原記録のケース等に貼付されている番号札の「開封年月日」欄，「開封事由」欄，「開封者印」欄に，開封者が所要の事項を記載し，署名又は押印する。

○ 開封の方法

封印は，ケースの開閉部分にまたがるように貼られ，その上に透明シールが帯状に貼られているので，開封する際は，ケースの開閉部分をカッター等で切り，封印及び透明シールはそのまま貼付しておく。

*25 傍受の原記録に対応変換符号を用いなければ復元できない通信等が記録されている場合にこれを取り調べる場合は，傍受の原記録聴取等装置の機能により，保管用鍵媒体を挿入してその内容を聴取することになる。

*26 司法警察員がした傍受の処分を取り消す場合において，検察官に対しても通信の記録の消去を命ずる場合（法33Ⅲ）には，検察官にも送達する必要がある。

検察官に送達する場合には，検察庁に送付し（規則18，刑訴規則64），司法警察員に送達する場合には，交付送達（規則18，刑訴規則65）又は郵便による送達（いわゆる特別送達。法38，刑訴法54，民訴法99）をすることになる。

(4) 傍受の処分を取り消さない場合

ア 傍受実施状況書の法 27 条 1 項 6 号，同条 2 項 4 号，法 28 条 1 項 9 号又は同条 2 項 6 号の記載部分の余白に，「通信傍受法 15 条に該当するかどうかの審査済み」である旨及び審査をした日付を記載し，裁判官の記名押印を受ける^{*27}。

イ 傍受実施状況書の提出者に電話等で結果を通知して，それを記録上明らかにする。

(5) 疎明資料の返還

疎明資料を提供者に返還する。

5 記録編成

傍受実施状況書及び決定書を保管記録につづり込む^{*28}。

6 他犯罪通信該当書の提出を受けた場合

(1) 受付

ア 他犯罪通信該当書【様式例 7】^{*29}に受付日付印を押す。

イ 提出者が持参する帳簿の「受領印」欄に受付日付印を押す。

(2) 保管記録から，当該他犯罪通信該当書に記載されている傍受実施状況書を調査する。

(3) 当該他犯罪通信該当書及び保管記録を裁判官に提出する。その余の事務は，

*27 法15条に該当する通信に関する記載が複数ある場合には，それぞれについてこのような記録を残しておくのが相当である。

*28 傍受実施状況書は，保管記録の冒頭にまとめてつづる（保管記録編成通達記2(1)）。

*29 傍受実施状況書を提出した後，法14条2項により傍受をした通信を翻訳又は解読した結果，法15条に規定する通信に該当する通信があると認められた場合も，法27条3項又は28条3項の審査をする必要がある。そのために，これらの書面が，傍受実施状況書を追完するものとして提出され，法27条3項又は28条3項の審査を受けることになる。

傍受実施状況書の提出を受けた場合と同じ。

第8 通信の記録消去の通知に伴う事務（規則12）

1 受付

通信記録消去通知書【様式例8】^{*30}に受付日付印を押す。

2 裁判官への報告

通信記録消去通知書を裁判官に提示し、通知内容を報告する^{*31}。

3 記録編成

通信記録消去通知書を保管記録につづり込む。

*30 通信記録消去通知書には、傍受記録作成調書写しが添付され、これを引用して傍受記録が特定される。

*31 法32条1項に基づく傍受の原記録の聴取等は、傍受記録に記録されている通信の当事者が傍受記録の聴取等をした通信の記録に相当する部分について認められているから、裁判官が当該通信が傍受記録に記録されているものかどうかを判断するに際して必要な情報となる。通信記録消去通知は、通信が傍受記録に記録されているか否かを原記録保管裁判官が把握することができるようにするためのものである。

傍受の原記録の聴取等の請求に際しては、原記録保管裁判官は、傍受実施状況書を索引的に使用して、聴取等させるべき通信を検索することになるのであるが、傍受実施状況書提出後に傍受記録から消去された通信に関する情報も、傍受実施状況書から判明するようにしておく、一覽的に情報が把握でき便宜であり、聴取させるべきでない通信の記録を誤って聴取させるという過誤の防止も期待できる。そのために、傍受実施状況書のコピーを作成しておき、通信記録消去通知がされた場合には、傍受した通信に関する各記載（法27Ⅰ⑤、27Ⅱ③、28Ⅰ⑧又は28Ⅱ⑤）の欄の脇に、その旨及び通知の年月日等を付記しておき、これを原記録保管裁判官あるいは係書記官の手控えとして使用すると便宜であろう。

第9 通信の当事者へ通知をした旨の原記録保管裁判官への通知を受けた場合の事務（法30，規則13）

1 受付

通信当事者に対する通知に関する通知書【様式例 9】^{*32}に受付日付印を押す。

2 原記録保管裁判官への報告

通信当事者に対する通知に関する通知書を原記録保管裁判官に提示し，通知内容を報告する。

3 記録編成

当該通信当事者に対する通知に関する通知書を保管記録につづり込む。

*32 通信当事者に対する通知に関する通知書には，傍受通知書（法30 I）の写しが添付されている（規則13）。

第10 通信の当事者に対する通知をすべき期間の延長請求に伴う事務 (法30Ⅱただし書, 規則14)

1 受付

- (1) 通知期間延長請求書【様式例 10】に受付日付印を押す。
- (2) 刑事雑事件簿に登載する(事件符号(む))。
- (3) 通知期間延長請求書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し, その傍らに認印する。

2 裁判官への提出

通知期間延長請求書及び疎明資料を裁判官へ提出する。

3 延長の裁判をする場合

- (1) 決定書草稿【様式例 11】を作成し, 裁判官の押印を受ける。
- (2) 決定書謄本を送達し, 疎明資料を返還する^{*33}。

【留意事項】

決定の告知は, 延長される前の通知をすべき期間内に行わねばならないので, 検察官又は司法警察員に電話連絡するなどして, 速やかに送達できるようにする必要がある場合もあろう。

4 延長の請求を却下する場合

- (1) 決定書草稿【様式例 12】を作成し, 裁判官の押印を受ける。
- (2) 決定の告知については 3(2)と同じ。

5 結果の記載

- (1) 刑事雑事件簿の結果欄に「認容」又は「却下」と記載する。
- (2) 刑事雑事件簿の備考欄に傍受令状請求事件番号及び保管記録につづり込ん

*33 送達の方法は, 請求者が検察官である場合は, 検察庁に送付し(規則18, 刑訴規則64), 司法警察員である場合は, 交付送達(規則18, 刑訴規則65)又は郵便による送達(特別送達。法38, 刑訴法54, 民訴法99)をすることになる。

だ旨を記載する。

6 記録編成

刑事雑事件記録として編成するが，保管記録が既に作成されているので，当該保管記録につづり込む。

第11 傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務（法32，規則15，16）

1 受付

- (1) 傍受の原記録聴取等請求書【様式例 13】に受付日付印を押す。
- (2) 刑事雑事件簿に登載する（事件符号（む））。
- (3) 複製の作成の請求の場合は，請求者に裁判所の傍受の原記録聴取等装置^{*34}に対応する記録媒体（DVD-R 等）を提出させ，これを受領した旨を請求書に付記する（原記録通達記第 5 の 1）。

【留意事項】

- ア 請求者から，聴取，閲覧又は複製の受取りの希望日を聞く。
- イ 代理人による請求の場合は，当該傍受の原記録の聴取及び閲覧等についての委任状の提供を受ける。

2 資格の確認等

- (1) 法 32 条 1 項による請求の場合
 - ア 請求者が傍受記録に記録されている通信の当事者であるかどうか^{*35}
 - イ 請求者が法 31 条により傍受記録の聴取及び閲覧等をしたかどうか^{*36}

*34 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については，多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。

*35 この確認のためには，次の方法が考えられる。

- ① 請求者に法30条1項の通知（写し）を提出させ，保管記録中の通信の当事者に対する通知に関する通知書（規則13条）と照合する。
- ② 請求に係る通信について，傍受実施状況書の記載等から，それが傍受記録に記録されている通信かどうか及びその通信当事者が誰かを調査する。そして，請求者がその通信当事者であるかどうかを確認する。

*36 この確認のためには，次の方法が考えられる。

ウ 人定確認^{*37}

(2) 法 32 条 2 項による請求の場合

ア 請求者が傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者かどうか^{*38}

イ 人定確認

(3) 法 32 条 3 項による請求の場合

○ 検察官又は司法警察員かどうか

(4) 法 32 条 5 項による請求の場合

○ 検察官により傍受記録又はその複製等の取調べの請求があった被告事件
の被告人又は被告人の弁護人かどうか^{*39}

3 原記録保管裁判官への提出

(1) 請求書、疎明資料及び保管記録を原記録保管裁判官に提出する。

(2) 2 の調査の結果を原記録保管裁判官に報告する。

4 傍受の原記録の仮出し

原記録保管裁判官の指示があった場合には、傍受の原記録（対応変換符号を

① 傍受実施状況書に記載されている捜査機関から、電話などにより、(a)請求者が法31条による傍受記録の聴取及び閲覧等をしたかどうか、(b)どの通信について聴取及び閲覧等をしたかを確認する。

② 事件が検察庁に送致されているかどうかを確認した上、送致されている場合には、送致先の検察庁（検察官）にも法31条による傍受記録の聴取等の有無、範囲を確認する。

*37 請求者の写真が添付されている証明書等（運転免許証等）の提示を求めることなどの方法が考えられる。

*38 この確認のためには、通信に使用した機器の料金支払明細書等の提示を求めるなどして、請求者の通信手段を特定する方法が考えられる。

*39 これについては、起訴状謄本、傍受記録等についての証拠調べ請求書又は当該事件の公判調書（傍受記録等の証拠請求に関する部分）の写し等から確認することができよう。弁

用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。)の仮出しの手続をする(原記録取扱規程 8 I, 原記録通達記第 3 の 1)。

5 傍受の原記録の調査

原記録保管裁判官から、聴取等の許否の判断をするため傍受の原記録の聴取等をする必要がある旨の指示を受けたときは、傍受の原記録を開封し^{*10}、傍受の原記録聴取等装置^{*11}の準備をする。

6 傍受の原記録の聴取等を許可する場合

- (1) 決定書の草稿【様式例 14】を作成し^{*12}、原記録保管裁判官の押印を受け
る。
- (2) 刑事雑事件簿に結果を記載する。

護人からの請求の場合は、更に弁護士選任届等の確認も必要であろう。

*40 傍受の原記録(法25条4項の規定により提出されたもの)を開封する場合(原記録運用通達記第1の4(2))

傍受の原記録の封印を開封する場合は、傍受の原記録のケース等に貼付されている番号札の「開封年月日」欄、「開封事由」欄、「開封者印」欄に、開封者が所要の事項を記載し、署名又は押印する。

○ 開封の方法

封印は、ケースの開閉部分にまたがるように貼られ、その上に透明シールが帯状に貼られているので、開封する際は、ケースの開閉部分をカッター等で切り、封印及び透明シールはそのまま貼付しておく。

*41 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については、多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。

*42 【様式例14】は、規則16条2項の指定を合わせて行う例である。なお、請求に係る通信全部について聴取等を許可する場合には、請求書の余白を利用して決定書を作成することも考えられる。

(3) 請求者に決定書の謄本を送達する^{*43}。この際、聴取等をさせることができる日時を連絡する。

(4) 傍受の原記録の聴取又は閲覧の実施

ア 日時、場所及び時間の指定（規則 16Ⅱ）

原記録保管裁判官から、聴取等許可決定とは別に、聴取又は閲覧の実施について、日時、場所及び時間を指定する旨の指示があった場合は、指定書の草稿を作成し、原記録保管裁判官の押印を受ける。

イ 複製による聴取又は閲覧（規則 16Ⅳ）

原記録保管裁判官の指示があるときは、聴取又は閲覧が許可された通信の記録を別の記録媒体に複写し、聴取又は閲覧用の複製を作成し、これにより聴取又は閲覧をさせる。

ウ 聴取又は閲覧の実施

① 傍受の原記録聴取等装置^{*44}の操作は係書記官が行う（原記録通達記第5の2(1)イ）。

② 原記録保管裁判官の指示があるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員が立ち会う（規則 16Ⅲ）。

エ 聴取又は閲覧の終了後の処理

① 傍受の原記録の聴取又は閲覧が終了した場合は、その旨及びその年月日時を決定書の余白に記載するなどして、記録上明らかにするのが相当である。

② 複製により聴取又は閲覧をさせた場合には、聴取又は閲覧の終了後速

*43 この決定は、送達することを要する（規則18、刑訴規則34）。許可する場合には、請求者は後日聴取等をしに裁判所に出頭するので、その際に送達することも考えられる。

*44 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については、多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。

やかに、当該複製から通信の記録をすべて消去する（原記録通達記第5の3(2)）。

(5) 傍受の原記録の複製の作成及び交付

ア 複製の作成

係書記官は、複製の作成が許可された場合には、傍受の原記録中複製の作成が許可された通信の記録を請求者が持参した記録媒体に複写して複製を作成する（原記録通達記第5の2(1)7, 1）。

イ 複製の交付

アで作成した傍受の原記録の複製を請求者に交付し、受領書を徴する（原記録通達記第5の3(1)）。

7 傍受の原記録の聴取等許可請求を却下する場合

- (1) 決定書^{*45}の草稿【様式例15】を作成し、原記録保管裁判官の押印を受ける。
- (2) 刑事雑事件簿に結果を記載する。
- (3) 申立人に対し、決定書謄本を送達する（規則18，刑訴規則34）。

8 疎明資料等の返還

- (1) 仮出しをした傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を返還する（原記録通達記第3の2(2)）。
- (2) 返還すべき疎明資料等がある場合には、これを返還する。

9 記録編成

刑事雑事件記録として編成するが、通信傍受に関する保管記録が既に作成されているので、当該保管記録につづり込む。

*45 聴取等許可請求が却下される場合には、理由がない場合と、資格のない者からの請求等請求が不適法な場合とがある。

第12 公判部における傍受記録の聴取及び閲覧等に関する事務

1 法31条に基づく場合^{*46}

(1) 受付

ア 傍受記録聴取等請求書に受付日付印を押す。

イ 担当部（受訴裁判所）に傍受記録聴取等請求書を送付する。

【留意事項】

① 請求者から、聴取、閲覧又は複製の受取りの希望日を聞く。

② 複製の作成の請求の場合は、請求者に裁判所の傍受の原記録聴取等装置^{*17}に対応する記録媒体（DVD-R等）を提出させ、これを受領した旨を請求書に付記する（原記録通達記第5の1）。

③ 代理人による請求の場合は、当該傍受の原記録の聴取及び閲覧等についての委任状の提出を受ける。

(2) 資格の確認

請求者が法30条1項の通知を受けた通信の当事者であるかどうかを確認する。

(3) 準備

ア 押収物である傍受記録の仮出し^{*18}の手続をする。

*46 公判において、傍受記録（原本）が証拠として取り調べられ、受訴裁判所がこれを保管している場合に、法31条に基づく傍受記録の聴取等の請求がされる場合があり、本項は、その場合である。

*47 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については、多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。

*48 押収物等取扱規程12条、押収物等通達記第5参照。

① 仮出票に所要の事項を記載し、主任書記官の認印を受けた上、押収物主任官に送付する。

イ 請求に係る通信の記録の存否を調査する。

(4) 傍受記録の聴取又は閲覧の実施

第11の6(4)に準ずる。

(5) 傍受記録の複製の作成及び交付

第11の6(5)に準ずる。

(6) 傍受記録の返還

傍受記録の返還の手続をする^{*19}。

(7) 記録編成

聴取等請求書を提出書類とともに事件記録につづり込む。

2 刑訴法に基づく場合^{*50}

(1) 受付（記録係）

ア 申請者に、できる限り、備付けの刑事事件記録等閲覧・謄写票を申請書として使用させる。

イ 刑事事件記録等閲覧・謄写票（原符）に所要の事項を記載する。

ウ 刑事事件記録等閲覧・謄写票を担当部に送付し、原符に事件を担当する書記官の受領印を受ける。

② 押収物主任官が仮出票に認印した上、保管物主任官に仮出票を送付するので、保管物主任官から押収物である傍受記録を受領する。受領者は、当該仮出票の所定欄に受領印を押す。

*49 押収物等取扱規程13条，押収物等通達記第5参照。

① 傍受記録を保管物主任官に交付して引換えに仮出票を受領する。

② 仮出票に「返還年月日」の記載及び保管物主任官の押印を確認し、仮出票を押収物主任官に送付する。

*50 訴訟関係人から、証拠物の閲覧又は謄写の請求（刑訴法40条1項，270条1項等）があった場合をいう。この場合には、平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件

(2) 閲覧等の許否の手続

ア 裁判長の許可を要する場合には，事件記録とともに刑事事件記録等閲覧・謄写票及び提出書類を裁判長に提出し，刑事事件記録等閲覧・謄写票に許否の記載及び認印を受け，「担当書記官印」欄に押印する。

イ 裁判長の許可を要しないときは，書記官が許否を判断して，刑事事件記録等閲覧・謄写票に所要の記載をして押印する。

(3) 準備

1の(3)に準ずる。

(4) 閲覧等の実施

1の(4)(5)に準ずる。

(5) 傍受記録の返還

1の(6)に同じ。

(6) 記録編成

閲覧・謄写票を提出書類とともに事件記録につづり込む。

第13 公判部において保管する傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務

1 法32条に基づく場合^{*51}

(1) 受付等

第11の1及び2に同じ。

(2) 原記録保管裁判官への提出

ア 請求書、疎明資料、保管記録及び仮出傍受の原記録等送付簿を原記録保管裁判官に提出する。

イ 原記録保管裁判官から、受訴裁判所に対して傍受の原記録の返還を求め
るか否かについて指示を受ける。

(3) 受訴裁判所からの傍受の原記録の返還

ア 係書記官は、(2)イにより返還を求める旨の指示を受けたときは、適宜の
方法により受訴裁判所に連絡して、返還を依頼する。

イ 公判部の担当書記官は、押収物である傍受の原記録（対応変換符号を用
いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）の仮出しをした上、
原記録保管裁判官に送付する。裁判所が還付の決定（刑訴法123I）をし
たときは、還付の手続をする。

ウ 係書記官は、受訴裁判所から傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ
復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）が返還されたときは、速や
かにその旨を原記録保管裁判官及び主任書記官に報告するとともに、返還
年月日を仮出傍受の原記録等送付簿に記載する（原記録通達記第3の
2(5)）。

*51 公判において、傍受の原記録が証拠として取り調べられ、受訴裁判所がこれを保管して
いる場合（傍受の原記録について領置の裁判がされた場合）に、原記録保管裁判官に対し
て傍受の原記録の聴取等が請求された場合の事務である。

- (4) 傍受の原記録の調査，傍受の原記録の聴取等を許可する場合，許可請求を却下する場合

第11の5，6及び7に同じ。

- (5) 受訴裁判所への傍受の原記録等の再交付又は再送付等

ア 係書記官は，傍受の原記録の聴取等の実施が終了したときは，傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。以下(5)において同じ。）を受訴裁判所に再度交付又は送付する。

① 係書記官は，仮出傍受の原記録等送付簿に所要の事項を記載し，原記録保管裁判官及び主任書記官に提出して所定の箇所に認印を受ける（原記録通達記第3の2(3)）。

② 係書記官は，傍受の原記録を受訴裁判所に送付又は交付したときは，仮出傍受の原記録等送付簿に受領印を受け，又は受領書を受け取る（原記録通達記第3の2(4)）。

③ 受訴裁判所の担当書記官は，仮出しをした押収物を他に送付した後その返還を受けた場合の手続をする（押収物等通達記第5の2(6)）。

イ 係書記官は，受訴裁判所から傍受の原記録の還付を受けた場合においては，仮出しをした傍受の原記録の返還の手続をする（原記録通達記第3の3）。

- (6) 記録編成

傍受の原記録の聴取等の請求に関する書類を事件記録につづり込む。

2 刑訴法に基づく場合^{*52}

第12の2に同じ。

*52 訴訟関係人から，証拠物である傍受の原記録の閲覧又は聴取の請求（刑訴法40条1項，270条1項等）があった場合をいう。

第14 不服申立て（準抗告）に伴う事務（法33）

1 受付

- (1) 準抗告申立書に受付日付印を押す。
- (2) 刑事雑事件簿に登載する（事件符号(む)）。
- (3) 準抗告申立書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印する。
- (4) 執行停止が申し立てられている場合には、執行停止申立書に受付日付印を押す。
- (5) 執行停止申立事件の分配について、裁判長等の指示を受ける。

2 原記録保管裁判官への通知

書記官は、当該不服申立てに係る傍受の原記録を保管する原記録保管裁判官に、不服申立てがされた旨を通知する（原記録保管通知通達）。

3 関係書類等の取り寄せ

- (1) 捜査機関に連絡して関係書類を取り寄せる。
- (2) 裁判所（裁判官）から指示があったときは、原記録保管裁判官に対し、傍受の原記録の送付を依頼して、傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を借り受ける。

4 相手方への通知

不服申立てがされた旨を相手方に通知し（法 33Ⅶ，刑訴規則 230），記録上明らかにする^{*53}。

5 裁判官への提出

準抗告申立書（執行停止申立書）及び関係書類を準抗告裁判所を構成する裁判官に提出する。

*53 準抗告申立通知書を作成し、これを郵送等した上、申立書の余白にその旨及び日付を付記して押印する。

6 執行停止に関する裁判

(1) 執行停止の裁判をする場合

ア 執行停止決定草稿を作成し，裁判官の押印を受ける。

イ 申立人，相手方に決定書謄本を送達する。

(2) 執行停止の裁判をしない場合

ア 執行停止申立書の余白に「職権を発動しない」旨の記載をし，裁判長又は裁判官の押印を受ける。

イ 申立人に適宜の方法で通知する。

7 不服申立てに対する裁判

(1) 決定書が作成される。裁判官の押印等を確認の上，決定書謄本を作成する。

(2) 刑事雑事件簿の「終局」欄に，決定の年月日を記載し，「結果」欄に裁判の結果を記載する。

(3) 決定書謄本を申立人及び相手方に送達する^{*54}。

8 関係書類等の返還

(1) 取り寄せた関係書類を返還する。

(2) 借り受けた傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を返還する。

9 記録編成

(1) 不服申立事件に関する記録（執行停止申立事件に関する記録がある場合には，これを合てつする。）を，訟廷記録係に送付する。

(2) 保管記録中に不服申立ての対象となった裁判書がある場合は，その裁判書の直後に一括してつづり込む（保管記録編成通達記第3）。この場合におい

*54 検察官又は司法警察員がした通信の傍受に関する処分に対する不服申立て（法33Ⅱ）に対し，傍受の処分を取り消し，通信の記録の消去を命ずる場合（法33Ⅲ）においては，消去を命ぜられた者に対しても決定書を送達する必要がある。

ては、刑事雑事件簿の「備考」欄に、傍受令状請求事件の事件番号及び保管記録につづり込まれた旨を記載する（送付保存通達記第2の4(3)）。

10 原裁判官等への結果の通知

- (1) 原裁判官に対し、裁判結果を通知する（法33Ⅶ，刑訴規則273，272）。
- (2) 原記録保管裁判官に対し、不服申立てに対する裁判があったこと，その告知の日を通知する（原記録保管通知通達）。

第15 付審判請求事件に伴う事務（法37）

1 受付

- (1) 検察官から付審判請求書，意見書，書類及び証拠物が提出される（刑訴規則 171）ので，受付日付印を押す^{*55}。
- (2) 起訴強制事件簿に登載する（事件符号(つ)）。
- (3) 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し，その傍らに認印する。

2 被疑者への通知

書記官は付審判請求があった旨を被疑者に通知する（刑訴規則 172 I）。

3 付審判決定をする場合

- (1) 決定書が作成される。
- (2) 決定書謄本を請求者，検察官及び被疑者に送達する（刑訴規則 34，174 II）。
- (3) 裁判書を審判をする裁判所に送付等し，書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する（刑訴規則 175）。

4 請求を棄却する場合

- (1) 決定書が作成される。
- (2) 決定書謄本を請求者に送達する^{*56}。
被疑者に適宜の方法で通知する。

5 請求が取り下げられた場合

- (1) 付審判請求取下書に受付日付印を押す。
- (2) 検察官及び被疑者に取下げがあった旨を通知する（刑訴規則 172）。

*55 検察官から送付書等により送付された場合には，送付書に受付日付印を押すことになろう。送付書がない場合には，意見書に受付日付印を押すことになろう。

*56 費用賠償決定（刑訴法269）があったときは，検察官にも送達する（刑訴規則36 I）。

6 結果の記載

起訴強制事件簿に結果を記載する。

7 原記録保管裁判官への通知

- (1) 起訴強制事件を審理する裁判所は、次に掲げる場合に、それぞれに記載された事項を原記録保管裁判官に通知する（原記録保管通知通達）。
 - ① 付審判請求棄却決定を告知したとき 付審判請求棄却決定をした旨
 - ② 付審判請求が取り下げられたとき 付審判請求が取り下げられた旨
- (2) 付審判決定がされた場合において、その公判を審理する裁判所は、被告事件が終結したときに、その旨を原記録保管裁判官に通知する（原記録保管通知通達）。
- (3) 係書記官は、(1)、(2)の通知書の送付を受けたときは、第 16 の事務をする。

第16 傍受の原記録の保管期間に関する通知に伴う事務（規則17）

1 受付

- (1) 検察官から傍受の原記録の保管に関する通知書【様式例 16】を受け取ったときは、内容を確認した上、受付日付印を押す。

【検察官から通知を受ける場合】

- ① 傍受が行われた事件に係る被疑事件について公訴が提起されたとき
- ② ①の被告事件が終結したとき
- ③ 傍受が行われた事件に係る被告事件以外の被告事件において傍受記録又はその複製等が証拠として取り調べられたとき
- ④ ③の被告事件が終結したとき
- ⑤ 法 37 条に規定する罪に係る被疑事件について公訴が提起されたとき
- ⑥ ⑤の被告事件が終結したとき
- ⑦ 法 37 条に規定する罪に係る被疑事件について付審判請求がされたとき
- (2) 他の裁判所から傍受の原記録の保管に関する通知書【様式例 17, 18】^{*57}を受け取ったときは、内容を確認した上、受付日付印を押す。

【他の裁判所から通知を受ける場合】

- ① 法 33 条による不服申立てがあったとき
- ② ①の不服申立事件が終結したとき
- ③ 法 37 条に規定する罪に係る被疑事件について付審判請求がされた場合において、付審判棄却決定がされ、又は取り下げられて当該事件が終結したとき
- ④ ③の場合において、付審判棄却決定に対し抗告が申し立てられたとき
- ⑤ ④の抗告申立事件が終結したとき
- ⑥ ③の場合において、付審判決定がされ、その付審判決定に係る被告事件

*57 原記録保管通知通達別紙様式第1, 第2

が終結したとき

2 裁判官への記録の提出

当該通知書を原記録保管裁判官に提示し、通知内容を報告する。

3 整理票への記入

(1) 1(1)①③⑤⑦又は(2)①④の通知を受けたときは、整理票の「保管期間に関する事項」欄の「公訴提起等」欄に、順次、その事由が発生した年月日及びその事由を記載する（原記録通達記第1の2(4)イ）^{*58}。

(2)ア 1(1)②④⑥又は(2)②③⑤⑥の通知を受けたときは、整理票の「保管期間に関する事項」欄の「事件終結等」欄に、順次、その事由が発生した年月日及びその事由を記載する（原記録通達記第1の2(4)イ）。

イ 当該傍受令状に係る傍受の原記録の保管期間満了の予定日を確定し、当該通知を記載した行の「保管終期」欄に記載する（原記録通達記第1の2(4)ア）^{*59}。

4 記録編成

当該通知書を通信傍受に関する保管記録につづり込む。

*58 刑事被告事件や起訴強制事件の事件番号を確認し、控えておくとう便利である。

*59 保管期間満了予定日の確定

① 事件終結の日から6月を経過する日を確定し、傍受の原記録が提出された日から5年を経過する日といずれが遅いかを比較する。

② ①のうち遅い方の日を「保管終期」に記載する。

第17 傍受の原記録の保管期間の延長に関する事務（法34Ⅱ）

1 端緒

(1) 原記録保管裁判官の指示

原記録保管裁判官から傍受の原記録の保管期間を延長する旨の指示を受ける。

(2) 上申書等が提出された場合

ア 検察官，通信の当事者等関係者から，傍受の原記録の保管期間の延長を求める上申書等が提出された場合には，内容を確認の上，受付日付印を押す。

イ 保管記録及び上申書等を原記録保管裁判官に提出し，傍受の原記録の保管期間に関する判断を得る。

2 保管期間を延長する場合

(1) 決定書草稿【様式例 19】を作成し，原記録保管裁判官の押印を受ける。

(2) 整理票の「保管期間に関する事項」欄の「公訴提起等」欄に，保管期間延長の決定があった日及びその事由を記載し，「保管終期」欄に保管期間の終期を記載する（原記録通達記第1の2(4)7，1）。

(3) 上申書等の提出者に対し，適宜の方法により，傍受の原記録の保管期間が延長された旨，延長期間を通知する。

3 保管期間を延長しない場合

(1) 上申書等の余白に職権発動をしない旨の記載をして，原記録保管裁判官の押印を受ける。

(2) 上申書等の提出者に対し，適宜の方法により，結果を通知する。

第18 傍受の原記録の保管期間満了に伴う事務

1 傍受の原記録の保管期間の調査

- (1) 係書記官は、保管期間の満了した傍受の原記録の整理票を抽出する。
- (2) 係書記官は、当該整理票に係る傍受令状請求事件についての保管記録につづられている保管期間に関する通知書から、保管期間が満了していることを確認する^{*60}。
- (3) 係書記官は、保管期間の満了している傍受の原記録について、その保管期間の延長の必要性の有無を調査する。

2 原記録保管裁判官の指示等

係書記官は、保管期間の調査結果及び保管期間の延長の必要性の有無の調査

*60 保管期間について

傍受の原記録の保管期間は、「傍受の原記録は、第25条第4項若しくは26条第4項の規定による提出の日から5年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事の事件の終結の日から6月を経過する日のうち最も遅い日まで」とされている（法34I）。

傍受の原記録は、法23条1項の許可があった事件を除き、記録媒体の交換等がされて封印されるごとに提出されるから、同一の傍受令状請求事件に係る傍受の原記録であっても、傍受の原記録ごとに保管期間満了日が異なり得る。しかし、1つの傍受令状請求事件に係る傍受の原記録は、特段の事情のない限り、これを一括して処分するのが相当と考えられる。傍受ができる期間は、最大でも30日までとされており、傍受の原記録の提出時期の違いも概ね30日程度に収まると予想されることから、一括して処分したとしても支障はないであろう。

なお、ある被告事件において傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられたり、傍受に関する刑事の事件に係属したりした場合には、当該傍受令状請求事件に係る傍受の原記録すべてについてその保管期間が影響を受けることになるから、この場合には、当該事件に係る傍受の原記録の保管期間は同一時期となる。

結果を原記録保管裁判官に報告し、傍受の原記録の廃棄に関し指示を受ける。

3 傍受の原記録等の受領

- (1) 原記録保管裁判官から当該傍受の原記録を処分する旨の指示を受けた場合には、整理票及び保管記録を原記録保管裁判官に提出し、所定の箇所に認印を受ける（原記録通達記第4の1(2)）。
- (2) 係書記官は、受領票に所要事項を記載し、主任書記官の認印を受ける（原記録通達記第4の1(3)）。
- (3) 係書記官は、受領票を保管物主任官に交付し、これと引換えに傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を受領する（原記録取扱規程9Ⅱ，原記録通達記第4の1(1)）。

4 傍受の原記録等の廃棄

- (1) 傍受の原記録の廃棄は、係書記官が記録媒体上の通信の記録を消去し、又は記録媒体を破壊する方法により行う（原記録通達記第4の3(1)）。
- (2) 係書記官は、廃棄した傍受の原記録を、他の事件記録を廃棄する際等に、処分する。
- (3) 対応変換符号の廃棄は、係書記官がこれを消去する方法により行う（原記録通達記第4の3(2)）。具体的には、傍受の原記録聴取等装置の機能により、保管用鍵媒体として用いていたUSBトークンを初期化する方法による^{*61}。
- (4) 係書記官は、対応変換符号が消去されたUSBトークンを、新たな傍受令状請求があった際に使用できるよう機器等の管理者に引き継ぐ（変換符号等通達記第2の5(2)参照）。

5 整理票の整理

当該傍受の原記録に係る整理票について所要事項を記載した上、既済の整理票をとじるバインダーにとじる（原記録通達記第4の3(3)，第6の1(1)）。

*61 係書記官の立会いのもと、機器等の管理者に消去させることも差し支えない。

6 保管記録の保存

当該傍受令状請求事件に係る保管記録を，速やかに記録係に送付し，保存する（送付保存通達記第2の2(1)ア）。

様式第 1 号の 1 (通信傍受法第 4 条, 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第 3 条)

傍受令状請求書 (甲)

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第 4 条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき, 傍受令状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨, 罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 傍受ができる期間
- 7 7 日を超える有効期間を必要とするときは, その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について, 前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは, その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項

「通信傍受法」とは, 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- (注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは, 省略することができる。

様式第 1 号の 2 (通信傍受法第 4 条, 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第 3 条)

傍受令状請求書 (乙)

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第 4 条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき, 傍受令状の発付を請求し, 併せて通信傍受法第 20 条第 1 項の許可の請求をする。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨, 罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所 (通信傍受法第 5 条第 4 項後段の申立てをする場合にあっては, 傍受の実施の方法, 当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所)
- 6 傍受ができる期間
- 7 7 日を超える有効期間を必要とするときは, その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について, 前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは, その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項
- 10 通信傍受法第 20 条第 1 項の許可の請求をする理由及び通信管理者等に関する事項

「通信傍受法」とは, 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- (注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは, 省略することができる。

様式第 1 号の 3 (通信傍受法第 4 条, 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第 3 条)

傍受令状請求書 (丙)

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第 4 条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき, 傍受令状の発付を請求し, 併せて通信傍受法第 2 3 条第 1 項の許可を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨, 罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 傍受ができる期間
- 7 7 日を超える有効期間を必要とするときは, その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について, 前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは, その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項
- 10 通信傍受法第 2 3 条第 1 項の許可の請求をする理由, 通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

「通信傍受法」とは, 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- (注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは, 省略することができる。

傍 受 令 状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
罪 名 及 び 罰 条	
被疑者に対する上記被疑事件について、下記のとおり通信の傍受をすることを許可する。	
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
傍 受 す べ き 通 信	別紙のとおり
傍 受 の 実 施 の 対 象 と す べ き 通 信 手 段	
傍 受 の 実 施 の 場 所	
傍 受 の 実 施 の 方 法	裏面のとおり
傍 受 の 実 施 に 関 す る 条 件	裏面のとおり
傍 受 が で き る 期 間	傍受の処分に着手した日から 日間
有 効 期 間	令和 年 月 日まで
<p>有効期間経過後は、この令状により傍受の処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても、傍受の理由又は必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
令和 年 月 日 地 方 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

傍受の実施の方法		
傍受の実施に関する条件		
傍受の処分に着手した年 月 日 時	令和 年 月 日 午	時 分
記 名 押 印		
傍受の実施を終了した年 月 日 時	令和 年 月 日 午	時 分
記 名 押 印		
傍 受 が で き る 期 間 の 延 長		
延 長 期 間 令和 年 月 日 まで	延 長 期 間 令和 年 月 日 まで	
理 由	理 由	
令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	
傍受令状を請求者に交付した年月日	傍受令状を請求者に交付した年月日	
令和 年 月 日 裁判所書記官	令和 年 月 日 裁判所書記官	

傍 受 令 状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日生
罪 名 及 び 罰 条	
被疑者に対する上記被疑事件について、下記のとおり犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第20条第1項の規定による通信の傍受をすることを許可する。	
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
傍 受 す べ き 通 信	別紙のとおり
傍 受 の 実 施 の 対 象 と す べ き 通 信 手 段	
傍 受 の 実 施 の 場 所 (犯罪捜査のための通信傍受に 関する法律第5条第4項後段の許 可をする場合にあっては、指定期 間における傍受の実施の場所及 び指定期間以外の期間における 傍受の実施の場所)	
傍 受 の 実 施 の 方 法	裏面のとおり
傍受の実施に関する条件	裏面のとおり
傍 受 が で き る 期 間	傍受の処分に着手した日から 日間
有 効 期 間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により傍受の処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、傍受の理由又は必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 地 方 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

傍受の実施の方法		
傍受の実施に関する条件		
傍受の処分に着手した時 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
傍受の実施を終了した時 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
傍受ができる期間の延長		
延長期間 令和 年 月 日まで	延長期間 令和 年 月 日まで	
理 由	理 由	
令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	
傍受令状を請求者に交付した年月日	傍受令状を請求者に交付した年月日	
令和 年 月 日 裁判所書記官	令和 年 月 日 裁判所書記官	

傍 受 令 状

被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
罪 名 及 び 罰 条	
被疑者に対する上記被疑事件について、下記のとおり犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第23条第1項の規定による通信の傍受をすることを許可する。	
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
傍 受 す べ き 通 信	別紙のとおり
傍 受 の 実 施 の 対 象 と す べ き 通 信 手 段	
傍 受 の 実 施 の 場 所	
傍 受 の 実 施 に 用 い る も の と し て 指 定 さ れ た 特 定 電 子 計 算 機 を 特 定 す る に 足 り る 事 項	
傍 受 の 実 施 の 方 法	裏面のとおり
傍 受 の 実 施 に 関 す る 条 件	裏面のとおり
傍 受 が で き る 期 間	傍受の処分に着手した日から 日間
有 効 期 間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により傍受の処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、傍受の理由又は必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 地 方 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

傍受の実施の方法	
傍受の実施に関する条件	
傍受の処分に着手した時 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍受の実施を終了した時 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍 受 が で き る 期 間 の 延 長	
延 長 期 間 令和 年 月 日 まで	延 長 期 間 令和 年 月 日 まで
理 由	理 由
令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官
傍受令状を請求者に交付した年月日	傍受令状を請求者に交付した年月日
令和 年 月 日 裁判所書記官	令和 年 月 日 裁判所書記官

様式第 2 号 (通信傍受法第 7 条, 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第 6 条)

傍受期間延長請求書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第 7 条第 1 項による指定を受けた司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき,
下記のとおり傍受ができる期間の延長を請求する。

記

1 傍受令状請求の年月日
年 月 日

2 前に延長された期間
始期 年 月 日
終期 年 月 日 (日間)

3 延長を求める期間
始期 年 月 日
終期 年 月 日 (日間)

4 延長を必要とする事由

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

(注意) 枠組みは、省略することができる。

※ 年 第 号

記 録 媒 体 提 出 書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件について、犯罪捜査の
ための通信傍受に関する法律 (以下「法」という。) 第 25 条第 4 項 の規定により、下記の記録
第 26 条第 4 項
媒体を提出します。

記

1 記録媒体の種類及び数量

2 各記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分

3 法第 26 条第 1 項の規定により記録をした記録媒体があるときは、その旨

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

※ 年 第 号

その1

傍 受 実 施 状 況 書 (甲)

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿警察
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、本職は、
傍受令状を 示して、下記のとおり傍受の実施をしたので、本書面を提出しま
す。

記

- 1 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
- 2 被疑者の氏名
- 3 傍受の実施をした者の官公職氏名
- 4 傍受の実施の対象とされた通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第20条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の一時的保存並びに法第21条第1項の規定による暗号化信号の復号を行った通信管理者等の氏名及び職業
- 7 再生の実施をした者の官公職氏名
- 8 法第13条第1項の規定又は法第21条第1項において準用する法第13条第1項の規定による立会人の氏名及び職業
- 9 法第13条第2項の規定又は法第21条第1項において準用する法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見
- 10 法第15条に規定する通信については、各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由
- 11 法第14条第2項の規定により傍受をした通信又は法第21条第4項の規定により再生をした通信について法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

- (注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

その2

傍受の実施の開始又は再開の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時	封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
傍受の実施の中断又は終了の年月日時		記録媒体を取り外した年月日時	
年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分	年 月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分

(注意) 傍受の実施のうち法第20条第1項又は第23条第1項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その3

記録媒体の番号		第		号	
通話 番号	通話の開始及び 終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び 終了の年月日時	傍受の根拠 となった 条 項	通信の当事者の 氏名その他その 特定に資する事項	記録媒体中の記 録箇所を特定す るに足る事項
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		

- (注意)
- 傍受の実施のうち法第20条第1項又は第23条第1項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
 - 傍受の根拠となった条項欄において、「3①」は法第3条第1項を、「14①」は法第14条第1項を、「14②」は法第14条第2項を、「15」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その4

指定期間の開始の 年 月 日 時		傍受の実施の開始又は 再開の年月日時		傍受の実施をしている間の 通話の開始年月日時		復号をされた暗号化 信号、復号をされる 前に消去された暗号 化信号又はそれら以 外の暗号化信号の別		その他対応する 部分を特定する に足りる事項
指定期間の終了の 年 月 日 時		傍受の実施の中断又は 終了の年月日時		傍受の実施をしている間の 通話の終了年月日時				
開始	年 月 日 時 分	開始	年 月 日 時 分	開始	年 月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			
開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			
開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			
開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			
開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			
開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			
開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			
開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	開始	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分	終了	月 日 時 分			

- (注意) 1 法第20条第1項の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

その5

再生の実施の開始又は再開の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時	封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
再生の実施の中断又は終了の年月日時		記録媒体を取り外した年月日時	
年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分	年 月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分

(注意) 法第21条第1項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その6

記録媒体の番号		第		号	
通話 番号	通話の開始及び 終了の年月日時	再生をした通信の開始及び 終了の年月日時	再生の根拠 となった 条 項	通信の当事者の 氏名その他その 特定に資する事項	記録媒体中の記 録箇所を特定す るに足りる事項
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		

- (注意)
- 1 法第21条第1項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
 - 2 再生の根拠となった条項欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第21条第3項を、「21③」は傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信の場合における法第21条第3項を、「21④」は法第21条第4項を、「21⑤」は法第21条第5項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

※ 年 第 号

その1

傍 受 実 施 状 況 書（乙）

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿警察
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、本職は、
傍受令状を 示して、下記のとおり傍受の実施をしたので、本書面を提出しま
す。

記

- 1 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
- 2 被疑者の氏名
- 3 傍受の実施をした者の官公職氏名
- 4 傍受の実施の対象とされた通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第23条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業
- 7 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項
- 8 再生の実施をした者の官公職氏名
- 9 法第15条に規定する通信については、各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
- 10 法第14条第2項の規定により傍受をした通信又は法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第4項の規定により再生をした通信について法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

- （注意）
- 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。

その3

記録媒体の番号		第		号	
通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び終了の年月日時	傍受の根拠となった条項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足る事項
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		
			3①・14① 14②・15		

- (注意)
- 1 法第23条第1項第1号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
 - 2 傍受の根拠となった条項欄において、「3①」は法第3条第1項を、「14①」は法第14条第1項を、「14②」は法第14条第2項を、「15」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その4													
傍受の実施の開始又は再開の年月日時		傍受の実施をしている間の通話の開始年月日時		傍受の実施をしている間の通話の終了年月日時		復号をした暗号化信号、復号をする前に消去した暗号化信号又はそれら以外の暗号化信号の別		その他対応する部分を特定するに足りる事項					
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号	
開始	月	日	年	時	分	開始	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月	日	年	時	分	終了	月	日	年	時	分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号	

- (注意) 1 法第23条第1項第2号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
2 印のある欄については、該当の内にレ印を付すこと。

その5

再生の実施の開始又は再開の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した時
再生の実施の中断又は終了の年月日時		記録媒体を取り外した時
年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分

(注意) 法第23条第4項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その6

記録媒体の番号		第 号		再生の根拠となつた条項	通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	再生をした通信の開始及び終了の年月日時				
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		
				21③該・21③ 21④・21⑤		

- (注意)
- 1 法第23条第4項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
 - 2 再生の根拠となつた条項欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第3項を、「21③」は傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信の場合における法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第3項を、「21④」は法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第4項を、「21⑤」は法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第5項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

令和〇〇年(む)第〇〇〇〇号(*1)

通信の傍受又は再生の処分の取消決定

主 文

司法警察員が別紙記載1の傍受令状に基づき傍受をし、又は再生をした(*2)別紙記載2の通信に対する通信の傍受又は再生(*2)の処分を取り消す。

司法警察員及び検察官に対し、その保管する傍受記録(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律32条6項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。)並びにその複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面のうち、別紙記載2及び3の通信の記録の消去を命ずる。

理 由

別紙記載2の通信は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律15条に規定する通信に該当しないと認められ、同法29条3項各号又は4項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないと認められるので、同法27条3項(*2)、33条3項により、主文のとおり決定する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 地 方 裁 判 所

裁 判 官 〇 〇 〇 〇

*1 傍受令状の令状請求事件番号を記載する。

*2 取消しの対象となる通信により記載を変更する。

別紙

1 傍受令状

- (1) 発付した裁判官 ○○地方裁判所裁判官
- (2) 発付年月日 令和○○年○○月○○日
- (3) 被疑者 ○○○○
- (4) 罪名 ○○法違反
- (5) 傍受の実施の対象とすべき通信手段 ○○○○-○○○○の電話
- (6) 傍受の実施の場所 ○○○○○○○○○○○○

2 傍受をし、又は再生をした通信

- (1) 年月日 令和○○年○○月○○日
- (2) 通信の当事者 被疑者
○○ (○○○○-○○○○の電話)
- (3) 通信の時間 ○時○分○秒から○時○分○秒まで

3 2記載の通信と同一の通話の機会に行われた通信

- (1) 年月日 令和○○年○○月○○日
- (2) 通信の当事者 被疑者
○○ (○○○○-○○○○の電話)
- (3) 通信の時間 ① ○時○分○秒から○時○分○秒まで
② ○時○分○秒から○時○分○秒まで
③ ○時○分○秒から○時○分○秒まで

※ 年 第 号

他 犯 罪 通 信 該 当 書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件について、 年 月 日 地方裁判所
裁判官 に対し、傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項の規定により傍
受をした通信又は法第21条第4項（法第23条第4項の規定によりその例によることとされる場
合を含む。）の規定により再生をした通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めるに至
ったので、本書面を提出します。

記

- 1 当該通信の開始及び終了の年月日時分
- 2 当該通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
- 3 当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めた理由

(注意) ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

※ 年 第 号

通 信 記 録 消 去 通 知 書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察
司法警察員

被疑者（被告人） に対する 被 事件について、 年
月 日 地方裁判所 裁判官 に対し、
傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、傍受記録から通信の記録を消
去したので、通知します。

記

- 1 その記録が消去された傍受記録
別添傍受記録作成調書の写しに係る傍受記録
- 2 消去した年月日時
- 3 消去した部分
- 4 消去事由
 - 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第27条第3項又は第28条第3項において準用する法第33条第3項の規定による命令により消去
 - 法第29条第5項の規定により消去
 - 法第33条第3項の規定による命令により消去
 - 法第33条第4項の規定により消去

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

※ 年 第 号

通信当事者に対する通知に関する通知書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者（被告人） に対する 被 事件について、

本職は、 年 月 日、別添傍受通知書の写しのとおり、傍受記録

に記録されている通信の当事者に通知したので、通知します。

- (注意)
- 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。

※ 年 第 号

通知期間延長請求書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察
司法警察員

被疑者(被告人) に対する 被 事件について、下記のとおり
傍受記録に記録されている通信の当事者 に対する通知を発しなればな
らない期間の延長を請求する。

記

- 1 傍受の実施を終了した年月日
年 月 日
- 2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第30条第2項本文に規定する期間が経過した後
に、通信の当事者が特定され、又はその所在が明らかになった場合は、その旨、及び通信の
当事者が特定され、又はその所在が明らかになった年月日
- 3 前に延長された期間
始期 年 月 日
終期 年 月 日 (日間)
- 4 延長を求める期間
始期 年 月 日
終期 年 月 日 (日間)
- 5 通知によって捜査が妨げられるおそれがあることを認めるべき事由

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号

通知期間延長請求却下決定

被疑者〇〇〇〇に対する 被疑事件
について、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地方裁判所裁判官が発付した傍受
令状に基づき司法警察員がした通信の傍受の処分に関し、司法警察員か
ら、令和〇〇年〇〇月〇〇日、通信の当事者〇〇〇〇に対する犯罪捜査の
ための通信傍受に関する法律 3 0 条 1 項に基づく通知を発しなければなら
ない期間の延長の請求があったが、捜査が妨げられるおそれがあるとは認
められないので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を却下する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 地 方 裁 判 所

裁 判 官 〇 〇 〇 〇

※ 年 第 号

傍受の原記録聴取等請求書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者(被告人) に対する 被 事件について、下記のとおり
聴 取
年 月 日提出した傍受の原記録の関 覧をすることの許可を請求する。
複製の作成

記

- 1 聴取、閲覧又は複製の作成を求める部分を特定するに足りる事項
- 2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第32条第3項に規定する聴取、閲覧又は複製の作成の理由が存在すると認められる事由

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号

傍受の原記録聴取許可決定

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

請 求 者 〇 〇 〇 〇

上記の者から令和〇〇年〇〇月〇〇日傍受の原記録の聴取の請求があったので、当裁判所は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律32条1項により、次のとおり決定する。

主 文

請求者に対し、別紙記載の傍受の原記録のうち、別紙記載の通信に相当する部分を聴取することを許可する。

傍受の原記録の聴取は、令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇分から〇時〇分までの間の〇〇分間、〇〇地方裁判所〇階〇〇室において行う。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 地 方 裁 判 所

裁 判 官 〇 〇 〇 〇

別紙

	傍受の原記録	通 信
1	令和〇〇年（む）第 〇〇〇〇号の符号 8	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
2	同号の符号 8	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
3	同号の符号 9	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
4	同号の符号 1 2	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
5	同号の符号 1 3	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
6	同号の符号 1 5	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信

C)

C)

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号

傍受の原記録聴取許可請求却下決定

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

請 求 者 〇 〇 〇 〇

上記の者から令和〇〇年〇〇月〇〇日傍受の原記録の聴取許可の請求があったが、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律32条1項に定める要件があるとは認められないので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を却下する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 地 方 裁 判 所

裁 判 官 〇 〇 〇 〇

傍受の原記録の保管に関する通知書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

地方検察庁
検察官 検事

被疑者 に対する 被疑事件に係る
通信傍受法 第 25 条第 4 項 の記録媒体は、 年 月 日から
第 26 条第 4 項
年 月 日までの間に、 地方裁判所 裁判官に提出し
たところですが、 年 月 日、下記のとおり、通信傍受規則第 17 条
に規定する事由が生じたので、通知します。

記

- 通信傍受規則第 17 条に規定する事由
- 事件の特定に関する事項
 - 被疑者（被告人）の氏名
 - 罪名及び罰条
 - 公訴事実、罪となるべき事実又は刑事訴訟法第 262 条第 1 項の請求に係る事実

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。
「通信傍受規則」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」をいう。
(注意) 被疑者とは、傍受を実施した時点における被疑者をいう。

(別紙様式第1)

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所

原記録保管裁判官 殿

〇〇〇〇裁判所刑事第 部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

傍受の原記録の保管に関する通知書

〇〇地方裁判所令和 年(注)第 号事件に係る傍受の原記録について、下記のとおり通知します。

記

次のとおり、通信傍受法第33条に基づく不服申立て

刑事訴訟法第419条に基づく抗告の申立て

刑事訴訟法第433条に基づく特別抗告の申立て

があった。

申立年月日	事 件 番 号	裁 判 所
・		

注) 該当事項の□にレを付す。

(別紙様式第2)

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所

原記録保管裁判官 殿

〇〇〇〇裁判所刑事第 部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

傍受の原記録の保管に関する通知書

〇〇地方裁判所令和 年(む)第 号事件に係る傍受の原記録について、下記のとおり通知します。

記

次のとおり事件が終結した。

事 件 番 号	裁 判 所	終 結 年 月 日	終 結 事 由

傍受の原記録の保管期間延長決定

傍受の原記録（令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号の符号1から30まで）の保管期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日まで延長する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 地 方 裁 判 所

裁 判 官 〇 〇 〇 〇

取 扱 注 意

平成28年9月

(平成30年4月補訂)

(平成30年9月補訂)

令状事務処理の手引（四訂版）

名古屋地方裁判所 刑事書記官室

名古屋簡易裁判所 刑事書記官室

四 訂 版 は し が き

「令状事務処理の手引」は、1年半前に、三訂版はしがき記載のとおり名古屋簡裁刑事書記官室による改訂が施されたところですが、今回、名古屋高・地・家裁当直における当直令状事務について、当直員による令状点検の迅速化を図り、令状事務の正確性を高めることを目的として令状事務の見直しが行われたことから、主に今回の見直しを反映させる形で手引を改訂いたしました。

今後も、当直に携わる職員は、適正迅速な令状事務処理を行うために、本手引を御活用ください。

平成28年9月

名古屋地方裁判所刑事書記官室

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

平成30年4月1日に施行された新たな国税通則法、地方税法、関税法並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に関連する箇所につき、一部見直しを行いました。

平成30年9月1日より、庁印の押印を廃止したことを受け、一部見直しを行いました。

三 訂 版 は し が き

本書は、平成20年3月、令状事務における執務の手引として名古屋簡易裁判所刑事書記官室が作成した「令状事務処理の手引（改訂版）」を改訂したものです。

改訂にあたっては、平成23年に新設された新たな令状（平成24年6月22日施行）や、現在の事務処理の実情に即した実務的な記載をより多く盛り込みつつ、スリム化を図りました。よって、踏み込んだ法解釈や具体的な法令等のより理論的

な部分については、裁判所職員総合研修所作成の研修教材である令状事務（再訂補訂版）等の専門書をご参照ください。

令状事務に携わる当直員を含めたすべての職員に多く活用され、過誤等が発生することなく、令状事務がより円滑に処理されることを願うとともに、本改訂に携わった多くの方々に感謝申し上げます。

平成27年3月

名古屋簡易裁判所刑事書記官室

目 次

第1 <u>はじめに</u>	1
1 <u>令状事務の性質</u>	1
2 <u>事務担当者の役割分担の明確化</u>	1
3 <u>書記官の基本的役割</u>	1
4 <u>令状過誤の防止</u>	1
5 <u>被疑事件の罪名にかかる関係条文の確認</u>	2
6 <u>秘密の保持</u>	2
7 <u>マスコミ対応</u>	3
第2 <u>総論</u>	4
1 <u>令状請求書の受理までの事前準備</u>	4
2 <u>令状請求書の受理</u>	4
(1) 請求権者.....	4
(2) 請求先.....	5
(3) 請求の方式.....	6
(4) 立件.....	6
3 <u>令状原案の起案</u>	7
4 <u>令状請求書の審査</u>	9
(1) 各種令状請求書に共通の確認事項.....	9
(2) 被疑事実の要旨（犯罪事実の要旨，犯則事実の要旨）の確認.....	10
(3) 捜査資料について.....	10
(4) 公訴提起後の被告事件の場合.....	10
(5) 死者を被疑者とする令状発付の可否.....	11
(6) 裁判官への提出.....	11
5 <u>令状請求の撤回，却下</u>	11
(1) 撤回の場合.....	11
(2) 却下の場合.....	11
6 <u>令状発付後の事務</u>	12
7 <u>令状の返還，令状の再請求（令状更新）</u>	13
(1) 令状の返還.....	13
(2) 令状の再請求（令状更新）.....	13

第3 各論15

1 通常逮捕状15

- (1) 概説15
- (2) 請求者の官公職氏名15
- (3) 7日を超える有効期間を必要とする場合15
- (4) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由15
- (5) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕
状の請求があった場合15
- (6) 逮捕状発付の制限16
- (7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正17
- (8) 任意同行後の逮捕状請求17
- (9) 逮捕状請求書原本を利用しないで逮捕状を発付する場合17
- (10) 引致場所の変更請求17

■令状記載例チェック票 ★別紙

2 緊急逮捕状22

- (1) 概説22
- (2) 緊急逮捕の要件22
- (3) 緊急逮捕状の請求22
- (4) 請求者22
- (5) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由23
- (6) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕
状の請求があった場合23
- (7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正23
- (8) 緊急逮捕後に罪名や被疑事実が変わった場合23
- (9) 引致前に緊急逮捕状が請求された場合23

■令状記載例チェック票 ★別紙

3 搜索差押許可状（いわゆる「ガサ状」）27

- (1) 概説27
- (2) 搜索すべき場所、身体、物27
- (3) 差し押さえるべき物の特定28
- (4) リモートアクセスによる複写の処分がある場合28
- (5) 第三者に対する搜索28

(6) 強制採尿の場合	28
(7) 夜間執行	28
■令状記載例チェック票	★別紙

4 搜索許可状	33
(1) 概説	33
(2) 搜索許可状と搜索差押許可状の双方が必要となる場合	33
(3) 夜間執行	33
■令状記載例チェック票	★別紙

5 差押許可状	37
(1) 概説	37
(2) 差し押さえるべき物	37
(3) 夜間執行	38
■令状記載例チェック票	★別紙

6 検証許可状	42
(1) 概説	42
(2) 検証すべき場所，物	42
(3) 夜間執行	42
■令状記載例チェック票	★別紙

7 身体検査令状	46
(1) 概説	46
(2) 検査すべき身体	46
(3) 身体の検査に関する条件	46
■令状記載例チェック票	★別紙

8 鑑定処分許可状	50
(1) 概説	50
(2) 鑑定人の氏名，職業	50
(3) 解剖すべき死体，破壊すべき物等	50
(4) 身体の検査に関する条件	50
■令状記載例チェック票	★別紙

9	記録命令付差押許可状	54
(1)	概説.....	54
(2)	記録させ又は印刷させるべき電磁的記録.....	54
(3)	電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者.....	54
(4)	夜間執行.....	54
(5)	その他.....	54
	■令状記載例チェック票 ★別紙	
10	搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）	58
(1)	概説.....	58
(2)	差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲.....	58
(3)	夜間執行.....	58
	■令状記載例チェック票 ★別紙	
11	差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）	62
(1)	概説.....	62
(2)	その他.....	62
	■令状記載例チェック票 ★別紙	
12	特殊なもの（異なる令状を併用することが相当なものを含む。）	66
(1)	強制採尿 【要急処理事案】	66
ア	概説.....	66
イ	搜索差押えに関する条件等.....	66
(2)	強制採血 【要急処理事案】	69
ア	概説.....	69
イ	身体検査令状の記載につき注意すべき点.....	69
ウ	鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点.....	69
(3)	毛髪の強制採取 【要急処理事案】	74
ア	概説.....	74
イ	身体検査令状の記載につき注意すべき点.....	74
ウ	鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点.....	74

(4) <u>嚥下された異物の押収</u> 【要急処理事案】	79
ア 概説	79
イ 捜索差押許可状の記載につき注意すべき点	79
ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点	79
13 <u>臨検、捜索、差押（押収）許可状</u>	84
(1) 概説	84
(2) その他	84
14 <u>引致状</u>	90
(1) 概説	90
(2) 引致状請求手続までの流れ	90
(3) 仮釈放者等に対する引致状発付における残刑期間の確認	90
(4) 有効期間	91
15 <u>保護許可状</u>	95

【資料】

- 別紙1 公訴時効について
- 別紙2 令状の有効期間一覧表
- 別紙3 事実記載例一覧表
- 別紙4 少年事件に関する書類の参考書式について

第1 はじめに

1 令状事務の性質

捜査においては、任意捜査が原則となるものの、犯罪事実の早期発見や証拠の保全等のため、令状による強制処分が認められている。このような強制処分は、被疑者等に対する人権侵害などの種々の問題も生じかねないので、令状事務は、その性質上、高度に正確かつ迅速な事務処理が要求されている。

2 事務担当者の役割分担の明確化

一連の令状事務は、令状請求書の受付、請求書等の点検、令状の起案、裁判官の審査、発付令状の確認という各過程を経て請求者（司法警察職員等）に交付される。しかし、特に当直事務において、事前に[]との役割分担を明確にしておらず、確認作業等が疎かになったことが主たる原因となった令状過誤が散見される。

当直においては、[]人体制であり、当直者が令状事務に不慣れな場合も多いことから、令状過誤が生じることのないような役割分担（令状作成、決裁前点検、交付前点検）を事前に当直者間で協議し、実際に事務処理を行う前にこれを明確にしておく必要がある。

3 書記官の基本的役割

令状請求の相当性等を判断して、現実に令状を発付するのは裁判官であるので、書記官（書記官事務を補助する事務官を含む。）の手元に長時間にわたり未済事件を滞留させることは裁判官の判断の遅れに影響し、その結果、前述のような被疑者等に対する人権侵害や証拠の散逸などの問題が生じてしまう可能性も否めない。よって、令状事務における書記官事務は、いかに効率的に令状請求書等の点検をし、裁判官に要領よく判断してもらえるよう引き継げるかが重要となり、その役割は補助的なものとなる。

このように正確かつ迅速な処理を行うため、書記官としては、人定事項などの主要な部分を効率よく確認し¹、不明な点等があれば、付箋に記入するなどして裁判官に引き継ぐこととなる。

4 令状過誤の防止

(1) 令状は、迅速な処理が求められるものの、捜査機関に対して強制処分の権限を付与する重要な裁判書であるので、誤記等により生じる令状過誤があってはならない。²令状事務担当者が法律を知らなかった、令状請求が立て込ん

¹ 令状の種別により主要な確認すべき点は多少異なることとなるが、具体的には、①人定事項、搜索差押許可状における搜索すべき場所の記載、夜間執行の有無等の形式的な記載事項の確認（各種令状の点検票（当直用チェック票）に網羅されているような最低限の確認事項）、②被疑者の特定などが考えられる。

² 令状過誤を防止するためには、日頃から令状実務に関する知識を深めておくことはもとより、裁判官と書記

でいたので、ついケアレスミスをしてしまったなどということでは済まされない。

令状過誤を防止するためには、特に以下の点について細心の注意を払い、点検及び確認の作業は、必ず各種令状の点検票（当直用チェック票）を用いて行う。

ア 人定事項（氏名、住居、生年月日（年齢）等）³

イ 裁判官の記名、押印、契印

ウ 記載内容の誤記、遺漏

エ 公訴時効の成立（別紙1（公訴時効について）参照）

オ 有効期間（別紙2（有効期間一覧表）参照）

- C)
- (2) 令状を交付する際は、令状を請求者等に提示しながら声に出すなどして、押印、契印の存在を必ず請求者等にも確認させることが相当である。単に令状過誤を防ぐ目的だけでなく、裁判所全体の信用失墜を防ぐための最後のチェックとして、必ず励行し、令状交付まで緊張感を持って点検事務に取り組むことが肝要である。

5 被疑事件の罪名にかかる関係条文の確認

書記官は、必ず令状請求書に記載されている罪名の関係条文に当たり、当該罪名の構成要件、法定刑、親告罪の規定等を確認すべきである。令状請求書には被疑事実等の要旨が記載されているが、その罪の構成要件に沿った記載がされているか、遺漏はないか、他の罪の構成要件に該当する部分が含まれていないか等の検討が必要となる。

また、特別法犯においては、令状には罪名に加えて罰条も記載した方が相当な場合が多く、法改正が頻繁に行われる法律や条例が多いことから、改正の有無や経過にも留意する必要がある。⁴

6 秘密の保持

官等との間で円滑な協働が可能となるよう意思疎通を図る意識を持つことが重要である。なお、請求者（司法警察職員等）は令状請求に慣れているから大丈夫だろうという意識を持って令状事務に取り組んではならない。むしろ単純な誤記等により訂正処理を要する案件のほうが割合としては多いので、注意すべきである。

³ 戸籍謄本、住民票、運転免許証写し、在留カード等の公的な身分関係資料（これらのものがない場合は、人定特定の捜査報告書があるはずである。）のうち少なくとも1つと必ず照合する。外字の有無については特段の注意を要する。仮に人定事項の誤記を看過したまま令状を交付し、警察職員もこれに気付くことなく令状を執行してしまった場合、後に人権侵害等の多くの問題が生じることになってしまう。

⁴ 改正法施行前の犯罪において、新旧の罰条を対比して法定刑が変更されている場合は、軽い刑を定めている罰条を適用することになるが（刑法6、10）、経過措置がある場合（一般的には「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」等の記載がされている。）はそれに従うこととなるので、必ず罰条の改正附則を確認し、改正経過の確認を行う。改正法の施行日が条文により異なる場合もあるので注意を要する。なお、改正前の罰条が適用される場合は、捜索差押許可状等には「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反（平成23年法律第31号による改正前の同法律26条1項前段）」などと記載することになる。

捜査の密行性や被疑者等の人権に対する配慮の観点等から、令状請求書や実際に発付する令状等が外部の者の目に触れるようなことがあってはならないし、事件の内容を裁判所職員が話題にして外部の者の耳に入るようなことがあってはならない。

7 マスコミ対応

対応機関は地裁総務課であり、対応窓口は一本化されている。

よって、報道関係者等から令状担当者等に対し令状発付の有無等について直接取材（質問）を受けた場合は、

当該報道関係者等からの取材（質問）内容について可能な限り確認し、主任書記官、訟廷管理官等とも相談の上、「ご要件は〇〇〇〇ということですのでよろしいでしょうか。申し訳ございませんが、窓口は地裁総務課となりますので、私ではお答えしかねます。お答えできるかどうかも含めて、そちらで対応させていただきます。」などと確認及び伝達した上で、地裁総務課（総務課長、課長補佐、広報係長等）に引き継ぐことになる。

なお、当直時の場合は、緊急連絡網によることになる。

第2 総論

1 令状請求書の受理までの事前準備

警察署等から令状請求の事前連絡を受けた場合は、請求官署名、令状の種類、通数、緊急性の有無、到着予定時刻、さらに緊急逮捕の場合は、被疑罪名（事実）、逮捕時刻、引致時刻（請求時には既に引致がされているのが通常である。）を聞いておき、その令状の定型用紙を準備しておくといふ。

2 令状請求書の受理

(1) 請求権者

各種令状ごとに法定されている（法199Ⅱ，218Ⅲ，225Ⅱ等）。

ア 刑事手続に基づく令状請求権者（勾留関係及び地裁に請求すべき通信傍受令状を除く。）

(ア) 検察官

すべての令状を請求できる。

(イ) 検察事務官

通常逮捕状を除くすべての令状を請求できる。

(ウ) 司法警察職員（警察官）

警察官（長官を除く。）の階級は、上から、警視総監，警視監，警視長，警視正，警視，警部，警部補，巡査部長及び巡査の順となるが，司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。）として職務を行う者は，法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会により定められる。

愛知県警察においては，原則として，巡査部長以上の階級にある警察官を司法警察員，巡査の階級にある警察官を司法巡査としているが，例外として，巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定することができる（肩書としては「司法警察員巡査」となる。）。

a 司法警察員

すべての令状を請求できる。ただし，通常逮捕状の請求については，警部以上の階級の者で国家公安委員会又は都道府県公安委員会の指定を受けた者に限定されている（法199Ⅱ）。

b 司法巡査

緊急逮捕状のみ請求できる（法210Ⅰ参照）。

(エ) 特別司法警察職員

法律で定められた官職にある者又は法律の定めにより指名された者が，司法警察員又は司法巡査としての職務権限を付与されている（法190）。

例えば、麻薬取締官・麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法 5 4 V），労働基準監督官（労働基準法 1 0 2，労働安全衛生法 9 2，最低賃金法 3 3 等），海上保安官（海上保安庁法 3 1 I）等がある。

イ 行政手続に基づく令状請求権者（特別法関係）

主な請求権者としては，次のものが挙げられる。

(ア) 収税官吏（当該職員）

国税局の財務事務官が，国税犯則事件（法人税法違反等）の調査のため，臨検搜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（国税通則法 1 3 2，1 4 7）

(イ) 徴税吏員

県税事務所の職員が，地方税法違反の犯則事件調査のため，臨検搜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（地方税法 2 2 の 4，2 2 の 1 9）

(ウ) 税関職員

税関の財務事務官が，関税に関する犯則事件の調査のため，臨検搜索差押許可状や鑑定処分許可状を請求する場合（関税法 1 2 1，1 3 6）

(エ) 入国警備官

法務省入国管理局の入国警備官警備長が，退去強制相当の外国人について違反調査をするため，臨検搜索差押許可状を請求する場合（出入国管理及び難民認定法 3 1）

(オ) 都道府県知事から委任を受けた児童相談所長

児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため，臨検搜索差押許可状を請求する場合（児童虐待の防止等に関する法律 9 の 3 I）

ウ その他特殊なもの

(ア) 保護観察所長又は地方更生保護委員会からの更生保護法 6 3 条 4 項（売春防止法 2 6 条 2 項において準用する場合を含む。）に基づく，保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者・仮釈放者・保護観察付執行猶予者・婦人補導院仮退院者）に対する引致状の請求

(イ) 警察官からの警察官職務執行法 3 条 1 項に基づく挙動異常者等の保護が 2 4 時間を超える場合の許可状の請求（同条 3 項ただし書，4 項）

(2) 請求先

原則として，請求権者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官であり，事件の事物管轄を問わない。ただし，やむを得ない事情があるときは，最寄りの下級裁判所の裁判官に請求することがで

きる（規299Ⅰ）。¹

(3) 請求の方式

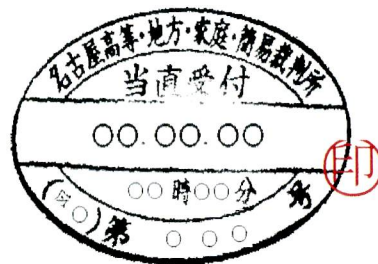
令状請求書、令状請求書謄本及び資料（規143、156参照）が提出されるので²、請求者及び謄本認証者の署名押印の有無、原本と謄本の同一性などの簡単な形式的事項についてのみ確認する。

なお、逮捕状請求書以外の令状請求書において、差し押さえるべき物、捜索すべき場所等の記載につき別紙を引用している場合が多いが、令状においても別紙を引用して作成することがほとんどであり、令状用の別紙も提出してもらえらる取扱いになっているので、当該書面の添付の有無についても確認する。³

(4) 立件

ア 令状請求書の原本及び謄本に受付日付印を押捺し、受付時刻を記入し⁴、取扱者が認印する。

当直に備え付けの受付日付印は「名古屋高等・地方・家庭・簡易裁判所」となっているため、令状発付を担当する裁判官の所属に応じて該当する庁を丸で囲む。



イ 刑事雑事件簿（令状請求事件簿）又は行政雑事件簿により立件し、受付日付印の該当箇所には事件番号を記入する。

登載事件簿及び受付符号は以下のとおりである。

- (ア) 刑事雑事件簿（令状請求事件簿）に登載する一般令状事件
 - 地裁の裁判官の場合：当直では「令む」
 - 簡裁の裁判官の場合：当直では「令る」
- (イ) 行政雑事件簿に登載する事件⁵

¹ 以下の令状（次頁）については請求先が限定されているので、注意を要する。

(1) 通信傍受令状 地方裁判所の裁判官に対して請求する（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律4Ⅰ）。

(2) 保護許可状 簡易裁判所の裁判官に対して請求する（警察官職務執行法3Ⅲ）。

なお、少年事件については、請求権者の所属する官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官に対しても請求することができる（規299Ⅱ）。

² 令状請求書謄本の提出が義務付けられているのは逮捕状請求書のみであるところ（規139Ⅱ）、名古屋管内においては、全ての令状請求書に謄本を添付する取扱いが実務慣行となっている。

また、令状請求書（謄本を含む。）の契印については、契印に代わる一体性を確保する措置（ステープラで合綴する、ページ数を付して容易に連続性を確認できるようにする等）がされていれば、必ずしも毎葉に契印する必要はないところ（規58Ⅲ参照）、名古屋管内においては、令状請求書原本には一切の契印をせず、謄本のみには謄本認証者印で契印するのが実務慣行となっている。

³ 別紙の添付がない場合、本来令状を作成するのは裁判所であることから、請求者に対して提出を強制しないよう留意する。

⁴ 24時間表示で受付時刻を記載する。

a 出入国管理及び難民認定法違反 3 1 条又は児童虐待の防止等に関する法律 9 条の 3 第 1 項による臨検捜索押収許可状の請求

(a) 地裁の裁判官の場合 「行ク」

(b) 簡裁の裁判官の場合 「行イ」

b 警察官職務執行法 3 条による保護許可状の請求（「行イ」のみ）

ウ 通常は、令状請求書の原本と謄本のあて先の裁判所名が空欄になっていることが多い。

当直では、令状発付を担当する裁判官の所属に応じて、「名古屋地方」又は「名古屋簡易」のゴム印を必ず押すことに注意する。

様式第 1 1 号（刑訴第 199 条、規則第 139 条）

逮 捕
名古屋簡易 裁判所 裁判官 殿
愛 知 県 中 裁 部 刑事訴訟法第 1 9 9 条第 2 項に
下記被疑者に対し、 殺 人

3 令状原案の起案

(1) 令状請求書の受付作業後、令状原案の起案を行う。起案は主に事務官が担当することになると思われるが、特殊な罪名や複雑な事案、外国人の場合における氏名の標記等で疑義がある場合は、事前に書記官や裁判官等に相談をするべきである。

(2) 逮捕状は、裁判所において作成する定型用紙（「逮捕状（通常）」もしくは「逮捕状（緊急）」）に逮捕状請求書の原本を添付して作成する。

逮捕状以外の令状においては、令状請求書の原本は添付しない。

(3) 「被疑者の氏名」欄の記載については、細心の注意を払う。特に外字がある場合や外国人の場合⁶には注意する。

捜索差押許可状等の場合において、被疑者が数名あるときは、そのうちの 1 名を記載したうえで、「〇〇〇〇 外〇名」、「〇〇〇〇 ほか〇名」などと記載する。

なお、被疑者が法人の場合は、「株式会社〇〇〇〇」などと記載し、代表者名等は記載していない。被疑法人に加えて代表者等の自然人も被疑者となっている場合は、「株式会社〇〇〇〇 ほか〇名」としている。

被疑者の人定事項が令状請求時に判明していない場合は、逮捕状請求書以外の請求においては、単に「不詳」として令状を発付することも多いが、逮

⁵ 行政雑事件簿に登録すべき事件数は少なく、当直において使用する機会は、まずないと思われる。

⁶ 名古屋簡裁においては、令状の「被疑者の氏名」欄に記載する外国人の氏名（中国人、韓国人等の漢字により標記できる氏名を除く。）は、片仮名表記を原則的な取扱いとしているが、その片仮名標記が正確なものではない可能性もあることから、請求書に記載されている氏名の標記を確認し、請求者の意向も確認したうえで、アルファベットの氏名に続けてカッコ書きで片仮名の読みも併記するなど、柔軟に対応している。

捕状の場合には、人違いを避けるため、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項で特定する（規142Ⅱ等参照）。⁷実務では、被疑者の写真を利用して請求される場合が多い。この場合は、令状請求書原本及び同謄本に当該写真が添付されており、かつ、当該写真の両端等に請求者の契印等の処置がなされているかを確認した上で、令状の「被疑者の氏名」欄には、「不詳（別添写真の男）」、「不詳（逮捕状請求書別添の男）」などと記載したうえ、当該写真を別添として令状にも添付する。^{8 9}

- （4）罪名の記載について、刑法犯の場合は、「殺人」、「窃盗未遂」、「有印私文書偽造・同行使、詐欺」などと、特別法犯の場合は、実務上罰条を記載することから、「覚せい剤取締法違反（同法41条の3第1項1号、19条）」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反（同法律27条2項前段）」、「愛知県青少年保護育成条例違反（同条例29条1項、14条1項）」などと記載する。

名古屋簡裁の取扱いにおける特殊なものとして、暴力行為等処罰に関する法律違反の場合は、「暴力行為等処罰に関する法律違反（同法律〇条（刑法〇〇〇条））」と、常習累犯窃盗の場合は、原則として、単に「常習累犯窃盗」と記載している。

その他、別紙3（事実記載例一覧表）、第1の5脚注4（2頁）等参照。

- （5）令状の有効期間については、別紙2（有効期間一覧表）参照。
（6）庁名は、担当裁判官によって「簡裁」と「地裁」で異なるので注意する。

なお、令状原案に裁判官の記名をした上で裁判官に引き継ぐ場合は、ゴム印を使用するなどする。

- （7）庁印は押印しない。
（8）搜索差押許可状等の場合に記載する「請求者の官公職氏名」欄は、「愛知県〇〇警察署 司法警察員〇〇（「警視」等の階級）〇〇〇〇」と記載する。「警視」、「警部」の別に注意する。階級等に疑義がある場合は、愛知県公安委員会が作成している逮捕状請求者等の名簿を適宜確認する。

⁷ 特定事項の具体例としては、性別、通称名、職業、元住所、身体的特徴（身長、体重、相好（丸顔・角張った顔など）、入れ墨、ほくろ、あざ、火傷跡、髪の毛の生え具合など）等が考えられる。

⁸ 逮捕状の場合は、逮捕状請求書の原本を使用して作成するのが通常なので、逮捕状請求書の別添として添付されている写真を引用して令状を作成することで足りる（ただし、写真と台紙との間に請求者の契印があるか確認する。）。

逮捕状以外の搜索差押許可状等の令状に台紙に貼付した写真を添付する場合は、当該写真に裁判官が契印するのが通常である。

⁹ 令状請求書における「被疑者の氏名」欄には、「不詳（別添写真の男）」などと記載されるのが一般的であるが、令状の「被疑者の氏名」欄においても令状請求書の記載と同じような記載にするのが望ましいものの、疑義がある場合は、適宜出頭した請求者等にも確認のうえ、令状原案作成前に書記官や裁判官等を含めて協議する。

- (9) 夜間執行の請求があるときは、令状下部の余白に「この令状は夜間でも執行することができる。」旨を付記する（ゴム印を押す。）。
- (10) 搜索差押許可状等の場合は、別紙を引用して令状を作成する場合はほとんどであるが、この場合は、一体性を確保するため、「別紙1」、「別紙2」、「差し押さえるべき物」、「搜索すべき場所」、「搜索すべき物」、「検証すべき場所」、「破壊すべき物」等の形式的な部分についても遺漏のないよう注意する。
- (11) 引用する別紙等も含めてステープラ等で合綴し、起案した令状の形式的な記載事項について誤記等がないか再度確認した上、令状請求書の審査を担当する者（主に書記官）に引き継ぐ。
- (12) なお、公訴提起後の被告事件について、捜査機関から搜索差押許可状等の請求があった場合は、「被疑者の氏名」欄を「被告人の氏名」に、「被疑者に対する〇〇被疑事件」の標記を「被告人に対する〇〇被告事件」に、その他「被疑者」と標記すべき箇所がある場合は「被告人」として令状原案を作成する。

4 令状請求書の審査

各種令状の共通する確認事項については、以下のとおりである（各種令状固有の確認すべき事項については各論において後述する。）。審査を行う際には、前記第2の3（令状原案の起案・7頁以下）に記載した事項も参照の上、各種令状の点検票（当直用チェック票）を必ず活用する。

審査の過程で疑問点等が生じた場合は、正確かつ迅速な処理のため、躊躇せずに出頭した請求者等に確認すべきである。

明白な誤記を発見したときは、出頭した請求者等に指摘して確認した上、可能な限り裁判官に引き継ぐ前に訂正処理をさせる。¹⁰明白な誤記とまではいえない場合や、言い回しがおかしいと思料される点等は、適宜出頭した請求者等に確認したうえ、裁判官に引き継ぐ際には、当該部分に付箋を貼付し、さらに口頭で、審査の過程で感じた問題点やそれに伴う請求者等とのやりとりなど必要と思われる事項を裁判官に伝達する。

- (1) 各種令状請求書に共通の確認事項

- ア 令状請求書の原本と謄本の同一性，謄本への契印，謄本認証¹¹
- イ 受付日付印，取扱者認印，事件番号，事件符号，受付時刻の確認¹²
- ウ 請求令状の種類¹³
- エ 請求日
- オ 請求先の庁名（請求書の宛先と受理した庁の同一性の確認）¹⁴
- カ 請求者の官公職氏名¹⁵，押印
- キ 被疑罪名の記載（請求書に記載されている被疑罪名と被疑事実の要旨等に記載されている構成要件との同一性の確認），特別法犯の場合は，さらに罰条の記載
- ク 被疑者の人定事項¹⁶
- ケ 7日を超える有効期間の請求の有無，その事由¹⁷

(2) 被疑事実の要旨（犯罪事実の要旨，犯則事実の要旨）の確認

ア 通常は別紙を作成し，請求書において当該別紙を引用する形式がほとんどである。別紙を引用した場合，その表題として，逮捕状請求書の場合は「被疑事実の要旨」，搜索差押許可状等の場合は「犯罪事実の要旨」，臨検等の場合は「犯則事実の要旨」と正しく記載されているかを確認する。また，共犯事件の場合には別紙の付け違いがないか特に注意する。

イ 公訴時効期間については，別紙1（公訴時効について）参照。

複数の被疑事実が存在し，罪数の関係により公訴時効期間の満了日に疑義がある場合などは，裁判官と協議する。

特に令状更新の場合において，令状の有効期間につき公訴時効期間を超えて発付することのないよう注意する。

¹¹ 第2の2(3)（請求の方式・6頁）参照

¹² 第2の2(4)（立件・6頁）参照

¹³ 請求書の冒頭に「〇〇許可状請求書」等と記載されているので，正しい令状種別が記載されているかを確認する。搜索差押許可状請求書，検証許可状請求書等の令状請求の場合，通常は，請求者の署名押印の次に，冒頭の記載に対応して「下記被疑者に対する覚せい剤取締法違反被疑事件（同法41条の3第1項1号，19条）被疑事件につき，〇〇許可状の発付を請求する。」等と記載されているため，当該部分についても必ず確認する。

¹⁴ 第2の2(2)（請求先・5頁）及び第2の2(4)（立件・6頁）参照

¹⁵ 第2の2(1)（請求権者・4頁）参照

¹⁶ 最も重要な確認事項である。人定事項の誤記を看過したまま令状を発付してしまった場合，被疑者等に対する人権問題等の種々の問題を生じかねない。必ず身分関係資料（戸籍謄本，住民票等）と照合する。なお，外国人の場合の生年月日は，西暦で記載することになる。

¹⁷ 名古屋簡裁の原則的な取扱いとして，逮捕状の令状更新は，1か月，3か月，例外的に海外逃亡の場合は6か月の順としている。なお，県警交通指導課が請求する逮捕状（交通事犯の不出頭者等）の場合は，被疑者の所在地を管轄する警察署に逮捕状執行を依頼するため，原則として初回から3週間で請求することを事実上許容している。

ウ 被疑事実の要旨の審査は、請求書に記載された罪名の構成要件を念頭に置いた上で、犯行日時、犯行場所、被害者の氏名、被害金額等の記載が正しいか総括捜査報告書（通常、疎明資料の冒頭部分に綴られている捜査報告書）に目を通し確認する。「同人」や「同年」の対応関係が正しいかについても注意を払う。

請求書に記載された罪名の構成要件に即した被疑事実の要旨が一応記載されているものの表現が分かりにくい若しくは稚拙な場合、請求書に記載された罪名以外の構成要件に該当する事実が含まれていると考えられる場合、請求書に記載されている罪名の構成要件に照らすと被疑事実の要旨の言い回しがおかしい場合等には、付箋を貼付し、裁判官に口頭により引き継ぐ。

(3) 死者を被疑者とする令状発付の可否

積極、消極の両説が存在し、消極説が有力であるものの、実務としては積極に解しているようである。搜索差押許可状等の請求があった場合は、事前に担当裁判官と協議するのが望ましい。

被疑者の氏名欄は、名古屋簡裁においては「〇〇〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡）」などと記載している。

(4) 裁判官への提出

請求書の審査及び令状原案の作成を終えたら、裁判官に対し、適宜口頭で必要事項を伝達した上、令状請求書、捜査記録、令状点検票等を引き継ぎ、裁判官の決裁を受ける。

なお、過誤防止のため、裁判官が押印すべき箇所に付箋を貼付した上で裁判官に引き継ぐことも有益である。

5 令状請求の撤回、却下

(1) 撤回の場合

ア 令状請求書の原本及び謄本の上部余白に、令状請求者（現実には請求のため来庁した請求官署の職員）に「撤回」と記載してもらう。

ただし、緊急逮捕状については、その性質上、請求の撤回はあり得ない。緊急逮捕状を発付しない場合は却下の裁判をする。

イ 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の記載を「撤回」と訂正する。

ウ 撤回する旨を記載した令状請求書原本及び関係資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

エ 令状請求書の謄本は裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

(2) 却下の場合

ア 令状請求書原本の上部欄外余白部分に、

本件請求を却下する。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁判官 〇 〇 〇 〇 印
--

と記載する（規140）。

令状請求書謄本には、上部欄外余白部分に「〇〇裁判官 却下」と記載して、却下した旨を明らかにする。

なお、実務上は、却下ではなく撤回を促すことがほとんどである。

イ 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の記載を「却下」と訂正する。

ウ 却下の裁判を記載した令状請求書原本及び関係資料を請求者に返還し（規140，141），令状請求事件簿に受領印を受ける。

エ 令状請求書の謄本は裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

6 令状発付後の事務

(1) 令状が発付されると、裁判官は、請求者等への令状交付のため、捜査資料と共に書記官等に引き継ぐことになるが、令状交付前に必ず最終確認を行ったうえで交付する。

この最終確認は、各種令状の点検票（当直用チェック票）に記載されている事項（なお、各種令状に共通する確認事項として、前記第2の3（令状原案の起案・7頁以下）及び第2の4（令状請求書の審査・9頁以下）参照）に留意し、また繁忙状況にもよるが、できれば当該請求の受付及び審査の過程に関与していない者が行うことが望ましい。

確認においてポイントとなる主な点は以下のとおり。

ア 被疑者の人定事項（氏名等）

イ 裁判官の記名押印，契印¹⁸，訂正印（訂正がある場合）

ウ 裁判官の所属庁と請求書の請求先庁の同一性

エ 発付年月日，有効期間

オ 搜索差押許可状等の請求の場合，罪名（特別法犯の場合は，罪名及び罰条），請求者の官公職氏名，夜間執行の有無，差し押さえるべき物・搜索すべき場所等の記載，身体検査に関する条件等

カ 引用した別紙がある場合，その整合性（例えば，差し押さえるべき物に

¹⁸ 逮捕状請求書について、名古屋管内の裁判所においては、請求書原本における請求者の契印は原則不要とする取扱いであることは前述したとおりであり、この場合は引用する逮捕状請求書についても裁判官の契印をすることになるが、請求書原本に請求者の契印がされている場合、逮捕状と引用する逮捕状請求書との間のみ裁判官の契印をすることで足りるか否かは、裁判官の判断によることになる。

つき「別紙1記載のとおり」として別紙を引用した場合、当該別紙において、上部に「別紙1」、その下に表題として「差し押さえるべき物」と記載するなどして一体性が確保されているか否か。)

- (2) 最終確認を経て発付令状、請求書等に問題がない場合は、令状、令状請求書の原本及び捜査資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に請求者の受領印を受ける。

令状請求書の謄本は、裁判所で保管する（保管期間は1年間）。

7 令状の返還、令状の再請求（令状更新）

(1) 令状の返還

- ア 有効期間切れの令状は、令状を発付した裁判所に返還される。
- イ 令状が返還された際は、発付した裁判所（簡裁、地裁の別を含む。）及び当該令状の発付年月日を確認する。
- ウ 正しく返還がされた場合は、返還書に受付日付印を押捺し（地裁、簡裁の選択を忘れずに行う。）、令状請求書謄本保管箱に入れて引き継ぐ。

(2) 令状の再請求（令状更新）

- ア いわゆる令状更新とは、被疑者が所在不明である等の理由により、有効期間内に令状の執行ができない場合において、裁判所へ有効期間内に令状を返還したうえで、さらに同一内容の令状を請求する場合をいう。

主なものとしては、通常逮捕状や捜索差押許可状の更新である。

- イ 有効期間は、1か月又は3か月として請求されるのが通常である。

名古屋簡裁の原則的な取扱いとして、逮捕状の令状更新は、1か月、3か月、例外的に海外逃亡の場合は6か月の順としている。

なお、捜索差押許可状の令状更新については、特に決まった取扱いは存在せず、裁判官がその事案ごとに決している（1か月で請求、1か月で発付、1回のみ更新を認める例が多い。）。

- ウ 請求日は、有効期間の末日に限らない。当直の有無等の関係上、休日に更新できない庁もあることから、有効期間の前日や前々日に請求がされることもある。

- エ 令状更新において最も注意すべき点は、公訴時効の点である。公訴時効期間を超える日を有効期間とする令状を発付しないよう、細心の注意を払う必要がある。令状更新を繰り返している事件については、特に注意を要する。

複数の被疑事実がある場合の公訴時効の完成日については、罪数の関係等により結論が異なるので、疑義がある場合は、令状原案の作成前に、出頭した請求者等や担当裁判官に確認する必要がある。併合罪関係にある複

数の被疑事実の一部について公訴時効期間を超える場合、時効が完成する被疑事実に関する令状については、令状請求書を分けて作成し、有効期間を公訴時効期間の満了日までとして請求させなければならない(別紙1(公訴時効について)参照)。

オ 請求官署の職員から、有効期間が切れる令状及び返還書並びに新たな令状請求書の原本、同謄本及び一件記録が提出される。なお、有効期間が切れる令状の返還先が更新令状を発付する裁判所ではない場合は、有効期間が切れる令状を事実上借りたうえで審査することが有益である(この場合は、返還書に受付印を押捺してはいけないのはもちろんのこと、令状交付時には必ず出頭した請求者等に返却する。)

受付の際には、前回の令状発付以降に被疑事実の要旨や人定事項(主に年齢の加算)等に変更が生じていないか、公訴時効期間を超えていないか等について口頭で確認したうえで、受理の手続きに入るのが望ましい。

実質的には、同一内容の令状の有効期間を更新するものであるから、返還された令状と令状原案とを照合し、記載内容の同一性を確認する。

問題がなければ、返還令状、令状原案、令状請求書、一件記録及び令状点検票を担当裁判官に引き継ぐ。

カ 令状発付後の処理は、通常令状請求時と同様である。

有効期間が切れる令状を事実上借りていた場合は、必ず出頭した請求者等に返却する。

キ 有効期間を徒過して請求がされた場合、新たに発付する令状の有効期間は、当直裁判官の指示による。

なお、名古屋簡裁においては、更新ではなく、新たな請求(有効期間は原則として通常7日)として発付する取扱いとしている。

第3 各論

総論において触れた各種令状に共通した確認すべき点等のほか、個別の令状につき確認すべき点及び参考事項については以下のとおり。なお、当直において令状事務を行う場合は、必ず当直用チェック票による確認を行う。

特に迅速性が求められる類型については、【要急処理事案】と記載した。

1 通常逮捕状

(1) 概説

後掲「①当直用チェック票（通常逮捕状請求書）」参照

(2) 請求者の官公職氏名

警察官たる司法警察員による請求の場合は、逮捕状請求権者名簿により確認をする。

(3) 7日を超える有効期間を必要とする場合（請求書2項）

第2の4（令状請求書の審査）注釈17（10頁）参照

(4) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由（請求書5項）

記載は必須である。

記載された疎明資料の有無を捜査記録で確認する必要はない。

従前は「司法警察員警部補〇〇〇〇作成の捜査報告書〇通」等と全ての疎明資料の名称、作成者等の個人名、通数等を記載していたが、誤記等が散見される等の現状にあったことから、愛知県警警察本部からの申入れにより、平成25年10月1日以降については、犯罪事実と被疑者の結びつきを疎明するために欠くことのできない証拠を、「捜査報告書」、「被害届」、「参考人供述調書」等疎明資料の名称のみを記載し、作成者等の個人名や通数は記載しないこととなった。

(5) 被疑者に対し、現に捜査中である犯罪事実等について、前に逮捕状の請求があった場合（請求書7項）

同一の犯罪事実による逮捕の蒸し返しや同時捜査が可能な犯罪事実で逮捕を繰り返す等の逮捕権の濫用を防止する趣旨から、この記載が求められている。この部分に誤りがある逮捕状の効力に疑義が生じるため注意を要する。捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

「同一の犯罪事実」については、過去に請求して却下された場合はもとより、何らかの事情により撤回に至った場合も記載を要する。

「現に捜査中である他の犯罪事実」については、他の警察署等で逮捕されて捜査中の犯罪事実についても判明する限りで記載する必要がある。別件の先行する逮捕が現行犯逮捕の場合及び別件逮捕の犯罪事実により既に起訴されている場合には、規142I⑧の文言上は請求書に記載する必要はないが、同条の趣旨である逮捕の蒸し返し防止の点から、記載しておくことが望ましいとの見解もある。記載されていれば、あえてこれを抹消させることはないが、最終的には裁判官の指示による。

一般的な記載例としては以下のとおり。

ア 同一の犯罪事実の場合

「平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋〇〇裁判所裁判官〇〇〇〇から同一の犯罪事実について逮捕状の発付を受け捜査中であるが、被疑者は現在逃走中で所在不明であり、有効期間である同月〇〇日までに執行できる可能性が低いため。」

イ 現に捜査中である他の犯罪事実の場合

通常は、他の犯罪事実については別紙引用される場合が多い。

(ア) 請求書7項

「平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋〇〇裁判所裁判官〇〇〇〇から、別紙〇記載の〇〇〇〇法違反の犯罪事実により逮捕状の発付を受け、同月〇〇日に被疑者を通常逮捕し、同事実により現在愛知県〇〇警察署に勾留中である。」

(イ) 引用される別紙

「犯罪事実」については、被疑事実の要旨や犯罪事実の要旨とならない点に注意する。

「別紙〇

犯罪事実

被疑者は、………したものである。」

(6) 逮捕状発付の制限（請求書8項）

ア 軽微事件

30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない場合にのみ、逮捕状により逮捕することができる（法199Iただし書）。

よって、例えば、法定刑が拘留又は科料である軽犯罪法違反の罪については、上記事由がない限り、逮捕状を発付することはできない。

イ 国会議員の不逮捕特権（憲法50、国会法33）

ウ 14歳未満の（触法）少年（刑法41参照）

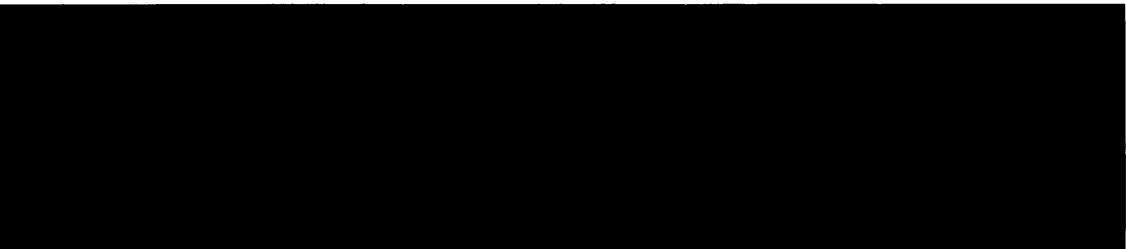
14歳以上の少年は逮捕することができるものの、少年は未成熟であって教育的配慮が必要であり、逮捕が心身に大きな影響を及ぼすことから、少年法の趣旨に鑑み、逮捕の必要性については慎重に判断すべきである。

なお、触法少年であっても、必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の囑託をすることができる（少年法6の5、書式は別紙4参照）。

(7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正

従前は裁判官印で訂正印を押印する取扱いも見られたが、最高裁刑事局は、「逮捕状で利用される逮捕状請求書を裁判官印で訂正することは、逮捕状請求書の被疑事実の要旨部分であれ、それ以外の部分であれ、文書の独立性などの観点から、不相当な処理であり、過誤に該当し得ると解する。」と回答していることから、訂正がある場合は、必ず請求者印で訂正してもらう。

(8) 任意同行後の逮捕状請求



(9) 逮捕状請求書原本を利用しないで逮捕状を発付する場合

逮捕状の記載事項について被疑者に示すことが適当でない事項（例えば、捜査協力者の氏名等）が含まれている場合、稀に逮捕状請求書の原本を利用しないで発付することがある。この場合、定型用紙である「逮捕状（通常）」の「被疑者の年齢、住居、職業、罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所、請求者の官公職氏名」欄においては、定型文言として「別紙逮捕状請求書のとおり」と記載されているので、各事項を記載した別紙を別途出頭した請求者等に作成してもらった上で当該別紙を逮捕状において引用するなど、適宜記載や体裁を工夫する必要がある。

(10) 引致場所の変更請求

逮捕状を発付した裁判官以外の者でも、所属裁判所が異なっても変更できる。

ア 条件

- (ア) 逮捕状の有効期間内であること
- (イ) 逮捕状の執行前であること

イ 事務の流れ

- (ア) 逮捕状、引致場所変更請求書、同謄本及び捜査資料が提出される。

①当直用チェック票(通常逮捕状請求書)

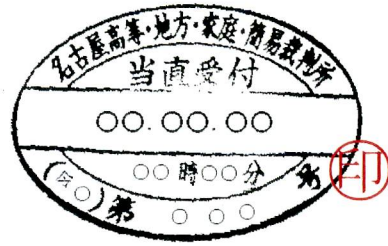
★の項目は別紙参照

受付時 1
 2
 3
 4
 5
 6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★

原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★



逮捕状請求書(甲)

7 作成日付は正しいか。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

7
 8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★

名古屋〇〇 裁判所
 裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
 刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員

9 請求者の記名、押印があるか。★

下記被疑者に対し、〇〇〇〇被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

10 罪名は被疑事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★

9
 10

記

1 被疑者

氏名 〇 〇 〇 〇
 年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
 職業 〇〇〇
 住居 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇

- 11 身柄関係書類等のどれか一つと確認したか。★
- 12 年齢計算に誤りはないか。★

11
 12

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13

3 引致すべき官公署又はその他の場所

愛知県〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署
 14 記載は必須。下線部分は記載のない場合もある(別件で身柄拘束中等)。

14

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

16

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

17

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

18 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

18

8 30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

19 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」の記載があるか。★
 (記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

19

9 被疑事実の要旨

20 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

20

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(通常逮捕状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

①当直用チェック票(通常逮捕状)

★の項目は別紙参照

決裁前
決裁後

8 逮捕状請求書各葉との裁判官契印, 訂正印はあるか。★

8

逮 捕 状 (通常)	
被 疑 者 の 氏 名	<p>1 表記文字は正しいか。★</p> <p>○ ○ ○ ○</p>
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 2 期間計算は正しいか。★
<p>有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。</p> <p>3 今日の日付は正しいか。</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p>4 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。</p> <p>(庁名) <u>名古屋○○裁判所</u></p> <p>裁 判 官</p> <p>5 裁判官の記名印は正しいか。</p> <p>6 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。</p> <p>7 裁判官の押印はあるか。</p>	
逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 印	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分 で逮捕
引 致 の 年 月 日 時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
記 名 押 印	<input type="checkbox"/>
送 致 す る 手 続 を し た 年 月 日 時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
記 名 押 印	<input type="checkbox"/>
送 致 を 受 け た 年 月 日 時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
記 名 押 印	<input type="checkbox"/>

1

2

3

6

4

5

7

(点検者印)

※点検者が
押印又は署名
をする。

※交付時6,7,
8を警察官と
指差し点検

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

①通常逮捕状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 庁名	2を参照
	9 請求者	<ul style="list-style-type: none"> ・「刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員」、「警部」又は「警視」の記載があるか。 ・検察官又は司法警察員(法199Ⅱ)、特別司法警察職員(法190)である。 ・警察官である司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限られている。 ・特別司法警察職員については、司法警察員として職務を行う者であれば制限はない。 ※逮捕状請求権者名簿は、当直室備え付け刑事ファイルに編てつ
	10 罪名	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	11 12 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」)。 ・住居が不定の場合は「不定」。住居が明らかでない場合は「不詳」 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せて裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんと貼付して裁判官に口頭で報告する。
19 軽微事件	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 軽微事件に該当するかを確認する。	
20 被疑事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・ 捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんと貼付して裁判官に口頭で報告する。	
令状	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	2 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
	8 契印 訂正印	<ul style="list-style-type: none"> ・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

2 緊急逮捕状 【要急処理事案】

(1) 概説

後掲「②当直用チェック票（緊急逮捕状請求書）」参照

緊急逮捕の場合には、統括捜査報告書は作成されていないので、同報告書に代わる資料として、「緊急逮捕手続書」を一読した上で、同書面と照して点検を行い、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 緊急逮捕の要件

ア 緊急逮捕の対象となる事件は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪である（法210I）。

緊急逮捕の要件を満たさない被疑事実が、要件を満たす他の被疑事実とともに請求書に記載されている場合は、緊急逮捕状の罪名、罰条、被疑事実の要旨等の記載について修正させる必要性が生じることに注意する。例えば、過失運転致死傷（第1の事実）並びに救護義務違反及び報告義務違反（第2の事実）の事実で緊急逮捕し、当該事実で緊急逮捕状の請求があった場合、報告義務違反の罪については、法定刑が3月以下の懲役又は5万円以下の罰金であることから、緊急逮捕の要件を欠くことになる。

よって、この場合は、請求者等に対して不適法部分を除いたものに訂正を求めるか、緊急逮捕状の定型用紙に不適法部分を除く旨を記載する方法が考えられるが、具体的な処理については裁判官と協議する。

イ 緊急逮捕の要件は、緊急逮捕時において存在しなければならない。したがって、緊急逮捕の要件の疎明資料としては、逮捕者が逮捕時において認識し得た具体的な事情に基づくことを必要とし、逮捕後に生じた事由は資料とはならない。

(3) 緊急逮捕状の請求

緊急逮捕をした場合、後に人違い等を発見した等の事由があっても、必ず緊急逮捕状の請求をしなければならない。

よって、緊急逮捕状においては撤回という概念はなく、却下する場合においても、緊急逮捕そのものが違法である場合や、緊急逮捕は適法になされたが逮捕の理由がない場合など、理由が様々であることから、却下において理由を明記すべきであるという考え方もあるので、裁判官の指示を受ける。

(4) 請求者

他の令状と異なり，司法警察職員であれば制限はない。

(5) 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由（請求書6項）

前記第3の1(4)（通常逮捕状・被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相
当な理由・15頁）参照

(6) 被疑者に対し，現に捜査中である犯罪事実等について，前に逮捕状の請求
があった場合（請求書8項）

前記第3の1(5)（通常逮捕状・被疑者に対し，現に捜査中である犯罪事実
等について，前に逮捕状の請求があった場合・15頁）参照

(7) 逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂正

前記第3の1(7)（通常逮捕状・逮捕状に引用する逮捕状請求書の記載の訂
正・17頁）参照

(8) 緊急逮捕後に罪名や被疑事実が変わった場合

緊急逮捕状は，逮捕後の身柄拘束を根拠付けるという性質のほかに，令状
なしに行われた逮捕行為を追認するという性質を有するから，逮捕後に事実
関係が変動した場合でも，逮捕時の罪名及び被疑事実を記載する。例えば，
被疑者を傷害罪で緊急逮捕したが，その後の逮捕状請求時においては被害者
が死亡していたとしても，罪名を傷害致死罪とすべきではない。

なお，緊急逮捕の被疑事実について，裁判官と請求者の同一事実に対する
法律判断に相違があるにすぎない場合は，裁判官が認めた罪名と，その構成
要件に沿った被疑事実を記載して令状を発付することは差し支えない。例え
ば，被疑者が強盗罪の被疑事実で緊急逮捕された事件について，被疑者の暴
行又は脅迫が被害者の犯行を抑圧する程度に達していないものとして，その
罪を恐喝罪と認めて緊急逮捕状を発付することなどが考えられる。

(9) 引致前に緊急逮捕状が請求された場合

緊急逮捕状は引致後に請求されることが通常であるが，引致前に請求され
ることもある。この場合は，「逮捕状（緊急）」の「被疑者の年齢，住居，
職業，逮捕したことを認めた罪名，被疑事実の要旨，請求者の官公職氏名，
逮捕者の官公職氏名，逮捕の年月日時及び場所」欄に「引致すべき場所」を
加え，さらに，定型文言として記載されている「引致の年月日時及び場所」
欄の「及び場所」及び同右欄の「に引致」を削除（訂正印は裁判官が押印）
する。¹⁹

¹⁹ 当直においては，引致の場所の記載漏れを防止するために「に引致」とあらかじめ印刷された書式を使用している。

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(請求書の点検)	・通常は、逮捕状に請求書原本を引用して合てつするので、請求書の確実な点検は必須である。
	(請求書原本の訂正)	・請求書の記載内容に不備や誤りがある場合は、逮捕状に請求書原本を引用するに当たり、請求者に訂正させ、訂正印を押させて発付する。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	3 受付時刻	・緊急逮捕状の請求では、受付時刻が重要な意味を持つので、必ず受付に際し、正確な受付時刻を受付日付印の所定の箇所に記入する。
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則により謄本提出)。
	8 庁名	2を参照
	9 請求者	・検察官、検察事務官又は司法警察職員(法210 I)、特別司法警察職員(法190)である。 ・司法警察職員は、公安委員会の指定を受けない警察官である司法警察員又は司法巡査も含まれる。 ・請求者は必ずしも逮捕者に限られない。
	10 罪名	・被疑罪名と被疑事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、被疑事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。 ※ 死刑、無期、長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪であることを要するので調査する。
	11 12 被疑者	・氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別添(又は別紙)写真の男)」。) ・住所が不定の場合は「不定」。住所が明らかでない場合は「不詳」。 ・年齢、職業が明らかでない場合は「不詳」 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せんで裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。
	13 逮捕場所	・「場所」の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。
	14 引致日時 引致場所	・引致日時の「午前」「午後」が間違っていることがあるので、請求書における時系列が、①逮捕→②引致→③逮捕状請求の順になっていることを確認する。 ・引致場所の記載が漏れていることがあるので、注意を要する。 ・引致前に緊急逮捕状が請求された場合には、「引致の年月日及び場所」欄の記載はなく、「引致すべき官公署又はその他の場所」欄に被疑者を引致すべき場所が記載されることになる。
	20 被疑事実の要旨	・「被疑事実の要旨」の記載内容に誤りがないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 被疑事実の要旨」)。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんで貼付して裁判官に口頭で報告する。
令状	※	引致前に逮捕状が請求された場合の令状の記載は、「令状事務処理の手引(三訂版)緊急逮捕状の項目の記載例を参照
	1 被疑者の氏名	・氏名が不詳で写真を利用した場合の記載例・・・「不詳(逮捕状請求書別添(又は別紙)写真の男)」 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	9 契印 訂正印	・契印 ①請求書原本に請求者の契印がない場合は、逮捕状から請求書最終頁までの裁判官の契印が必要 ②請求書原本に請求者の契印がある場合は、逮捕状と請求書冒頭頁との契印で足りるか、①と同様の契印が必要かは、裁判官の判断による。 ・訂正印 — 請求書原本の訂正印は、請求者印で訂正してもらう。

3 搜索差押許可状（いわゆる「ガサ状」）

(1) 概説

後掲「③当直用チェック票（搜索差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 搜索すべき場所、身体、物

搜索すべき場所等につき別紙を引用する場合において、表題として「搜索すべき場所」、「搜索すべき物」などと記載するが、請求者の勘違い等による誤記が散見されるので注意する。

主なものの記載例としては以下のとおり（名古屋簡裁における従前からの取扱いにより慣行となっている記載例も含む。）。

ア 搜索すべき場所

搜索すべき場所については、これを特定することが要求される。通常は行政区画上の地番で特定するが、合理的に解釈してその場所を特定できる程度の記載であればよい。また、場所に対する管理権が単一であることも要求されるので、同一の場所であっても管理権者が複数存在する場合は、個別の令状を発付すべきとするのが通説である。

(ア) 住居（同一敷地内にある付属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。）

搜索すべき場所

名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
〇〇〇〇方居宅及び付属施設

(イ) 上記(ア)につき、被疑者の使用部分等に限定する場合（事件と関係のない同居者（家族等）のプライバシーを侵すことのないよう配慮する場合）

搜索すべき場所

名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
〇〇〇〇方居宅及び付属施設のうち
被疑者〇〇〇〇の使用部分及び共用部分

イ 搜索すべき身体

人の身体を搜索場所として物を搜索することであり、被服のポケット内を調べること、被服の一部を脱がせて脇や股間を調べること、頭髪、口腔、耳腔、鼻腔内等を外部から調べること等である。

なお、全裸又はそれに近い状態にして体表や体腔の内部を調べるには、

身体検査令状（後述第3の7参照）を併用するのが相当と解されている。

ウ 搜索すべき物

自動車に対する搜索差押については、後述第3の4(2)（33頁）も参照のこと（搜索差押許可状に加えて搜索許可状が必要となる場合もある。）。

(ア) 被疑者の着衣，携行品

搜索すべき物（ただし、「搜索すべき身体」として発付した例あり）

被疑者の着衣及び携行品

(イ) 自動車（登録制度のある普通乗用自動車等の場合）

搜索すべき物

普通乗用自動車

登録番号 名古屋〇〇〇ほ〇〇〇〇

(ウ) 自動車（登録制度のない軽四乗用自動車等の場合）

搜索すべき物

軽四乗用自動車

車両番号 名古屋〇〇〇な〇〇〇〇

(3) 差し押さえるべき物の特定

可能な限り具体的に特定されることが望ましいが、捜査の進捗状況や犯罪類型によっては、ある程度抽象的な記載も許容される。

被疑者が複数存在する事案につき、差し押さえるべき物の記載として、特定の被疑者のみに限定した記載をすべき場合もある（他の被疑者にとっては全く無関係なものが含まれている場合もある）ので、特定が適切になされているかを意識しながら審査にあたる。

(4) リモートアクセスによる複写の処分（法218Ⅱの規定による差押え，請求書5項）がある場合

後記第3の10（搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）・58頁）参照

(5) 第三者に対する搜索

被疑者以外の第三者に対する搜索は、必要性の要件に加えて、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況（蓋然性）がある場合に限り搜索をすることができる（法222Ⅰ，102Ⅱ）。

(6) 強制採尿の場合

後記第3の12(1)（66頁）参照

(7) 夜間執行

私生活の平穩を保護するため、日出前、日没後に令状を執行する場合は、これを許可する旨の記載がなければ、人の住居等に入ることができない。ただし、例外もある（以上，法222Ⅲ，同条Ⅳ，116，117参照）。

ア 自動車に対する捜索等の場合

一般的に考えれば私生活の平穩を害するおそれはないので、夜間執行の許可は不要である。

ただし、キャンピングカーのように設備等から居住用を兼ねて使用されている自動車については、夜間執行の許可が必要となることも考えられる。

イ 人の着衣等に対する捜索等の場合

前記アと同様に私生活の平穩を害するおそれはないので、夜間執行の許可の対象とはならない。

ウ 行政手続に基づく令状請求にかかる夜間執行

刑事訴訟法ではなく、関連する各法律を根拠とする(国税通則法148, 関税法137, 出入国管理及び難民認定法35, 児童虐待の防止等に関する法律9の4等)。

③当直用チェック票(搜索差押許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 裁
裁 前
後

14 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 14

搜索差押許可状

被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する	2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 ○ ○ ○ ○	2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑事件 について, 下記のとおり搜索及び差押えすることを許可する。		
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
搜索すべき場所, 身体又は物	4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意) (強制採尿の搜索差押許可状は別様式で作成することに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は, この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この 場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 搜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを 当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日	7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u>	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 裁判官の記名印は正しいか。	10 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 裁判官 ○ ○ ○ ○ (印)	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9 請求書からの転記は正しいか。★	11 裁判官の押印はあるか。	7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 司法警察員 ○ ○ ○ ○	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
この令状は夜間でも執行することができる。(印)		9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12 夜間執行の請求はあるか。		12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13 裁判官の押印はあるか。		13 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※点検者が押印又は署名をする。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		(点検者印)

15 複数請求があり, コピーした場合=項目3, 4, 11につき, 全件チェック済

※交付時10,11,13,14を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

★点検項目		点検項目の説明
請求書	※	強制採尿の捜索差押許可請求書の記載は、「令状事務処理の手引(四訂版)」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照(令状の様式は通常様式ではなく別様式となることに注意する)
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 <p>【「決裁前」点検者は以下も点検する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法犯は、六法全書等で、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
	16 犯罪事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
令状	※	強制採尿の捜索差押許可状の記載は、「令状事務処理の手引(四訂版)」の特殊な事例に関する令状の強制採尿の項目にある記載例を参照
	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 捜索すべき場所、身体又は物	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 <ul style="list-style-type: none"> ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○ ○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押さえる場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する捜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道を走行している場合は、自動車そのものを捜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車の所有者とその駐車場所の管理者が同一人であれば、その駐車場と自動車を特定して、捜索差押許可状1通で執行できる。「○○県○○市○○町○○番地○○○○方敷地内に存在する同人所有の○○い○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車の所有者とその駐車場の管理者が異なる場合には、駐車場に対する捜索許可状と、自動車に対する捜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	5 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日,発付日8月1日)
9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。	

4 搜索許可状

(1) 概説

後掲「④当直用チェック票（搜索許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 搜索許可状と搜索差押許可状の双方が必要となる場合

自動車内の物を差し押さえるための搜索差押許可状について、その自動車が、自動車の所有者等とは異なる管理権者の土地等に駐車されており、かつ、その土地等の管理権者から搜索するために立ち入る旨の承諾が得られないような場合には、その土地（場所）に立ち入ることを許可する趣旨の搜索許可状が別途必要となる。自動車の所有者等とその所在場所の管理権者が同一であれば搜索差押許可状のみの発付で足りる。

(3) 夜間執行

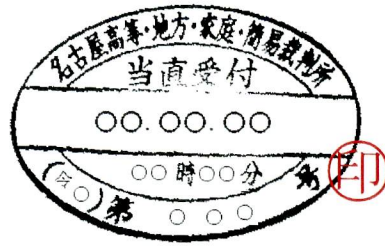
前記第3の3(7)（28頁）参照

④当直用チェック票(搜索許可状請求書)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受付時
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本、謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本、謄本は照合したか。★

搜索許可状請求書

7 請求日付は正しいか。
平成○○年○○月○○日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋○○ 裁判所
裁判官 殿

愛知県○○警察署
司法警察員 ○○ ○ ○ ○ ○



下記被疑者に対する○○○○被疑事件につき、搜索許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

1 被疑者の氏名

○ ○ ○ ○

昭和○○年○○月○○日生(○○歳)

10 身柄関係書類等があればどれか一つ
確認する。★

10
11

11 年齢計算に誤りはないか。★

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

なし

12

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

13 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは、6項、7項が順次5項、6項に繰り上がる。)

14

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16



(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(搜索許可状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。

④当直用チェック票(捜索許可状)

(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決
裁
前
後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 13

捜 索 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	<p>1 表記文字は正しいか。★</p> <p>○ ○ ○ ○</p>	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>被疑者に対する</p> <p>○ ○ ○ ○</p> <p>2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。</p> <p>被疑事件</p> <p>について, 下記のとおり捜索することを許可する。</p>		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
捜 索 す べ き 場 所 , 身 体 又 は 物	<p>3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。★ (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)</p>	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>有効期間経過後は, この令状により捜索に着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても, 捜索の必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>		
<p>5 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日</p> <p>6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u></p> <p>7 裁判官の記名印は正しいか。</p> <p>裁判官 ○ ○ ○ ○</p>		<p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>10 <input checked="" type="checkbox"/></p>
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	<p>愛知県○○警察署</p> <p>司法警察員 ○ ○ ○ ○</p> <p>8 請求書からの転記は正しいか。★</p>	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



この令状は夜間でも執行することができる。



11 夜間執行の請求はあるか。 11

12 裁判官の押印はあるか。 12

※点検者が押印又は署名をする。



※交付時9, 10, 12, 13を警察官と指差し点検



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

④ 捜索許可状

★点検項目	点検項目の説明
請求書	(令状の通数) ・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印 ・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号 ・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本 ・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名 2を参照
	9 罪名 ・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者 ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
15 犯罪事実の要旨 ・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	(令状の通数) ・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名 ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 捜査記録中の運転免許証、外国人登録証等の身分関係書類のどれか一つと照合して点検し、照合した書類を付せて裁判官に報告するとともに、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。
	3 捜索すべき場所、身体又は物 ・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押える場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する捜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道を走行している場合は、自動車そのものを捜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が同じであれば、駐車場と自動車を特定して、捜索差押許可状1通で執行できる。「○県～○番地○○方敷地内に存在する同人所有の名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場管理者が異なる場合は、駐車場に対する捜索許可状と、自動車に対する捜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	4 有効期間 ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)
	5 請求者の官公職氏名 ・「警部」、「警視」など正確に記載する。

5 差押許可状

(1) 概説

後掲「⑤当直用チェック票（差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し，誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で，裁判官に口頭で報告する。

(2) 差し押さえるべき物

主なものとしては，携帯電話の通話履歴，携帯電話の位置情報，Eメール等の送受信履歴，法人が保管している顧客等の契約者情報，官公署が保管している書類，郵便物などである。

差押許可状を請求するにあたっては，請求者等が先方と事前調整をしたうえで，その結果を記載した電話通信書等が捜査資料として添付されるのが通例である。

主なものの記載例としては以下のとおり。

ア 携帯電話の通話履歴（携帯電話会社ごとに要求する特定方法は異なる。）

(ア)

に保管する

①携帯電話番号＝090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 から架電した
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの通話
明細

②携帯電話番号＝090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 から架電した
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの通話
明細

を記録した電磁的記録媒体

(イ)

において保管している，下記携帯電話番号についての下記期間中の通話状況に係る料金明細内訳が記録された電磁的記録媒体

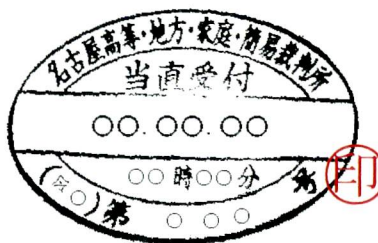
1 携帯電話番号

⑤当直用チェック票(差押許可状請求書)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本, 謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本, 謄本は照合したか。★

差 押 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ, 「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇 印

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき, 押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) } 10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★
11 年齢計算に誤りはないか。★
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

10
11

- 2 差し押さえるべき物
12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

- 3 捜索し又は検証すべき場所, 身体若しくは物
なし

- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由

13 記載する事項がないときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは, 別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

13

- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは, 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲

14 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。請求書に本項自体の記載がないこともある(そのときは, 6項, 7項が順次5項, 6項に繰り上がる。)

14

- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由

15 記載する事項がないときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは, 別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

15

- 7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(差押許可状請求書)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

⑤当直用チェック票(差押許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 決
裁 裁
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 13

差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について, 下記の物を差押えすることを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 4 期間計算は正しいか。★	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は, この令状により差押えに着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
5 今日の日付は正しいか。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u> 裁 判 官 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>		5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県〇〇警察署 司法警察員 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 8 請求書からの転記は正しいか。★	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
この令状は夜間でも執行することができる。 <input checked="" type="radio"/>		11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※点検者が押印又は署名をする。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (点検者印)

※交付時9, 10, 12, 13を警察官と指差し点検

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

⑤差押許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日,発付日8月1日)
	8 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

6 検証許可状

検証とは、五官の作用により、人の身体、物、場所の性質又は状況を実験、認識する強制処分である。

(1) 概説

後掲「⑥当直用チェック票（検証許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 検証すべき場所、物

特定の程度や記載例等については、前記第3の3(2)（捜索すべき場所、身体、物・27頁）参照

(3) 夜間執行

前記第3の3(7)（28頁）参照

⑥当直用チェック票(検証許可状請求書)
(リモートアクセスによる複写の処分以外の請求に用いること)

★の項目は別紙参照

決 決
裁 裁
前 後

13 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 13

検 証 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名	<p>1 表記文字は正しいか。★</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○</p>
<p>被疑者に対する</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○</p> <p>2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。</p> <p style="text-align: right;">被疑事件</p> <p>について, 下記のとおり検証することを許可する。</p>	
検証すべき場所又は物	<p>3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。★ (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)</p>
有 効 期 間	<p>平成○○年○○月○○日 まで 4 期間計算は正しいか。★</p>
<p>有効期間経過後は, この令状により検証に着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 検証の必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>5 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日</p> <p>6 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u></p> <p style="text-align: center;">裁 判 官 ○ ○ ○ ○</p> <p>7 裁判官の記名印は正しいか。</p>	
<p>9 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。</p> <p style="text-align: right;">10 裁判官の押印はあるか。</p>	
請求者の官公職氏名	<p>愛知県○○警察署</p> <p>司法警察員 ○ ○ ○ ○</p> <p>8 請求書からの転記は正しいか。★</p>

1

2

3

4

5

9

6

7

10

8

11

12

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時9, 10, 12, 13を警察官と指差し点検

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の検証場所を求めてきた場合、検証許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。	
15 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の検証場所を求めてきた場合、検証許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 検証すべき場所又は物	・捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例 ・「被疑者の着衣及び携行品」 ・住居とその同一敷地内にある附属建物は包括して1個の管理権が及ぶ。「愛知県○○市○○町○丁目○○番地○○○○方居宅及びその附属建物」 ・アパート、下宿等のように、各室によって居住権者が異なる場合には、各室ごとに別個の場所となるので、これを明確に特定する必要がある。 ・自動車内に存在する物を差し押える場合、自動車の内部には一定の空間があり、私人が合法的、排他的に占有できる意味で1個の独立した管理権があるとされるので、自動車に対する搜索差押許可状が必要であり、公道上に駐車又は公道上を走行している場合は、自動車そのものを搜索場所と考え、これを特定(車両番号、車名、形式、所有者等)すれば足りる。「普通乗用自動車 名古屋○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が同じであれば、駐車場と自動車を特定して、搜索差押許可状1通で執行できる。「○○県○○市○○町○○番地○○○○方敷地内に存在する同人所有の○○い○○○○号(トヨタビスタ、白色)」 ・自動車所有者と駐車場所管理者が異なる場合には、駐車場に対する搜索許可状と、自動車に対する搜索差押許可状の2通で執行するのが相当と考えられている。
	4 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日、発付日8月1日)
8 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。	

7 身体検査令状

検証（前記第3の6）のうち、人の身体についての検証は、身体の安全と秘密保持の点から特に慎重な配慮が求められるものとして、身体検査令状が必要とされている。

(1) 概説

後掲「⑦当直用チェック票（身体検査令状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 検査すべき身体

身体検査令状を必要とする例としては、身体の特徴（入れ墨、ほくろ、母斑等）や状態（注射痕、傷、内出血による表皮の変色等）を検査（検証）する必要があるが、検査に応じない場合などである。なお、身体の外部だけでなく、内部の検査（検証）もできる。

(3) 身体検査に関する条件

身体検査については、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名誉を害しないように注意しなければならない。また、女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち合わせなければならない（以上、法222I, 131）。

条件については、裁判官からの指示があれば記載することになる。記載例としては以下のとおり。以下の例以外にも、被疑者を全裸にして身体検査を行う場合は、条件を付す必要があるものと考えられる。条件を付さない場合は、斜線を引いたうえで裁判官が押印するか、「なし」と記載する。

ア 女子の場合

医師又は成年の女子をこれに立ち合わせる事

イ 強制採血の場合

後記第3の12(2) (69頁) 参照

ウ 毛髪強制採取の場合

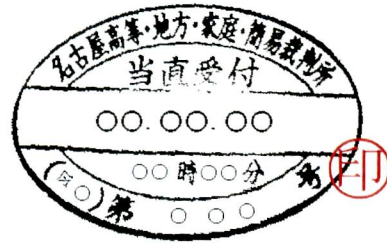
後記第3の12(3) (74頁) 参照

⑦当直用チェック票(身体検査令状請求書)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★

身 体 検 査 令 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、
下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

1 被疑者の氏名 〇 〇 〇 〇 10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★

10

2 身体検査を受ける者

氏名 〇 〇 〇 〇
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 性別 男

11 身柄関係書類等があれば確認する。年齢計算に誤りはないか。
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

11

職業 〇〇〇
健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

4 検査すべき身体の部位

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

13

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(別紙引用の場合は、別紙はあるか。)

15

7 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

16

(身体検査令状請求書)



※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

12 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 12

身体検査令状	
被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。★ <div style="text-align: center; font-size: 2em;">○ ○ ○ ○</div>
被疑者に対する <div style="text-align: center; font-size: 1.5em;">○ ○ ○ ○</div> 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 <div style="text-align: right;">被疑事件</div>	
について, 下記の者の身体を検査することを許可する。	
検査すべき身体	3 記載は必須★
身体検査に関する条件	4 なし。又は裁判官の指示する条件★
身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは, 10万円以下の過料又は10万円以下の罰金もしくは拘留に処せられ, あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。★
有効期間経過後は, この令状により身体検査をすることができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 身体検査の必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u> <div style="text-align: center; font-size: 1.5em;">裁 判 官 ○ ○ ○ ○</div>	
10 庁印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 <div style="text-align: right; font-size: 2em;">印</div>	
8 裁判官の記名印は正しいか。 11 裁判官の押印はあるか。 <div style="text-align: right; font-size: 2em;">印</div>	
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 9 請求書からの転記は正しいか。★ 司法警察員 ○ ○ ○ ○

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

(点検者印)

(点検者印)

※点検者が押印又は署名をする。

夜間執行の許可は不要であるとするのが実務であるが, 裁判官に確認する。

※交付時10, 11, 12を警察官と指差し点検

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

⑦身体検査令状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(鑑定処分としての身体検査)	・鑑定処分としての身体検査としては、身体内部の検査(胃カメラ, レントゲン撮影), 採血などがあるが、身体検査令状のみで請求される例は希で、「身体検査令状と鑑定処分許可状」, 身体検査令状でなく「搜索差押許可状と鑑定処分許可状」で請求されるのが大半である。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により, 「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は, 当直裁判官の所属により, 地裁であれば「令む」, 簡裁であれば「令る」。
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	・2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は, 罪名を特定するために, 罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は, 六法全書等によって, 犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件, 法定刑等)を確認する。
	10 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは, 実務ではそのうち1名を記載し, 他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。
16 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に一見して誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	1 被疑者の氏名	・請求書の10を参照 ・外国人の氏名の表記は, カタカナ, アルファベット, 両方併記の場合があり, 基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 検査すべき身体	記載例・・・「被疑者の身体」, 「採血に必要な被疑者の身体」(強制採血の場合) 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。表題が正しいか。内容的に照合しているかを確認する。
	4 身体検査に関する条件	記載例 ・「医師又は成年の女子をこれに立ち会わせること」(女子の場合) ・「医師をこれに立ち会わせること」など(病人の場合) ・「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」(強制採血の場合) ・「毛髪の採取に当たっては, 被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って50本とすること」(毛髪の強制採取の場合) ・何も記載しないときは, 「なし」と記載する。
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は, 原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では, 請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)
	9 請求者の官公職氏名	・「警部」, 「警視」の別に注意して記載する。

8 鑑定処分許可状

捜査機関から鑑定嘱託を受けた鑑定受託者は、鑑定について必要がある場合は、裁判所の許可を受けて、人の住居等に立ち入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

(1) 概説

後掲「③当直用チェック票（鑑定処分許可請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 鑑定人の氏名、職業

鑑定処分許可請求書及び統括捜査報告書の記載に基づき記載する。

記載例としては、「愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○」などである。

(3) 解剖すべき死体、破壊すべき物等

処分の対象を特定できる程度に具体的に記載する。主なものの記載例としては以下のとおり。

ア 死体を解剖する場合

解剖すべき死体

氏名等不詳の男性死体 1体

身長172センチくらい、年齢70歳から80歳くらい、中肉

イ 覚せい剤等の禁止薬物と思料される白色結晶粉末を破壊して鑑定する場合

(ア) 請求者において最も多くされる記載

破壊すべき物

白色結晶 約0.5グラム

但し、約7.2センチメートル×約4.1センチメートル
大のマジックチャック付透明ビニール袋在中のもの

(イ) 鑑定対象となる物が多い場合に有益な記載方法（東京簡裁の取扱い）

破壊すべき物

覚せい剤様の白色結晶 1袋

（平成○○年○○月○○日付け愛知県○○警察署司法警察員
警部○○○○作成にかかる領置調書（甲）（又は（乙））押
収品目録第○号物件）

(4) 身体の検査に関する条件

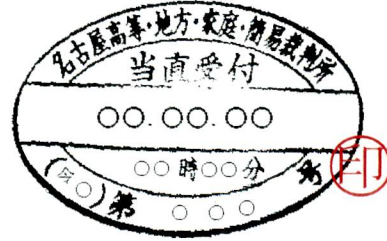
身体の検査については、適当と認める条件を付すことができる（法225
IV、168Ⅲ）。この条件については、裁判官からの指示による。

⑧当直用チェック票(鑑定処分許可請求書)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本, 謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本, 謄本は照合したか。★

鑑 定 処 分 許 可 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇 印

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、
鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

鑑定人の職業及び氏名 (例として警察の科学捜査研究所とします。)
愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
警察職員 〇 〇 〇 〇 (〇〇歳)

10 (一件記録冒頭の捜査報告書及び鑑定囑託書謄本で確認したか。)★

10

鑑定を囑託した年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日 11 (通常は令状請求の日です。)

11

鑑定囑託事項

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

12

犯罪事実の要旨

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★

13

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) } 14 身柄関係書類等があればどれか一つ確認する。★
- 15 年齢計算に誤りはないか。★
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

14
15

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、
解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

16

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

17 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

17

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(鑑定処分許可状請求書)
※点検者が押印又は署名をする。

鑑 定 処 分 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名		1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する		○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。	2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑事件 について, 次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。			
鑑 定 人	職 業 氏 名	3 記載は必須 (愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○), (○○大学医学部法医学教室 医師 ○○○○) など正確に記載すること。年齢は不要	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
立ち入るべき場所, 検査すべき身体, 解剖すべき死体, 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物		4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
身体 の 検 査 に 関 する 条 件		5 裁判官の指示により記載する。★ (記載事項がなければ「なし」と記載するか斜線を引く。)	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間		平成○○年○○月○○日 まで 6 期間計算は正しいか。★	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期限経過後は, この令状により許可された処分に着手することができない。この 場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。			
7 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日		11 庁印の「地方」「簡易」の押し間違い はないか。	7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u>		9 裁判官の記名印は正しいか。 12 裁判官の押印はあるか。	8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請 求 者 の 官 公 職 氏 名		愛知県○○警察署 司法警察員 ○○ ○ ○ ○ ○	10 請求書からの転記は正しいか。★ 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

※交付時10, 11, 12を警察官と指差し点検

(点検者印)

(別紙)

⑧鑑定処分許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数等)	・各処分ごとに各別の令状を必要とすることが原則であるが、同一の機会に数個の処分を行う場合は、一通の令状でも可能である。 ・鑑定処分としての身体検査で直接強制が許されるか。身体検査令状と鑑定処分許可状の併用で可とする(多数説)。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 鑑定人の職業及び氏名	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・資料中の「捜査報告書」、「鑑定嘱託書謄本」等で確認する。
	12 鑑定嘱託事項	【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・資料中の鑑定嘱託書謄本などで確認したか。
	13 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に一見して誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。
	14 15 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要。 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
令状	(令状の通数等)	・各処分ごとに各別の令状を必要とすることが原則であるが、同一の機会に数個の処分を行う場合は、一通の令状でも可能である。 ・鑑定処分としての身体検査で直接強制が許されるか。身体検査令状と鑑定処分許可状の併用で可とする(多数説)。
	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	5 身体検査に関する条件	記載例・・・「医学的に相当な方法によること」 ・何も記載しないときは「なし」と記載する。
	6 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日,発付日8月1日)
	10 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」の別に注意して記載する。

9 記録命令付差押許可状

記録命令付差押えとは、電磁的記録の保管者等をして、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させたくて、その記録媒体を差し押さえるという強制処分である（法218I, 99の2）。平成23年の刑事訴訟法の改正（平成24年6月22日施行）により新たに認められた押収方法である。

例えば、捜査機関が、裁判官の令状を得て、通信事業者がメールサーバ内に保管している特定の電子メールアドレスの通信履歴について、通信事業者に命じてCD-R等に記録させ又は紙に印刷させ、これを差し押さえることなどである。

詳細については、平成24年4月に最高裁判所事務総局刑事局が作成した「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）」参照。

(1) 概説

後掲「⑨当直用チェック票（記録命令付差押許可状請求書）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

記載例（接続ログの差押えの場合）としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在の株式会社〇〇〇〇が保管する平成〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日までの間のユーザーID（〇〇〇〇）に関する接続ログ

(3) 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

記載例としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇管理部 主任 〇〇〇〇（〇〇歳）
又はこれに代わるべき者

(4) 夜間執行

前記第3の3(7)（28頁）参照

(5) その他

令状請求事件簿における令状種別は「記差」と記載する。

⑨当直用チェック票(記録命令付差押許可状請求書)

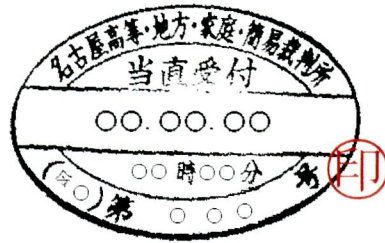
★の項目は別紙参照

	受	決
	付	裁
	時	前
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★

原本、謄本に

- ・3 時刻は記入したか。
- ・4 事件番号、事件符号は記入したか。★
- ・5 担当者は押印したか。
- ・6 原本、謄本は照合したか。★



記録命令付差押許可状請求書

7 請求日付は正しいか。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇 印

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

1 被疑者の氏名

〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)

10 身柄関係書類等があればどれか一つと確認する。★

11 年齢計算に誤りはないか。★

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

6 犯罪事実の要旨

16 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

(記録命令付差押許可状請求書)

※点検者が押印又は署名をする。



(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

⑨記録命令付差押許可状

★点検項目		点検項目の説明
請求書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
16 犯罪事実の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令状	1 被疑者の氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	3 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 記載例・・・最高裁刑事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」の11頁～13頁
	4 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	捜査記録冒頭の統括捜査報告書と照合して点検し、誤記等があれば付せんを貼付して裁判官に口頭で報告する。 ・記載例は、最高裁刑事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」の14頁を参照
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)
	9 請求者の官公職氏名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

10 搜索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）

リモートアクセスによる複写の処分とは、電子計算機に対する差押えを行う場合に付加的に認められる処分であり、当該処分を伴う差押えは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に保管されている電磁的記録を、当該電子計算機又は他の記録媒体に複写して差し押さえるものである（法218Ⅱ、99Ⅱ）。平成23年の刑事訴訟法の改正（平成24年6月22日施行）により新設された制度である。

例えば、捜査機関が、裁判官の令状を得て、被疑者が勤務先企業で使用するパソコンを差し押さえる場合に、そのパソコンとLANで接続されている社内共有ファイルサーバに保存されている被疑者作成の電子データについて、パソコンを操作して、パソコン又はCD-R等に複写して差し押さえることなどである。

詳細については、平成24年4月に最高裁判所事務総局刑事局が作成した新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）参照。

(1) 概説

後掲「⑩当直用チェック票（搜索差押許可状請求書）（リモートアクセスによる複写の処分）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

記載例（メール送受信ソフトによるメールサーバの場合）としては以下のとおり。他の記載例も含めた詳細については前記執務資料参照。

差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

メールサーバの記録領域のうち下記のいずれかに該当するもの

- 1 上記パーソナルコンピュータにインストールされているメールに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域
- 2 上記パーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されているサーバのURL又はそのサーバへのアクセス履歴に係る記録領域
- 3 上記パーソナルコンピュータの使用者のID及びパスワードによりアクセス可能な記録領域

(3) 夜間執行

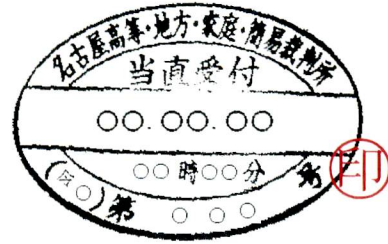
前記第3の3(7)（28頁）参照

⑩当直用チェック票(捜索差押許可状請求書)(リモートアクセスによる複写の処分)

★の項目は別紙参照

受 決
付 裁
時 前
1
2
3
4
5
6

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。★



- 原本, 謄本に
- ・3 時刻は記入したか。
 - ・4 事件番号, 事件符号は記入したか。★
 - ・5 担当者は押印したか。
 - ・6 原本, 謄本は照合したか。★

捜 索
差 押 許 可 状 請 求 書

7 請求日付は正しいか。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ, 「地方」「簡易」の押し間違いはないか。★
名古屋〇〇 裁判所
裁判官 殿

愛知県〇〇警察署
司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇 (印)

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき, 捜索差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。★
記

9

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) } 10 身柄関係書類等があればどれか一つ
確認する。★
11 年齢計算に誤りはないか。★
(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

10
11

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

3 捜索し又は検証すべき場所, 身体若しくは物

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由

14 記載する事項がないときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは, 別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは, 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

15

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由

16 記載する事項がないときは, 斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは, 別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

17

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(捜索差押許可状請求書)

(点検者印)


※点検者が押印又は署名をする。

⑩当直用チェック票(捜索差押許可状) (リモートアクセスによる複写の処分)
★の項目は別紙参照

決 裁 前
決 裁 後

15 引用された別紙各葉との裁判官契印, 訂正印はある 15

捜 索 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 被疑事件 について, 下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。		2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
捜 索 す べ き 場 所 , 身 体 又 は 物	4 記載は必須(引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意)	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲	5 記載は必須(引用された別紙はあるか。)★ (引用した別紙の付け忘れ, 取り違えに注意) また, 捜索及び電子計算機の差押えのみを許可した場合, 斜線が引かれているか。	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 6 期間計算は正しいか。★	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期間経過後は, この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 捜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
7 今日の日付は正しいか。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 8 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋〇〇裁判所</u>		7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁 判 官 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 		9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県〇〇警察署 司法警察員 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。

13 夜間執行の請求はあるか。 13
14 裁判官の押印はあるか。 14

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする※交付時11, 12, 14, 15を警察官と指差し点検

(点検者印)

(別紙)

⑩ 捜索差押許可状(リモートアクセスによる処分の場合)

★点検項目		点検項目の説明
請求書	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 <p>【「決裁前」点検者は以下も点検する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
17 犯罪事実の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。 	
令状	(令状の通数)	・一通の請求書で数個の捜索場所を求めてきた場合、捜索差押許可状は異なる場所ごとに発付すべきである。
	1 被疑者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	5 差し押さえるべき電子計算機に～電磁的記録を複写すべきものの範囲	記載例・・・最高裁判事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」 <ul style="list-style-type: none"> ・複写すべきものの範囲・・・27頁～29頁 ・差し押さえるべき物が複数ある場合・・・22頁
	6 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)
	10 請求者の官公職氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・「警部」、「警視」など正確に記載する。

11 差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）

(1) 概説

後掲「⑩当直用チェック票（差押許可状請求書）（リモートアクセスによる複写の処分）」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) その他

詳細については、前記第3の10（検索差押許可状（リモートアクセスによる複写の処分がある場合）・58頁）参照。

⑪当直用チェック票(差押許可状)(リモートアクセスによる複写の処分)
★の項目は別紙参照

決
裁
前
決
裁
後

14 引用された別紙各葉との裁判官契印、訂正印はある 14

差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。★ ○ ○ ○ ○	1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑者に対する	○ ○ ○ ○ 2 罪名は正しいか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。	2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
被疑事件 について、下記のとおり差押えをすることを許可する。		
差し押さえるべき物	3 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意)	3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	4 記載は必須(引用された別紙はあるか)。 (引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意) また、電子計算機の差押えのみを許可した場合、斜線が引かれているか。	4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。★	5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有効期限経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日	7 庁名印の「地方」「簡易」の押し間違いはないか。 (庁名) <u>名古屋○○裁判所</u>	6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁 判 官	○ ○ ○ ○ (印)	10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 裁判官の記名印は正しいか。	11 裁判官の押印はあるか。	7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 司法警察員 ○○ ○ ○ ○ ○	9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9 請求書からの転記は正しいか。★		11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この令状は夜間でも執行することができる。(印)

12 夜間執行の請求はあるか。 12
13 裁判官の押印はあるか。 13

※点検者が押印又は署名をする。

(点検者印)

※交付時10, 11, 13, 14を警察官と指差し点検

(点検者印)

※ このチェックシートは令状請求書謄本とホチキス留めする。

(別紙)

⑪差押許可状(リモートアクセスによる処分の場合)

★点検項目		点検項目の説明
請 求 書	2 受付印	・当直裁判官の所属により、「地方裁判所」又は「簡易裁判所」
	4 事件符号	・事件符号は、当直裁判官の所属により、地裁であれば「令む」、簡裁であれば「令る」
	6 謄本	・請求書謄本に謄本認証はあるか(刑訴規則上謄本提出を求められるものではないが提出してもらっている。)
	8 庁名	2を参照
	9 罪名	・被疑罪名と犯罪事実の要旨との同一性を確認する。 ・特別法犯の場合は、罪名を特定するために、罰条(構成要件規定の条文及び罰則規定の条文)の記載が必要である(名古屋の取扱い)。例・・・「覚せい剤取締法(同法 条)」 【「決裁前」点検者は以下も点検する】 ・特別法犯の場合は、六法全書等によって、犯罪事実についての関連条文(犯罪構成要件、法定刑等)を確認する。
	10 11 被疑者	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「ほか○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・年齢が明らかでないときは、生年月日の記載は不要 ・外国人の生年月日は西暦で記載されているか。
17 犯罪事実 の要旨	・「犯罪事実の要旨」の記載内容に誤字脱字がないか。 ・別紙を引用しているときは別紙があるか。別紙の表題が正しいか(「別紙 犯罪事実の要旨」)。	
令 状	1 被疑者の 氏名	・同一の被疑事実につき被疑者が数名あるときは、実務ではそのうち1名を記載し、他の被疑者については「外○名」と記載している。 ・被疑者そのものが不明の場合は「不詳」 ・被疑者の氏名が不詳の場合は写真を利用することが多い(記載例・・・「不詳(別紙写真の男)」)。 ・外国人の氏名の表記は、カタカナ、アルファベット、両方併記の場合があり、基本的には請求書の表記に従って処理してよい。
	4 差し押さえるべき電子 計算機に ～電磁的 記録を複写 すべきもの の範囲	記載例・・・最高裁判事局作成平24. 4「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)」 ・複写すべきものの範囲・・・27頁～29頁 ・差し押さえるべき物が複数ある場合・・・22頁
	5 有効期間	・原則として発付日から7日(初日は不算入。末日が祝休日でも算入) 例・・・8月1日(日)発付の場合は、原則として有効期間は8月8日(日)まで ・宿直では、請求から日をまたいで発付することがあるので注意(例;請求日7月31日, 発付日8月1日)
	9 請求者の 官公職氏 名	・「警部」、「警視」など正確に記載する。

12 特殊なもの（異なる令状を併用することが相当なものを含む。）

(1) 強制採尿 【要急処理事案】

最も重要な点は、①搜索差押許可状によること、②条件として、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の記載をすることである（最一小決昭55.10.23参照）。また、強制採尿令状の効力から、③条件として、被疑者を採尿場所へ任意に同行することができない場合は、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる旨の記載もしている（最三小決平6.9.16参照）。

具体的事例としては、覚せい剤等の禁止薬物を使用したことを立証するため、被疑者に対し尿の任意提出を求めたところ、これを拒絶された場合が圧倒的に多い。

ア 概説

後掲「⑫強制採尿」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 搜索差押えに関する条件等

前述した採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる旨の条件については、採尿場所が既に決まっている（内諾を得ている）場合には、採尿場所の所在地及び名称（〇〇病院等）を捜査記録冒頭の統括捜査報告書の限度で確認して記載し、これが決まっていない場合は、定型文言として記載されている文字中の「又は」を削除する。

⑫ 強制採尿

(覚せい剤取締法違反(使用)の場合)

捜索差押(検査一証)許可状請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜査 一 郎

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反(同法第41条の3第1項第1号, 同法第19条) 被疑事件につき, 捜索差押許可状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
- 2 差し押さえるべき物
被疑者の尿
- 3 捜索し又は検証すべき場所, 身体若しくは物
被疑者の身体
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由
なし
- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは, 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって, その電磁的記録を複写すべきものの範囲
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由
なし
- 7 犯罪事実の要旨
被疑者は, 法定の除外事由がないのに, 平成〇〇年〇月21日ころから同月30日までの間に, 名古屋市内又はその周辺部において, 覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を, 注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し, もって, 覚せい剤を使用したものである。

(注意) 1 被疑者の氏名, 年齢又は名称が明らかでないときは, 不詳と記載すること。
2 事例に応じ, 不要の文字を削ること。

⑫ 強制採尿（覚せい剤取締法違反（使用）の場合）

捜索差押許可状	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
<p>被疑者に対する</p> <p style="text-align: center;">覚せい剤取締法違反（同法41条の3第1項1号，19条）</p> <p style="text-align: right;">被疑事件</p> <p>について，下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。</p>	
差し押さえるべき物	被疑者の尿
捜索すべき身体	被疑者の身体
捜索差押えに関する条件等	<p>1 強制採尿は，医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること</p> <p>2 強制採尿のため必要があるときは，被疑者を</p> <p style="text-align: center;">名古屋市○区○○町○丁目○番○号 ○○病院</p> <p style="text-align: center;">又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。</p>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで
<p>有効期間経過後は，この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には，これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても，捜索又は差押えの必要がなくなったときは，直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">名古屋○○裁判所</p> <p style="text-align: center;">裁判官 裁判 太郎</p>	
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

（注）採尿場所が特定していない場合には，「又は」を抹消する。

(2) 強制採血 【要急処理事案】

最も重要な点は、身体検査令状と鑑定処分許可状を併用する（強制採血を行うには双方の令状を必要とする。）ことである。

強制採血は、主として、DNA型の検査、血液型の検査、血中アルコール濃度の測定等を必要とする場合に行われる。

ア 概説

後掲「⑬強制採血」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点

(ア) 検査すべき身体

「採血に必要な被疑者の身体」などと記載する。

(イ) 身体 of 検査に関する条件

「採血は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」などと記載する。

ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

(ア) 鑑定人

採血者（医師）及び鑑定者（県警本部刑事部科学捜査研究所の警察職員等）を併記する。

(イ) 検査すべき身体

「アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること」などと記載する。

なお、採取する血液量に関して、愛知県警察から次のような情報提供があった。

鑑定事項が一つの場合（例：アルコール濃度検査のみ）

4ミリリットルを超えない範囲

鑑定事項が二つの場合（例：アルコール濃度及び薬物検査）

8ミリリットルを超えない範囲

(ウ) 身体 of 検査に関する条件

「採血は、医学的に相当と認められる方法によること」などと記載する（身体検査令状とは異なり、「医師をして」は入らないことに注意）。

⑬ 強制採血

(道路交通法違反(酒気帯び運転)で血中アルコール濃度を測定する場合)

※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜査 一 郎

下記被疑者に対する 道路交通法違反
(同法第117条の2の2第3号, 第65条第1項, 同法施行令第44条の3)
被疑事件につき, 下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
- 2 身体検査を受ける者
氏 名 〇 〇 〇 〇
年 齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) 性別 男
職 業 会社員
住 居 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
健康状態 良 好
- 3 身体検査を必要とする理由
被疑者は飲酒の状態にありながら, 呼気検査を拒否するので, 被疑者から4ミリリットルを越えない範囲の血液を採取して, 身体に保有するアルコール量を検査するため。
- 4 検査すべき身体の部位
採血に必要な被疑者の身体
- 5 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由
なし
- 7 犯罪事実の要旨
被疑者は, 酒気を帯び, 血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で, 平成25年12月〇〇日午前〇時〇〇分ころ, 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地付近道路において, 普通乗用自動車を運転したものである。

- ⑬ **強制採血**（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）
※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑定処分許可請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜 査 一 郎

下記被疑者に対する 道路交通法違反
（同法第117条の2の2第3号、第65条第1項、同法施行令第44条の3）
被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を
請求する。

鑑定人の職業及び氏名

- 1 **採血者** 〇〇病院 医師 〇〇〇〇 （40歳）
2 **検査者** 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
警察職員 〇〇〇〇 （50歳）

鑑定を囑託した年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項

- (1) 鑑定資料がアルコールを含有しているか否か
(2) 含有していれば、その濃度
(3) その他参考事項

犯罪事実の要旨

被疑者は、酒気を帯び、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成25年12月〇〇日午前〇時〇〇分ころ、名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
- 2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを越えない範囲）を被疑者の身体から採取すること
- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

- ⑬ 強制採血（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身 体 検 査 令 状	
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○
<p>被疑者に対する <div style="text-align: center;"> 道路交通法違反 （同法117条の2の2第3号，65条1項，同法施行令44条の3） </div> <div style="text-align: right;">被疑事件</div> </p> <p>について，下記の者の身体を検査することを許可する。</p>	
検 査 す べ き 身 体	採血に必要な被疑者の身体
身 体 の 検 査 に 関 する 条 件	採血は，医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること
<p>身体を検査を受ける者が正当な理由がなく身体を検査を拒んだときは，10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ，あるいは罰金と拘留を併科されることがある。</p>	
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
<p>有効期間経過後は，この令状により身体を検査をすることができない。この場合には，これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても，身体検査の必要がなくなったときは，直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 <div style="display: inline-block; border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px;">印</div> 裁 判 官 裁 判 太 郎</p>	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	愛知県 〇〇 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

- ⑬ 強制採血（道路交通法違反（酒気帯び運転）で血中アルコール濃度を測定する場合）
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

<h2 style="margin: 0;">鑑 定 処 分 許 可 状</h2>									
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○								
<p style="text-align: center;">被疑者に対する 道路交通法違反 （同法117条の2の2第3号，65条1項，同法施行令44条の3）</p> <p style="text-align: right;">被疑事件</p> <p style="text-align: center;">について，次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。</p>									
鑑 定 人	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">職 業</td> <td style="padding: 5px;">採 血 者 ○○病院</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;">医師 ○○○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">鑑 定 者 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">警察職員 ○○○○</td> </tr> </table>	職 業	採 血 者 ○○病院	氏 名	医師 ○○○○		鑑 定 者 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所		警察職員 ○○○○
職 業	採 血 者 ○○病院								
氏 名	医師 ○○○○								
	鑑 定 者 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所								
	警察職員 ○○○○								
立ち入るべき場所， 検査すべき身体， 解剖すべき死体， 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	<p style="text-align: center;">アルコール濃度検査をするのに必要な血液 （ただし，4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること</p>								
身体の検査に関する条件	採血は，医学的に相当と認められる方法によること								
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで								
<p style="text-align: center;">有効期間経過後は，この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には，これを当裁判所に返還しなければならない。</p>									
<p style="text-align: center;">平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 印 裁 判 官 裁 判 太 郎 □</p>									
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎								

(3) 毛髪の強制採取 【要急処理事案】

最も重要な点は、身体検査令状と鑑定処分許可状を併用する（毛髪の強制採取を行うには双方の令状を必要とする）ことである。

毛髪の強制採取は、主として、覚せい剤等の違法薬物の使用歴を過去に遡って調査する場合に行われる。

ア 概説

後掲「⑭毛髪の強制採取」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 身体検査令状の記載につき注意すべき点

(ア) 検査すべき身体

「被疑者の身体（毛髪）」などと記載する。

(イ) 身体の検査に関する条件

「毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること」などと記載する。

なお、採取する本数につき、実務では約50本として発付する例がほとんどであるが、特殊な事情等が存在する場合は、例外的にこれよりも多い本数を認めることも考えられる。

ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

(ア) 鑑定人

県警本部刑事部科学捜査研究所の警察職員等の氏名等を記載する。

(イ) 検査すべき身体

「被疑者の身体（毛髪）」などと記載する。

(ウ) 身体の検査に関する条件

「毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること」などと記載する。

なお、採取する本数につき、実務では約50本として発付する例がほとんどであるが、特殊な事情等が存在する場合は、例外的にこれよりも多い本数を認めることも考えられる。

⑭ 毛髪の強制採取

(覚せい剤取締法違反(使用)で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合)

※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜査 一 郎

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反(同法第41条の3第1項第1号, 同法第19条) 被疑事件につき, 下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

- 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
- 身体検査を受ける者
氏 名 〇 〇 〇 〇
年 齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) 性別 男
職 業 会社員
住 居 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
健康状態 良好
- 身体検査を必要とする理由
被疑者は常習的かつ継続的に覚せい剤を使用していたと思慮されるが, これまでの捜査で覚せい剤使用の事実を否認しており, 被疑者の常習的かつ継続的な覚せい剤使用を明らかにする必要がある。
- 検査すべき身体の部位
被疑者の身体(毛髪)
- 7日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由
なし
- 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由
なし
- 犯罪事実の要旨
被疑者は, 法定の除外事由がないのに, 平成〇〇年〇〇月21日ころから同月30日までの間に, 名古屋市内又はその周辺部において, 覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を, 注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し, もって, 覚せい剤を使用したものである。

- ⑭ **毛髪の強制採取**（覚せい剤取締法違反（使用）で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合）
※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑定処分許可請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜査 一 郎

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反（同法第41条の3第1項第1号，同法第19条） 被疑事件につき，鑑定を囑託された次の者が，鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所
警察職員 〇〇〇〇 （50歳）

鑑定を囑託した年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項

- (1) 鑑定資料から，覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの含有が認められるか否か
- (2) その他参考事項


犯罪事実の要旨

被疑者は，法定の除外事由がないのに，平成〇〇年〇〇月21日ころから同月30日までの間に，名古屋市内又はその周辺部において，覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を，注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し，もって覚せい剤を使用したものである。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
- 2 鑑定人が立ち入るべき住居，邸宅，建造物若しくは船舶，検査すべき身体，解剖すべき死体，発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者の身体（毛髪）
- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは，その期間及び事由なし

- ⑭ **毛髪の強制採取**（覚せい剤取締法違反（使用）で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合）
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

身体検査令状	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
<p>被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 （同法41条の3第1項1号、19条） 被疑事件</p> <p>について、下記の者の身体を検査することを許可する。</p>	
検査すべき身体	被疑者の身体（毛髪）
身体検査に関する条件	毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること。
<p>身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。</p>	
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで
<p>有効期間経過後は、この令状により身体検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所  裁判官 裁判 太郎</p>	
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

- ⑭ **毛髪の強制採取**（覚せい剤取締法違反（使用）で覚せい剤使用歴を過去に遡って調査する場合）
 ※ 身体検査令状と鑑定処分許可状を請求する。

鑑定処分許可状	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
被疑者に対する <div style="text-align: center;">覚せい剤取締法違反 (同法41条の3第1項1号, 19条)</div> <div style="text-align: right;">被疑事件</div> について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	
鑑定人	職業 氏名 愛知県警察本部刑事部科学捜査研究所 警察職員 ○○○○
立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物	被疑者の身体（毛髪）
身体の検査に関する条件	毛髪の採取に当たっては、被疑者の頭部外貌に醜状を生じさせない方法で根本から切って約50本を採取すること。
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div> 裁判官 裁判 太郎 □ </div>	
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

(4) 嚥下された異物の押収 【要急処理事案】

嚥下（えんげ）された異物の採取については、諸説あるものの、**搜索差押許可状と鑑定処分許可状を併用するのが相当であると解されている。**

すなわち、嚥下された異物は、身体の一部ではないから、これを押収するには**搜索差押許可状**によるのが相当であるが、その**搜索が身体内部に及び、差押えが体腔（食道、胃、腸）内からの取り出しであり、その方法も、下剤の投与等による体液の漏出を伴うなどの身体に損傷を与える危険性もあり、専門的技術を要する。**したがって、**搜索差押えには相応の条件を付す必要性があり、また、身体に対する鑑定処分としての性質も有することから、併用が相当であるとされている。**

ア 概説

後掲「⑮嚥下された異物の押収」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

イ 搜索差押許可状の記載につき注意すべき点

書式については、条件を付す関係上、強制採尿（前記第3の12(1)・66頁）と同じものを使用するのが効率的である。

(ア) 差し押さえるべき物

「被疑者の体腔内の異物」などと記載する。

(イ) 搜索すべき身体

「被疑者の体腔内」，「被疑者の身体（体腔内）」などと記載する。

(ウ) 搜索差押えに関する条件等

a 「レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用による体腔内の検査及び異物の採取については、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」などと記載する。

b 被疑者が任意で検査場所へ行くことを拒否した場合、この搜索差押許可状の効力として当然に連行できるとする説もあるものの、強制採尿の場合と同様の以下の条件も併せて記載するのが相当である。

「体腔内の検査及び異物の採取のために必要があるときは、被疑者を〇〇〇〇（病院所在地）〇〇病院又はレントゲン検査や下剤（吐剤）の使用に適する最寄りの場所まで連行することができる。」

ウ 鑑定処分許可状の記載につき注意すべき点

(ア) 検査すべき身体

「被疑者の体腔内の異物を採取すること」などと記載する。

(イ) 身体検査に関する条件

「レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用については、医学的に相当と認められる方法によること」などと記載する。

⑮ 嚙下された異物の押収

(覚せい剤取締法違反(営利目的所持)の場合)

※ 捜索差押許可状と鑑定処分許可状を請求するのが相当と解されている。

捜 索
差 押 許 可 状 請 求 書
(検、証)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁 判 官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜 査 一 郎 ,

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反(同法41条の2第2項・1項)被疑事件につき、捜索差押許可状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
- 2 差し押さえるべき物
被疑者の体腔内の異物
- 3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
被疑者の身体(体腔内)
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし
- 5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
なし
- 6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
なし
- 7 犯罪事実の要旨
被疑者は、営利の目的で、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。

⑮ 嚙下された異物の押収（覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の場合）

鑑定処分許可請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋〇〇裁判所
裁判官 殿

愛知県 〇〇 警察署
司法警察員 警視 捜査 一 郎 ，

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反（同法 4 1 条の 2 第 2 項・ 1 項）被疑事件につき、鑑定を囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名

〇〇病院
医師 〇〇〇〇 （ 5 7 歳）

鑑定を囑託した年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定囑託事項

- (1) 被疑者の体腔内を検査すること
- (2) 被疑者の体腔内の異物を採取すること

犯罪事実の要旨

被疑者は、営利の目的で、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約 1. 5 6 グラムを所持したものである。

記

- 1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
- 2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者の体腔内の異物を採取すること
- 3 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

⑮ 嚥下された異物の押収（覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の場合）

捜索差押許可状	
被疑者の氏名	○ ○ ○ ○
<p>被疑者に対する 覚せい剤取締法違反（同法41条の2第2項・1項）被疑事件</p> <p>について、下記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。</p>	
差し押さえるべき物	被疑者の体腔内の異物
捜索すべき身体	被疑者の身体（体腔内）
捜索差押えに関する条件等	<p>1 レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用による体腔内の検査及び異物の採取については、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること</p> <p>2 体腔内の検査及び異物の採取のために必要があるときは、被疑者を 名古屋市○区○○町○丁目○番○号 ○○病院 又はレントゲン検査や下剤（吐剤）の使用に適する最寄りの場所まで運行することができる。</p>
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで
<p>有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
<p>平成○○年○○月○○日</p> <p>名古屋○○裁判所</p> <p style="font-size: 2em; color: red; border: 2px solid red; display: inline-block; padding: 5px;">印</p> <p>裁判官 裁判 太郎</p>	
請求者の官公職氏名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎

⑮ 嚥下された異物の押収（覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の場合）

鑑 定 処 分 許 可 状					
被 疑 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○				
<p>被疑者に対する <div style="text-align: center;">覚せい剤取締法違反 (同法41条の2第2項・1項)</div> 被疑事件</p> <p>について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。</p>					
鑑 定 人	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">職 業</td> <td>○○病院</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>医師 ○○○○</td> </tr> </table>	職 業	○○病院	氏 名	医師 ○○○○
職 業	○○病院				
氏 名	医師 ○○○○				
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	被疑者の体腔内の異物を採取すること				
身体検査に関する条件	レントゲン検査機器又は下剤（吐剤）の使用については、医学的に相当と認められる方法によること				
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで				
<p>有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p>					
<p>平成○○年○○月○○日</p> <p>名古屋○○裁判所</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">印</div> 裁 判 官 </div> <p>裁 判 太 郎</p>					
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	愛知県 ○○ 警察署 司法警察員 警視 捜査一郎				

13 臨検、捜索、差押（押収）許可状

(1) 概説

臨検とは、その場所に直接出向いて検査することである。請求種別（根拠法令）としては、次のものが挙げられる。

なお、令状請求書及び令状の記載例としては、「⑩臨検捜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）」及び「⑪臨検捜索押収許可状（入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）」参照。

捜査記録中の請求事項をまとめた書類（国税の場合は「説明資料」と題されることがある。）を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

ア 国税通則法に基づくもの（国税局・国税庁の当該職員）

平成30年4月1日施行の改正国税通則法により、電磁的記録にかかる証拠収集手続が整備（リモートアクセス、記録命令付差押）され、夜間執行許可を付することができる（改正前の国税犯則取締法には夜間執行の規定がなかった）ものとされた。

なお、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の犯則事件の調査におけるリモートアクセスによる場合の臨検捜索差押許可状及び鑑定処分許可状については、その請求先が地方裁判所の裁判官に限られると解されているので注意を要する。

イ 関税法に基づくもの（税関・財務事務官）

アと同日施行の改正関税法により、電磁的記録に対する証拠収集手続が整備された（夜間執行については、従前から規定がある。）。

ウ 地方税法に基づくもの（県税事務所・徴税吏員）

エ 出入国管理及び難民認定法に基づくもの（入国管理局・入国警備官）

行政雑事件であり、「行イ」（簡裁の場合。地裁の場合は「行ク」）で立件する。

オ 児童虐待の防止等に関する法律に基づくもの（県知事、児童相談所長）

上記エと同様、行政雑事件である。

(2) その他

名古屋管内においては、上記の請求者による令状請求の場合、資料と共に令状原案をも持参するのが通例となっているので、これを利用して令状原案を作成する（誤記に備え、一部事前にコピーを取っておくとよい。）。

⑩ 臨検捜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）

臨検・捜索・差押許可状請求書	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 又 は 名 称	××××
罪 名	法人税法違反（同法〇条）
犯 則 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
臨検すべき物件若しくは 場所又は捜索すべき 身体、物件若しくは場所	愛知県〇〇市〇〇町1丁目〇番地 有限会社××××工業 事務所、倉庫及びその他の付属施設
差し押さえるべき物件	【記載例】 本件法人税法違反嫌疑事実を証明するに足りると認められる帳簿書類、手帳、メモ、ノート、往復文書、家計簿、名刺、預貯金通帳、同証書、有価証券、権利証、印章、ゴム印、鍵、写真、録音テープ、ビデオテープ、キャッシュカード等のカード類、携帯電話、コンピュータ等の電子機器及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体等の文書及び物件、その他財産の確定及び収支確定に係ると認められる文書及び物件、並びにその関係人から預かった文書及び物件
差押さえるべき電子計算機 に電気通信回線で接続して いる記録媒体であって、そ の電磁的記録を複写すべき ものの範囲	(印)
日没から日出までの間に行 う必要があるときは、その 旨及び事由	昼間においては立会人の確保が困難な場合があり、執行が夜間に及ぶおそれがあるため、必要である。
7日を超える有効期間を 必要とするときは、その 期 間 及 び 事 由	(印)
<p>上記許可状の発付を請求する。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所 裁 判 官 殿</p> <p style="text-align: right;">名古屋国税局 財務事務官 大 蔵 大 蔵 (印)</p>	

⑯ 臨検搜索差押許可状（国税局が請求する脱税事件の場合）

臨 検 搜 索 差 押 許 可 状	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢 (法人については、名称)	×××× 平成○年○月○日生
犯則嫌疑者に対する 法人税法違反（同法○条） 犯則事件 について、下記のとおり臨検、搜索及び差押えをすることを許可する。	
臨検すべき物件又は場所、 搜索すべき身体、物件又は 場所	愛知県○○市○○町1丁目0番地 有限会社××××工業 事務所、倉庫及びその他の付属施設
差し押さえるべき物件	本件法人税法違反嫌疑事実を証明するに足りると認められる帳簿書類、手帳、メモ、ノート、往復文書、家計簿、名刺、預貯金通帳、同証書、有価証券、権利証、印章、ゴム印、鍵、写真、録音テープ、ビデオテープ、キャッシュカード等のカード類、携帯電話、コンピュータ等の電子機器及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体等の文書及び物件、その他財産の確定及び収支確定に係ると認められる文書及び物件、並びにその関係人から預かった文書及び物件
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、搜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官	裁 判 太 郎 ⑩
請求者の官職氏名	名古屋国税局 財務事務官 大蔵 大蔵

この令状は夜間でも執行することができる。⑩

根拠規定は、刑事訴訟法ではなく、国税通則法 148 条である。

⑰ 臨検捜索押収許可状(入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合)


許 可 状 請 求 書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
名古屋〇〇裁判所裁判官 殿	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務省名古屋入国管理局 印 入 国 警 備 官 </div>	
警 備 長 警 備 太 郎	
<p>下記容疑者に対する 出入国管理及び難民認定法第24条に規定する 退去強制事由該当容疑事件につき、 臨検・捜索・押収 許可状の発付を請求する。</p>	
容 疑 者 氏 名	<p>国 籍 フィリピン</p> <p>住 居 名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室</p> <p>氏 名 ブラゾン パッチョ カルデラ BRAZAO PACHO CALDEIRA</p> <p>生年月日 19〇〇年〇〇月〇〇日生</p>

令状の性質は警察の「捜索差押許可状」と同じであるが、請求者は特別司法警察職員でないため、出入国管理及び難民認定法の規定による行政上の請求である。

⑰ 臨検捜索押収許可状（入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）

<p>容疑事実の要旨 及び該当法条</p>	<p>容疑者はフィリピン国籍を有する外国人であるところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日、有効な旅券又は乗員手帳を所有せず、かつ、法定の除外事由がないのに、フィリピン・マニラからフィリピン航空〇〇〇便により、成田空港に到着し、もって、出入国管理及び難民認定法第3条の規定に違反して本邦に入ったものである。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第24条第1号</p>
<p>臨検すべき場所、 捜索すべき場所、 身体若しくは物件 又は押収すべき 物件</p>	<p>名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室</p> <p>本件容疑事実を裏付ける旅券、外国人登録証明書、身分証明書、手紙、航空券、写真、預金通帳、携帯電話及びメモ等本件に関係ありと思慮される上記に類する一切の物件</p>
<p>必要とする有効 期間及びその事 由</p>	<p>7日間</p>
<p>日の出前、日没後 に行う必要がある ときはその旨及び 事由</p>	<p>日中不在の場合、執行が夜間に及ぶおそれがあるため</p> <p>「夜間執行」も請求できるが、刑訴法の定めでなく、出入国管理及び難民認定法35条による。</p>

⑰ 臨検捜索押収許可状（入国管理局が請求する不法入国者等の強制退去事由を捜査する場合）

臨 検 捜 索 押 収 許 可 状	
容疑者の氏名	国 籍 フィリピン 住 居 名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室 氏 名 ブラゾン パッチョ カルデラ BRAZAO PACHO CALDEIRA 生年月日 19〇〇年〇〇月〇〇日生
容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条第1号に規定する退去強制事由該当容疑事件について、下記のとおり臨検、捜索及び押収することを許可する。	
臨検すべき場所、 捜索すべき身体 又は物件	名古屋市中区〇〇町1丁目10番地 マンションさかえ101号室
押収すべき物件	本件容疑事実を裏付ける旅券、外国人登録証明書、身分証明書、手紙、航空券、写真、預金通帳、携帯電話及びメモ等本件に関係ありと思慮される上記に類する一切の物件
有 効 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は押収に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、捜索又は押収の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 名古屋〇〇裁判所	 裁 判 官 裁 判 太 郎
請求者の官職氏名	法務省名古屋入国管理局 入国警備官 警備長 警備太郎

この令状は夜間でも執行することができる。

14 引致状

保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者・仮釈放者・保護観察付執行猶予者・婦人補導院仮退院者）について、正当な理由がないのに住居に居住しないと認められるような場合等には、裁判官があらかじめ発する引致状により、当該保護観察対象者を引致することができる（更生保護法63Ⅱ,Ⅲ）。

請求者は保護観察所の長又は地方更生保護委員会であり、請求先はその所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官となる（同法63Ⅳ）。

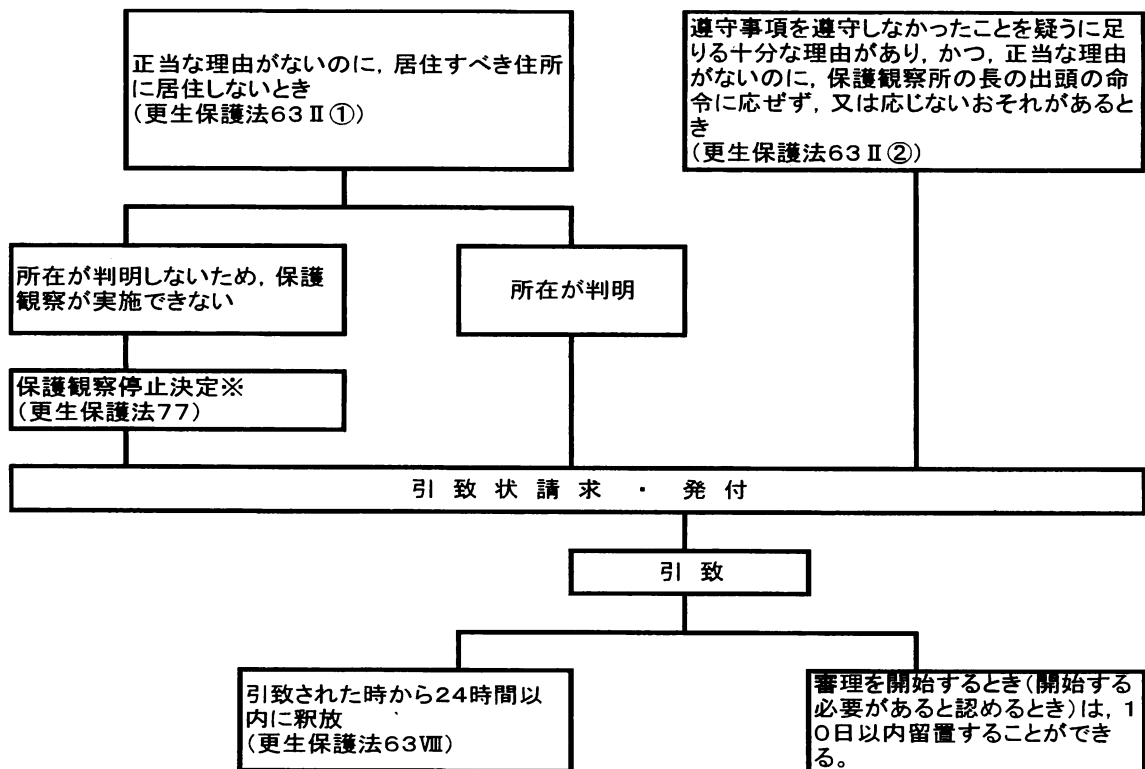
(1) 概説

後掲「⑩引致状」参照

捜査記録冒頭の統括捜査報告書を一読した限度で点検し、誤記等を発見した場合は付せんを貼付した上で、裁判官に口頭で報告する。

(2) 引致状請求手続までの流れ

簡単に図で示すと以下のようになる。



※保護観察停止決定がないと引致状請求ができないわけではない（刑期が終了していなければよい。）。

(3) 仮釈放者等に対する引致状発付における残刑期間の確認

刑期終了日の経過前の請求であること。

なお、所在が判明しないため保護観察が実施できなくなったと認められる

ときは、地方更生保護委員会の決定で保護観察を停止することができ、当該停止決定の効力発生（決定告知，同法 27 I・IV）によって、刑期の進行が停止する（同法 77 V）ので、当初の刑期終了前までに保護観察停止決定の効力が発生していること。

(4) 有効期間

名古屋簡裁においては、特に定まった運用は存在しないが、概ね逮捕状の更新の場合と同様の取扱いである（初回 7 日，1 か月，3 か月の順）。

なお、東京簡裁においては、保護観察所からの要請により、初回 3 か月，再請求は 6 か月で請求することを許容する運用を行っている。

また、刑期終了日が差し迫っており、未だ保護観察停止決定がなされていないか、同決定の効力が発生していないなどの場合は、引致状の有効期間が刑期終了日を超えないよう留意する必要がある。

⑩ 引致状

<h2 style="margin: 0;">引 致 状 請 求 書</h2>	
名古屋〇〇裁判所 裁判官 殿	〇観観第特〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇保護観察所長	〇 〇 〇 〇
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>	
更生保護法第63条第4項の規定により、次の者について、引致状の発付を請求します。	
1	氏 名 〇 〇 〇 〇
2	生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
3	住 居 不詳 (居住すべき住居) 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 更生保護施設〇〇〇〇
4	職 業 不詳
5 更生保護法第63条第2項各号のいずれかに該当する事実の要旨並びに引致を必要とする理由	
本人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時〇〇分ころ、居住すべき住居である更生保護施設更生園から外出したまま帰会することなく、その所在を明らかにせず、居住すべき住居に居住していないものである。もって、遵守すべき事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由があり、かつ、保護観察所の長による出頭の命令に応じないおそれがあることから、この際、本人を下記引致すべき場所に引致して、質問調査する必要がある。	
6 引致すべき場所 〇〇保護観察所又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所、 保護観察所支部若しくは駐在官事務所	
7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
必要とする期間	1 か月
必要とする理由	本人の所在が不明であり、引致執行に相当の期間を要する。
8 引致状を数通必要とするときは、その数及び事由	
なし	

⑩ 引致状

(氏名 ○ ○ ○ ○)

<p>9 その他参考事項 特別遵守事項 1 更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと。 2 就職活動を行い、又は仕事をする事。 3 パチンコ店やスロット店に出入りしないこと。 平成25年9月9日保護観察停止決定(同月15日効力発生)</p>									
<p>10 裁判に関する事項</p>									
<p>保護観察処分少年 (非行名) (保護観察所) 保護観察所 (決定裁判所) 家庭裁判所 支部 (決定の日) 平成 年 月 日</p>									
<p>少年院仮退院者 (非行名) (保護観察所) 保護観察所 (決定裁判所) 家庭裁判所 支部 (決定の日) 平成 年 月 日 (仮退院施設) (仮退院の日) 平成 年 月 日 (仮退院決定委員会) (仮退院決定の日) 平成 年 月 日</p>									
<p>仮釈放者 (罪名) 詐欺 (保護観察所) ○○保護観察所 (刑名・刑期) 懲役1年 (未決勾留) 法定 日間 (言渡し裁判所) ○○地方裁判所 (通算日数) 裁定 20日間 (言渡しの日) 平成23年7月14日 (刑期起算日) 平成25年1月25日 (仮釈放施設) ○○刑務所 (刑期終了日) 平成26年1月4日 (仮釈放決定委員会) 中部地方更正保護委員会 (仮釈放決定の日) 平成25年7月16日 (仮釈放の日) 平成25年9月5日</p>									
<p>保護観察付執行猶予者 (罪名) (保護観察所) 保護観察所 (刑名・刑期) 懲役・禁錮 年 月 (保護観察期間) 年間 (言渡し裁判所) 裁判所 支部 (言渡しの日) 平成 年 月 日 (確定の日) 平成 年 月 日 (初度目・再度目の別) 初・再</p>									
<p>婦人補導院仮退院者 (罪名) (保護観察所) 保護観察所 (刑名・刑期) 懲役・禁錮 年 月 (未決勾留) 法定 日間 (言渡し裁判所) 裁判所 支部 (通算日数) 裁定 日間 (言渡しの日) 平成 年 月 日 (補導処分期間起算日) 平成 年 月 日 (仮退院施設) 婦人補導院 (補導処分期間終了日) 平成 年 月 日 (仮退院決定委員会) 地方更正保護委員会 (仮退院決定の日) 平成 年 月 日 (仮退院の日) 平成 年 月 日</p>									

(注意) 1 事例に応じ不要の項目及び文字を削ること。
 2 この請求書には謄本1通を添付すること。

⑩ 引致状

引 致 状	
氏 名 年 齢 居 住 すべき 住 居 職 業	○ ○ ○ ○ 昭和○○年○○月○○日生 愛知県○○市○○町○丁目○番地 更生保護施設○○○○ 不 詳
引 致 すべき 場 所	○○保護観察所又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所、保護観察所支部若しくは駐在官事務所
引 致 の 理 由	本人は、平成○○年○○月○○日、上記居住すべき住所から○○保護観察所長の許可を得ず転居（出奔）し、以後その所在を明らかにしないものである。
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで
有効期間後は、この令状のより引致に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、引致の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の者を引致することを許可する。 平成○○年○○月○○日 名古屋○○裁判所 裁 判 官 ○ ○ ○ ○	
請 求 者	○○保護観察所長 ○ ○ ○ ○
執行に着手した年月日時及び場所	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
引致することができなかつたときはその事由	
記 名 押 印	平成 年 月 日
引致した年月日時及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分

※ 裏 面 省 略

15 保護許可状

警察官職務執行法3条により、挙動異常者等の被保護者を24時間を超えて保護しようとする場合に、管内警察署から、その承認を求めて保護許可状が請求されることがある。

保護の延長期間は、通じて5日を超えてはならない。また、許可状には、引き続き保護することにつき、やむを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

必ず、簡易裁判所の裁判官による処理を要する（当直で処理する場合には、注意を要する。事件符号は、「行イ」）。

(別紙1)

公訴時効について

1 公訴時効期間 (法250条)

下表参照

公訴時効一覧表

実行行為の時期	罰条の法定刑	公訴時効期間	備考
平成22年4月27日以降	①人を死亡させた罪 であって、禁錮以上の 刑に当たるもの	死刑に当たる罪	なし
		無期懲役又は禁錮に当たる罪	30年
		長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪	20年
		上記以外の罪	10年
	②上記①以外の罪 (人を死亡させた罪であっ て、禁錮以上の刑に当たる もの以外の罪)	死刑に当たる罪	25年
		無期懲役又は禁錮に当たる罪	15年
		長期15年の懲役又は禁錮に当たる罪	10年
		長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年
		長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年
		長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪 拘留又は科料に当たる罪	3年 1年
平成17年1月1日～ 平成22年4月26日	死刑に当たる罪	25年	
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	15年	
	長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	10年	
	長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年	
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年	
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年	
	拘留又は科料に当たる罪	1年	
平成16年12月31日以前	死刑に当たる罪	15年	
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	10年	
	長期10年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	7年	
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年	
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年	
	拘留又は科料に当たる罪	1年	

2 複数の被疑事実がある場合

実行行為から3年と1日が経過した場合を例にとると、次のとおりとなる。

(1) 併合罪の場合

犯罪事実ごとに決する。

例：文化包丁所持（銃刀法違反・3年）と窃盗（7年）

→ 文化包丁所持の罪については公訴時効期間を経過しているので、銃刀法違反の被疑事実で令状を発付することはできない。よって、罪名は窃盗のみとなる。

(2) 科刑上一罪の場合

最も重い罪で決する（法251条参照）。

ア 観念的競合の場合

例：信号無視（道交法違反・3月）と過失運転致傷（7年）

→ 罪名は「道路交通法違反（同法〇条）、過失運転致傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律〇条）」

イ 牽連犯の場合

例：住居侵入（3年）と窃盗（10年）→ 罪名は「住居侵入，窃盗」

(3) 包括一罪の場合

最終犯罪行為の終わった時から進行する（最判昭31.8.3参照）。

3 時効の停止（法254条，255条参照）

共犯者の起訴，被疑者の海外逃亡などにより時効が停止している場合があるので，一件記録や捜査員から確認する。

(別紙2)

令状の有効期間一覧表

令状の有効期間が問題となるのは、特に月末に請求された場合である。
月末に請求された場合における有効期間の満了日は、下表のとおりである。
(法55Ⅰ本文、Ⅱ、民法139、140、143Ⅱ本文、同ただし書き)

発付日	起算日	満了日			
		7日	1か月	2か月	3か月
1/31	2/1	2/7	2/28 (閏年は2/29)	3/31	4/30
2/28	3/1 (閏年は2/29)	3/7 (閏年は3/6)	3/31 (閏年は3/28)	4/30 (閏年は4/28)	5/31 (閏年は5/28)
3/31	4/1	4/7	4/30	5/31	6/30
4/30	5/1	5/7	5/31	6/30	7/31
5/31	6/1	6/7	6/30	7/31	8/31
6/30	7/1	7/7	7/31	8/31	9/30
7/31	8/1	8/7	8/31	9/30	10/31
8/31	9/1	9/7	9/30	10/31	11/30
9/30	10/1	10/7	10/31	11/30	12/31
10/31	11/1	11/7	11/30	12/31	1/31
11/30	12/1	12/7	12/31	1/31	2/28 (閏年は2/29)
12/31	1/1	1/7	1/31	2/28 (閏年は2/29)	3/31

事実記載例一覧表

【注意事項】

- この一覧表は、平成27年2月1日現在の法令に基づき作成しています。当直においても目にすることが比較的多いと思われる事案のみを抜粋していますが、特に特別法犯の場合は、法改正等に十分注意してください。
- 罰条欄記載の罰条については、名古屋簡裁において通常令状に記載している条文を記載しています(刑法犯を除く。)
- 事実(記載例)欄記載の記載例は、逮捕状請求書に記載する被疑事実の要旨又はその他の各種令状(搜索差押許可状等)の場合で、かつ、単独犯の場合に記載する犯罪事実の要旨等を想定しています。
 その他の各種令状(搜索差押許可状等)を請求する場合で、かつ、共犯事件の場合(通常の場合は、請求書の「被疑者の氏名」欄において、「○○○○ ほか○名」と記載されています。)、同一事実に基づき、併せて被疑者ごとに逮捕状を請求する場合がありますが、この場合は、逮捕状にかかる被疑事実の要旨と、その他の各種令状にかかる犯罪事実の要旨等の記載については、特に事実の冒頭部分(書き出し)において微妙に異なることとなるので、記載の区別がしっかりとなされているか、注意して確認してください。
 共犯事件の場合における事実の冒頭部分の典型的な記載例は、以下のとおりとなります。
 ◆逮捕状(被疑事実の要旨) : 被疑者は、○○○○、○○○○と共謀のうえ、平成○○年○○月○○日午後○時○○分ころ…
 ◆その他の各種令状(犯罪事実の要旨等) : 被疑者○○○○、同○○○○、同○○○○は、共謀のうえ、平成○○年○○月○○日午後○時○○分ころ…
- 併合罪の関係にある罪の場合、被疑事実の要旨等においては、「第1」、「第2」などと項を立てて区別して記載することになります。
- この一覧表は、典型的な記載の一例を示しているにすぎず、必ずこのように記載しなければならないものではありません。

【刑法関係】

罪名	罰条(刑法)	態様	事実(記載例)	備考
き 器物損壊	261条	飲食店で(酔って)暴れる	被疑者は、平成○○年○○月○○日午後○時○○分ころ、名古屋市名東区一社○丁目○番○号飲食店「沼」店内において、同店店長一条聖也(当時28歳)の接客態度が悪いとして憤慨し、ビール瓶を同店カウンター上に置かれていたウイスキーボトル等に向けて投げつけ、もって、同人所有のウイスキーボトル3本等8点(時価合計約2万1000円相当)を損壊したものである。	・器物損害の被害者は、管理者ではなく所有者であるから、所有者を正確に記載する。
恐喝	249条	たかり	被疑者は、暴走族「死兆星」の構成員であるが、通行人から金員を喝取しようとして、平成○○年○○月○○日午後○時○○分ころ、名古屋市中村区名駅○丁目○番○号先路上において、通りかかった流川楓(当時16歳)に対し、「なんだその目つきは。その格好からすると湘北のバスケ部だな。湘北のバスケ部にはむかつく奴らがいっぱいいるし、お前をぶん殴って半殺しにして、お前のいるバスケ部も潰してやる。安西先生とバスケをしたければ、今すぐ持っている金を全部出せ。」などと申し向けて金員の交付を要求し、もしこの要求に応じなければ同人の生命、身体等にいかなる危害を加えるかもしれない氣勢を示して同人を畏怖させ、よって、即時同所において、同人から現金2万7000円の交付を受けてこれを喝取したものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照 ・いわゆる「2項恐喝」の場合は、特に文末の標記につき、詐欺(2項詐欺)参照
強制わいせつ(13歳以上)	176条	路上で女性(13歳以上)を襲う	被疑者は、平成○○年○○月○○日午後○時○○分ころ、名古屋市中区栄○丁目○番○号先路上において、帰宅中の峰不二子(当時24歳)を認め、強いて同女にわいせつな行為をしようとして、同女に対し、やにわにその背後から、右腕で同女の首を絞め、同女の頭髪をつかんで引き倒し、「声を出すな、殺すぞ。」などと申し向けるなどの暴行、脅迫を加えたうえ、右手を同女のスカートに差し入れて陰部を弄ぶなどし、もって、強いてわいせつな行為をしたものである。	・犯行態様として、「暴行又は脅迫」を用いることを要する。
き 強制わいせつ(13歳未満)	176条	路上で女児(13歳未満)にいたずら	被疑者は、平成○○年○○月○○日午後○時○○分ころ、名古屋市中区栄○丁目○番○号先路上において、帰宅中の南斗真美亜(当時10歳、平成○○年○○月○○日生)に対し、同女が13歳未満であることを知りながら、「お腹に蠶さんが入ってるよ。」などと申し向けて同女のパンティを脱がせ、左手指でその陰部を弄ぶなどし、もって、13歳未満の女子に対しわいせつな行為をしたものである。	・13歳未満の場合は、被害者の生年月日の記載が通例となっている。 ・13歳未満であることの認識が必要。 ・13歳以上の場合は異なり、犯行態様として、「暴行又は脅迫」は不要。

脅迫	222条	通行人を脅迫	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市長区大高町〇丁目〇番〇号付近路上において、通りかかった利根川幸夫(当時〇〇歳)に対し、「何で俺にガンをつけた。生意気だ。耳の鼓膜を破られたいか。嫌なら鉄板の上で土下座して詫びろ。」などと申し向け、もって、同人の生命、身体等に危害を加えかねない氣勢を示して脅迫したものである。	・害悪の告知方法については制限がない。(例えば、脅迫文を郵送して脅迫した場合は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、利根川幸夫方に郵送到達させてその内容を了知させ」などとなる。) ・「団体もしくは多衆の威力を示し、団体もしくは多衆を仮装して威力を示し又は凶器を示しもしくは数人共同して」脅迫した場合は、脅迫罪ではなく、暴力行為等処罰に関する法律違反となる可能性がある(同法1条参照)。
け 建造物侵入	同上	窃盗目的で建造物に侵入	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、金品窃取の目的で(正当な理由がないのに)、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号所在の南斗工業株式会社南側ブロック塀を乗り越えて、同社代表取締役南斗麗が看守する同社木材置場に侵入したものである。	・「建造物」の例としては、官公署の庁舎、銀行、学校、工場、事務所、倉庫、スーパーマーケット等 ・なお、「邸宅」の例としては、空家、閉鎖中の別荘等
こ 強姦	177条	路上で通行人の女性を襲う	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、通行中の峰不二子(当時24歳)を認めるや、同女を強いて姦淫しようとして、同女に対し、背後から所携のナイフを突きつけ、左手で同女の口を塞ぎ、「おとなしくしろ。殺すぞ。」などと申し向けて脅迫し、その反抗を抑圧したうえ、そのころ、同所において、同女を強いて姦淫したものである。	
公然わいせつ	174条	電車内で陰茎を露出	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号所在の東海旅客鉄道株式会社名古屋駅から同市中川区尾頭橋〇丁目〇番〇号所在の東海旅客鉄道株式会社尾頭橋駅までの間を走行中の電車内において、乗客である南斗由里亜(当時18歳)ら不特定又は多数の人が容易に認識し得る状態で、殊更に自己の陰茎を露出して示し、もって、公然とわいせつな行為をしたものである。	・「公然」とは、不特定又は多数の人が認識することができる状態をいう。(現実に不特定又は多数の人に認識されたことは必要ではなく、その可能性のある状態であればよい。)
強盗	236条	路上強盗	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、通行中の赤木晴子(当時73歳)が右肘に掛けて所持していたナイロン製ハンドバッグをその在中品とともに強取しようとして、いきなり同人の背後から左手でその背中を強く突き飛ばすとともに、右手でそのハンドバッグを引っ張り、同人を路上に転倒させ、さらにその顔面を十数回足蹴りするなどの暴行を加え、その反抗を抑圧したうえ、同人から同人所有にかかる現金約5万4000円及びキャッシュカード等8点在中のナイロン製ハンドバッグ1個(時価合計約13万円相当)を強取したものである。	・いわゆる「2項強盗」の場合は、特に文末の標記につき、詐欺(2項詐欺)参照 ・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
強盗傷人	240条前段	事後強盗(238条)により致傷	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号株式会社夢想転生事務所内において、窃盗の目的で机の引出しを開くなどして金品を物色中、同社の警備員である北斗龍拳(当時66歳)に発見されるや、その逮捕を免れるため、同人に対し、所携の木棒(長さ約1.5センチメートル、直径約5センチメートル)でその頭部を数回殴打する暴行を加え、その際、前記暴行により、同人に加療約2週間を要する頭部打撲傷等の傷害を負わせたものである。	
公務執行妨害	95条1項	職務質問を妨害	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、警ら中の愛知県〇〇警察署勤務の司法巡査赤木しげるから拳動不審者として職務質問を受けた際、その質問に応ぜず、突如逃走したことから、同巡査から職務質問続行のためそのあとを追われ、同日午後〇時〇〇分ころ、同所から約30メートル離れた同区名駅〇丁目〇番〇号先路上で追いつかれ、右肩に手をかけられて停止を求められるや、同所において、いきなり手拳で同巡査の顔面を数回殴打するなどの暴行を加え、もって、同巡査の職務の執行を妨害したものである。	

さ	詐欺(1項詐欺)	246条(1項)	オレオレ詐欺(受け子)	被疑者は、遠藤勇次と共謀のうえ、兵藤和尊(当時77歳)の息子になりすまして紛失した小切手の穴埋め資金借用名下に金員を詐取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、前記遠藤が名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号前記兵藤和尊方に電話をかけ、同人に対し、同人の長男兵藤和也になりすまして、「お父さん、息子の和也だけど、大変なことをしちゃった。電車の中でバッグを落としてしまった。バッグの中には、会社の額面1200万円の小切手が入っていた。」「会社からは、すぐに自費で全額を弁償するように、できなければお前はクビだと言われているが、自分の預金だけでは到底補いきれない。」「自分は今から急用で札幌の取引先に行かなければならなくなったので、今からすぐに自分の部下を実家に向かせるから、その人にお金を渡してほしい。」などと嘘を言い、前記兵藤和尊をして、前記兵藤和也が額面1200万円の小切手を紛失し、被疑者が紛失した小切手の穴埋め資金である現金1200万円を手交する相手であると誤信させ、よって、同日、前記兵藤和尊方において、訪れた被疑者に対し、現金1200万円を交付させ、もって、人を欺いて財物を交付させたものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	詐欺(2項詐欺)	246条(2項)	無賃乗車	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号付近路上において、帝愛交通株式会社所属のタクシー運転手船井謙次(当時32歳)に対し、所持金がなく、目的地到着後料金を支払う意思も能力もないのに、これあるように装って、「新大阪駅まで行ってくれ。」などと申し向けて同人の運転するタクシーに乗り込み、同人をして、同所から大阪市淀川区西中島5丁目16番1号先路上まで上記タクシーを運転走行させ、もって、その乗車料金3万7800円相当の財産上不法の利益を得たものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	殺人	199条	刺殺	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区千種区今池〇丁目〇番〇号被疑者方において、同居していた北斗邪義(当時33歳)に対し、殺意をもって、頸部を両手で締めつけて窒息状態に陥れたうえ、左胸部を所携の出刃包丁(刃体の長さ約22.8センチメートル)で7回突き刺し、よって、同日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号〇〇病院において、同人を左前胸部刺創により失血死させて殺害したものである。	・未遂の場合は、特に文末の標記につき、窃盗未遂の記載例参照
	住居侵入	130条	窃盗目的で住居に侵入	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号北斗拳四郎方南側勝手口の施錠をはずして、同家屋内に侵入したものである。	
	住居侵入・窃盗	130条 235条	侵入盗	被疑者は、金品を窃取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣巖方出入口の施錠を外して侵入し、同所において、同人所有の現金531万7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・「所有」又は「管理」の区別に注意する。 ・被害品目の記載は、これ以外にも、「現金531万7000円及び指輪3点ほか58点」などと記載されることも多い。なお、被害品目については、被害届の作成後に被害者供述調書等により訂正がされていることも多いので、注意を要する。 ・時価を記載する場合は、「時価合計約〇〇〇円相当」(「約」及び「相当」の双方を記載)とするのが相当である。 ・万引き事案で被害品が実際に販売されている商品等の場合は、「時価」ではなく、「販売価格合計〇〇〇円」(「約」及び「相当」は不要)などの記載となる。 ・牽連犯(科刑上一罪)
し	傷害	204条	殴る蹴るの暴行により受傷	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を拳撃で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加え、よって、同人に対し、加療約6週間を要する腰部打撲等の傷害を負わせたものである。	

傷害致死	205条	殴る蹴るの暴行により死亡	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加え、よって、同日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号〇〇病院において、同人を硬脳膜下血腫による外傷性脳機能障害によって死亡するに至らしたものである。	
せ 窃盗	235条	空き巣	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣巖方において、同人所有の現金531万7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・「所有」又は「管理」の区別に注意する。 ・被害品目の記載は、これ以外にも、「現金531万7000円及び指輪3点ほか58点」などと記載されることも多い。なお、被害品目については、被害届の作成後に被害者供述調書等により訂正がされていることも多いので、注意を要する。 ・時価を記載する場合は、「時価合計約〇〇〇円相当」「約」及び「相当」の双方を記載)とするのが相当である。 ・万引き事案で被害品が実際に販売されている商品等の場合は、「時価」ではなく、「販売価格合計〇〇〇円」「約」及び「相当」は不要)などの記載となる。 ・「住居侵入・窃盗」の場合は、当該記載例参照
窃盗未遂	243条 235条	空き巣(未遂)	被疑者は、金品を窃取しようと企て、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣巖方において、たんすの引き出しを引き出すなどして同人所有の金品を物色したが、家人に発見されたため、その目的を遂げなかったものである。	
占有離脱物横領	254条	自転車盗(占有離脱物)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区千種区覚王山〇丁目〇番〇号先路上において、田岡茂一盗難被害にかかる自転車1台(時価約2万円相当)を発見し、これを自己の用に供する目的でほしいままに乗り去って横領したものである。	・窃盗罪等との区別に注意
と 盗品等有償譲受け	256条2項	盗品を有償で譲り受け	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市中区白壁町〇丁目〇番〇号被疑者方において、魚住純から、同人が窃取してきたものであることを知りながら、普通乗用自動車1台(時価約200万円相当)を代金30万円で買い受け、もって、盗品を有償で譲り受けたものである。	
ほ 暴行	208条	殴る蹴るの暴行	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号先路上において、伊藤開司(当時25歳)に対し、その顔面、頭部等を手拳で数回殴打し、腹部、腰部等を数回足蹴りするなどの暴行を加えたものである。	
わ いせつ電磁的記録記録媒体陳列	175条1項	わいせつな画像データを公然と陳列	被疑者は、自己の使用するパーソナルコンピュータのハードディスク内等に記憶・蔵置させた女性器を露骨に撮影したわいせつな画像データ3点をファイル共有ソフト「Cabos」等の共有機能に組み込んでいたものであるが、いずれかの日時及び場所において、インターネットに接続した状態で同機能を作動させ、同「Cabos」等を利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、上記画像データを閲覧可能な状態に設定し、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ごろ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号愛知県警察本部生活安全部少年課から上記画像データにアクセスした赤木剛憲に上記わいせつな画像データ3点を受信させて再生閲覧させ、もって、わいせつな電磁的記録に係る記録媒体を公然と陳列したものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、175条1項に規定されている「陳列」以外の犯行態様として「頒布(はんぷ)」があり、これは不特定多数の人に対し配布することをいうが、有償であるか無償であるかを問わない。(平成23年の刑法改正前においては、「頒布」は無償のみを意味し、有償の場合は「販売」として区別されていた。罪名の記載としては、「わいせつ電磁的記録記録媒体頒布」などとなる。) ・特別法犯である児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(児童ポルノの公然陳列)と一罪の関係になることも多い。

【刑法関係(特殊)】

罪名	罰条	態様	事実(記載例)	備考
常習累犯窃盗 (盗犯等の防止及処 分に関する法律)	同法3条	常習として窃 盗 (刑法235 条)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日名古屋地方裁判所において窃盗罪により懲役8 月に、平成〇〇年〇〇月〇〇日京都地方裁判所において窃盗、有印私文書偽造・同行 使、詐欺罪により懲役2年に、平成〇〇年〇〇月〇〇日静岡地方裁判所において窃盗 罪により懲役2年6月に各処せられ、いずれもそのころ各刑の執行を受けたものである が、更に常習として、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区金 山〇丁目〇番〇号〇〇マンション703号室鷺巣蔵方において、同人所有の現金531万 7000円及び指輪等61点(時価合計約386万円相当)を窃取したものである。	・要件については、同法3条参照(行為前10年以内に、 3回以上6月の懲役以上の刑の執行を受けた者等) ・判決宣告日の記載だけでは10年以内の刑であるか否 かが判然としない場合は、判決宣告日に続けて、カッコ 書きで刑執行終了日を記載するなどの方法が考えられ る。 ・令状の罪名欄には、単に「常習累犯窃盗」と記載するこ とが多い。
暴力行為等処罰に 関する法律違反	同法1条	凶器を示して 脅迫 (刑法222 条)	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市緑区大高町〇丁 目〇番〇号付近路上において、通りかかった利根川幸夫(当時〇〇歳)に対し、「何で俺 にガンをつけた。生意気だ。耳の鼓膜を破られたいか。嫌なら鉄板の上で土下座して詫 びろ。」などと申し向けながら、所持の文化包丁(刃体の長さ約18.5センチメートル)を 突きつけ、もって、凶器を示して脅迫したものである。	・令状の罪名欄には、「暴力行為等処罰に関する法律違 反(同法律1条(刑法222条))」などと記載することが多 い。

【特別法関係】 ※条例違反を含む。

罪名	罰条	態様	事実（記載例）	備考
あ 愛知県青少年保護育成条例違反	同条例29条1項, 14条1項	いん行	被疑者は、横村香(平成〇〇年〇〇月〇〇日生, 当時14歳)が18歳に満たない青少年であることを知りながら、平成〇〇年〇〇月〇〇日, 名古屋市千種区今池〇丁目〇番〇号ホテル「シティーハンター」511号室において、単に自己の性的欲求を満たすだけの目的で、前記横村に自己の陰茎を口淫させるなどし、もって、青少年に対していん行をしたものである。	・昭和36年3月28日愛知県条例第13号
か 覚せい剤取締法違反	同法41条の2第1項	所持	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ, 名古屋市中区新栄〇丁目〇番〇号被疑者方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを所持したものである。	
	同上	譲り渡し	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ, 名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、桜木花道に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを代金3万円で譲り渡したものである。	
	同法41条の2第2項・1項	営利目的で譲り渡し	被疑者は、営利の目的で、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ, 名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、桜木花道に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する白色結晶約1.56グラムを代金3万円で譲り渡したものである。	
	同法41条の3第1項1号, 19条	使用	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇月21日ころから同月30日までの間に、名古屋市内又はその周辺部において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン若干量を、注射若しくは何らかの方法により自己の身体に摂取し、もって、覚せい剤を使用したものである。	・使用の立証には主として尿の鑑定が用いられるが、覚せい剤の尿中排泄期間は、最長で概ね10日と考えられている。 よって、原則として、尿の任意提出日(強制採尿の場合は差押日)と、この日から10日を逆算した日が記載されることとなる。
過失運転致傷	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条	赤信号無視による自動車と原付の出会い頭の事故	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、普通乗用自動車を運転し、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先の信号機により交通整理の行われている交差点を北から南に向かい直進するに当たり、対面信号機の表示に留意し、同交差点の対面信号機が赤色の灯火信号を表示していたから、その信号機の表示に従って同交差点手前の停止位置で停止すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同信号機の表示に留意せず、同信号機の表示に従わないで時速約15ないし20キロメートルで同交差点に進入した過失により、折から右方道路から青色信号の灯火信号に従って西から東に向かい発進進行してきた空条承太郎(当時17歳)運転の原動機付自転車に気付かず、同車前部に自転車右側面部を衝突させ、よって、同人に加療約3週間を要する右肩打撲等の傷害を負わせたものである。	・過失運転致死の場合は、特に文末の標記につき、傷害致死の記載例参照
き 危険運転致傷	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条	酒酔い運転により歩行者をはねた事故	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時30分ころ、名古屋市長東区一社〇丁目〇番〇号付近道路において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で普通乗用自動車を走行させ、もって、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、同日午後〇時32分ころ、名古屋市長東区上社〇丁目〇番〇号先道路を、〇〇方面から〇〇方面に向かい自転車を対向車線に進出させるなどしながら時速約60キロメートルで走行中、折から進路左前方の同所先歩道付近を歩行中の三井寿(当時41歳)に至近距離に至るまで気付かず、自転車左前部を同人に衝突させて同人はね飛ばしたうえ、路外施設敷地内に転倒させ、よって、同人に加療期間不詳の頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を負わせたものである。	・危険運転致死の場合は、特に文末の標記につき、傷害致死の記載例参照

こ	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反	同条例16条1項, 2条2項3号	卑わいな言動をした	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号名古屋市高速鉄道伏見駅東側に設置されたエスカレーター上において、小石川光希(当時17歳)に対し、その後方から、所持の撮影機能を有する携帯電話のカメラレンズを同人のスカート付近に差し向け、もって、公共の場所において、故なく、人を著しくしゅう恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような方法で、卑わいな言動をしたものである。	・昭和38年3月27日愛知県条例第4号 ・平成25年6月1日改正あり(平成25年3月29日愛知県条例第31号・改正前の条文は「同条例10条1項, 2条2項3号」)
		同条例17条1項, 7条1項2号	客引きをした	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号〇〇ビル北側歩道上において、同所を通行中の福田吉兆ほか1名に対し、「お兄さん、今からどこ行くんですか。キャバクラ、おっぱいもやってますよ。」などと呼び掛けて誘い、もって、公共の場所において、不特定の者に対し、飲酒的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食させる役務の提供について、客引きをしたものである。	・昭和38年3月27日愛知県条例第4号 ・平成25年6月1日改正あり(平成25年3月29日愛知県条例第31号・改正前の条文は「同条例10条2項, 7条2号」)
し	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	同法律4条, 2条2項1号	児童買春	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、愛知県一宮市丹陽町〇丁目〇番〇号〇〇ホテル「ジョナサンジョースター」客室305号室において、灰原哀(当時13歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)が18歳に満たない児童であることを知りながら、同女に対し、現金3万円を対償として供与して、同女と性交し、もって、児童買春をしたものである。	
		同法律7条6項, 2条3項1号	児童ポルノを公然陳列	被疑者は、自己の使用するパーソナルコンピュータのハードディスク内等に記憶・蔵置させた、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した児童ポルノである画像データ3点をファイル共有ソフト「Cabos」等の共有機能に組み込んでいたものであるが、いずれかの日時及び場所において、インターネットに接続した状態で同機能を作動させ、同「Cabos」等を利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、上記画像データを閲覧可能な状態に設定し、もって、児童ポルノを公然と陳列したものである。	・サイバーパトロールが端緒となることがほとんどである。 ・刑法犯であるわいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪と一罪の関係になることも多い。

し	児童福祉法違反	同法60条1項, 34条1項6号	児童に淫行	被疑者は、出張ヘルス「天将奔烈」を経営するものであるが、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、同店の従業員である間宮リン(当時16歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)を名古屋市中区金山〇丁目〇番〇号〇〇マンション306号室に派遣して、同室に居住している拳王竜賀に引き合わせ、そのころ、同所において、同人を相手に、手淫、口淫等の性交類似行為をさせ、もって、児童に淫行させたものである。	
	児童福祉法違反	同法60条2項, 34条1項9号	児童を自己の支配下に置く	被疑者は、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号〇〇ビル3階において飲食店「エスポワール」を営し、女性従業員にショーツの下着及びシャツを着用させるなどして男性客を相手に乳房を揉ませるなどのサービスを提供していたものであるが、坂崎美心(当時16歳、平成〇〇年〇〇月〇〇日生)が満18歳に満たない児童であることを知りながら、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日までの間、前後4回にわたり、欠勤及び遅刻に対して制裁金を科し、就業中における外出を禁止して店内等に待機させ男性客に前記サービスを提供させるなどし、もって、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為をしたものである。	
	銃砲刀剣類所持等取締法違反	同法31条の3第1項, 3条1項	けん銃の所持	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号先路上において、自動装填式けん銃1丁を所持したものである。	
		同法31条の18第3号, 22条	包丁の携帯	被疑者は、業務その他正当な理由による場合でないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上において、刃体の長さ約12.4センチメートルの文化包丁1丁を携帯したものである。	
	出入国管理及び難民認定法違反	同法70条1項5号	不法残留(オーバーステイ)	被疑者は、フィリピン国の国籍を有する外国人であるところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日、同国政府発行の旅券を所持し、愛知県常滑市所在の中部国際空港に上陸して本邦に入国したものであるが、在留期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日までであったのに、同日までに前記在留期間の更新又は変更を受けずに本邦から出国せず、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで名古屋市内等に居住し、もって、在留期間を経過して不法に本邦に在留したものである。	
	商標法違反	同法78条の2, 37条1号	商標権を侵害	被疑者は、商標使用に関し何ら権限がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号仙道彰方において、同人に対し、スイス連邦所在のシャネル エス アー エール エル社が指定商品を身飾品として商標権の登録をしている、Cとそれを反転させた図形を交差させた商標(商標登録番号第〇〇〇〇〇〇〇号、指定商品区分第14類)に類似する商標を付したピアス1組を代金1800円で販売譲渡し、もって、前記シャネル エス アー エール エル社の商標権を侵害する行為とみなされる行為を行ったものである。	
た	大麻取締法違反	同法24条1項	栽培	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、名古屋市中東区一社〇丁目〇番〇号被疑者方において、大麻草1本をプランターに植え、もって、大麻を栽培したものである。	
		同法24条の2第1項	所持	被疑者は、みだりに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市天白区平針〇丁目〇番〇号先路上において、大麻草約15.36グラムを所持したものである。	
と	道路運送車両法違反	同法108条1号, 58条1項, 62条1項	無車検	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区栄〇丁目〇番〇号付近道路において、国土交通大臣の委任を受けた最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長の行う継続検査を受けておらず、有効な自動車検査証の交付を受けていない普通乗用自動車(車台番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇)を運転して運行の用に供したものである。	

と	道路交通法違反	同法117条の2の2第1号, 64条1項	無免許運転	被疑者は、公安委員会の運転免許を受けないで、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月1日以前の行為にかかる罰条は、「平成25年法律第43号による改正前の道路交通法117条の4第2号, 64条」となる。 他の罪との罪数関係には注意 (例)自動車運転過失傷害・致死…併合罪 飲酒運転 …観念的競合
		同法117条の2の2第3号, 65条1項, 同法施行令44条の3	酒気帯び運転	被疑者は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、名古屋市中区錦〇丁目〇番〇号付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月1日以前の行為にかかる罰条は、「平成25年法律第43号による改正前の道路交通法117条の2の2第1号, 65条1項, 同年政令第310号による改正前の道路交通法施行令44条の3」となる。 アルコールの程度については、呼気のほか、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上でも可罰となる。 他の罪との罪数関係には注意 (例)自動車運転過失傷害・致死…併合罪 無免許運転 …観念的競合 救護義務・報告義務違反 …併合罪
		同法117条2項, 119条1項10号, 72条1項前段・後段	救護義務違反・報告義務違反	(自動車運転過失傷害・致死の罪については、記載省略) 被疑者は、前記日時場所において、前記車両を運転中、前記のとおり、空条承太郎に傷害を負わせる交通事故を起こし、もって、自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。	<ul style="list-style-type: none"> 本事例の「救護義務違反」については、人の死傷があった場合で、かつ、当該人の死傷が運転者の運転に起因するものである場合を想定している(これ以外の場合には、令状に記載すべき罰条が異なることとなるので注意する。) いわゆる救護義務違反と報告義務違反(不申告)は、観念的競合の関係となる。 自動車運転過失傷害・致死とは、併合罪の関係とな
	毒物及び劇物取締法違反	同法24条の3, 3条の3, 同法施行令32条の2	所持	被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、名古屋市中村区名駅〇丁目〇番〇号先路上に停車中の普通乗用自動車内において、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する劇物であって、政令で定めるトルエンを含有するシンナー約300ミリリットルをみだりに吸入する目的で所持したものである。	
ふ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	同法律52条4号, 27条1項, 49条6号, 28条2項, 同法律施行条例12条1号	無届出かつ営業禁止区域内で「店舗型風俗特殊営業」を営んだ	被疑者は、名古屋市中村区名駅南〇丁目〇番〇号所在の店名「北斗七星」において、店舗型風俗特殊営業(第2号営業)を営むものであるが、同店の営業に関し、あらかじめ愛知県公安委員会に所定の事項を記載した営業開始届出書を提出しないで、愛知県が善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要があるとして、条例により愛知県全域を営業禁止地域として定めた地域内である上記同店内に設けた個室において、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころから同日午後〇時〇〇分までの間、同店女性従業員をして、不特定の男性客である南斗真に対し、同人の陰茎を手淫、口淫するなどして、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供し、もって、無届出かつ営業禁止地域内において、店舗型風俗特殊営業(第2号営業)を営んだものである。	<ul style="list-style-type: none"> 他の営業形態(無店舗型風俗特殊営業等)に関する場合の罰条は異なる。 両罰規定が必要となる場合は、「同法律56条」を罰条に追加する。 本事例における「同法律施行条例」とは、愛知県下において制定されている「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年12月24日愛知県条例第36号)」である。
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	同法律11条, 3条, 2条4項1号	不正アクセス行為をした	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころから同日午後〇時〇〇分までの間、前後3回にわたり、いずれかの場所から、アクセス管理者である帝愛銀行株式会社石川県金沢市内に設置したアクセス制御機能を有する特定電子計算機である認証サーバーコンピュータに電気通信回路を通じて、兵藤和也に利用権者として付された識別符号であるログインID, ログインパスワードを入力して前記サーバーコンピュータを起動させ、もって、不正アクセス行為をしたものである。	<ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス行為の態様を特定するため、2条4項に掲げる1号ないし3号のいずれかについても記載したほうがよい。
ま	麻薬及び向精神薬取締法違反	同法66条の2第1項, 27条1項	施用	被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころから同月〇〇日までの間、愛知県内又はその周辺において、麻薬であるコカイン若干量を自己の身体に摂取し、もって、麻薬を施用したものである。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用」とはならない点に注意

(別紙4)

少年事件に関する書類の参考書式について

- 1 差押許可状(触法事件)
- 2 搜索許可状(触法事件)
- 3 搜索差押許可状(触法事件)
- 4 搜索差押許可状(触法事件)(強制採尿)
- 5 検証許可状(触法事件)
- 6 身体検査令状(触法事件)
- 7 鑑定処分許可状 (触法事件)

少年事件に関する書類の参考書式について

平成19年10月30日家二第001295号高等裁判所
長官，地方，家庭裁判所長宛家庭局長，刑事局長送付

平成19年11月1日から少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）が施行され，少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件について，警察官に対し押収等の強制調査権限が付与されることに伴い，別紙記載の参考書式を別添のとおり作成しましたので，送付します。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から送付してください。

（別紙）

- 1 差押許可状（触法事件）
- 2 捜索許可状（触法事件）
- 3 捜索差押許可状（触法事件）
- 4 捜索差押許可状（触法事件）（強制採尿）
- 5 検証許可状（触法事件）
- 6 身体検査令状（触法事件）
- 7 鑑定処分許可状（触法事件）

(別紙番号1)

差 押 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、下記の物を差し押さえることを許可する。	
差し押さえるべき物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号2)

捜 索 許 可 状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索をすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号3)

捜索差押許可状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	
差し押さえるべき物	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号4)

捜索差押許可状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	少年の身体
差し押さえるべき物	少年の尿
捜索差押え に関する条件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない。 2 強制採尿のために必要があるときは、少年を 又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注1 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

2 採尿場所が特定されている場合には、「捜索差押えに関する条件」欄2項の「又は採尿に適する最寄りの場所」の前に採尿場所の所在地及び名称を記載する。採尿場所が特定されていない場合には、「又は」を削除する。

(別紙番号5)

検 証 許 可 状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記のとおり検証をすることを許可する。	
検証すべき場所又は物	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号6)

身体検査令状 (触法事件)	
少年の氏名 及び年齢	年 月 日生
少年に対する 触法事件 について、下記の者の身体の検査を許可する。	
検査すべき身体	
身体 の検査 に関する 条件	
身体 の検査 を受ける 者が 正当な 理由が なく 身体 の検査 を拒んだ ときは、 10万円 以下の 過料 又は 10万円 以下の 罰金 若しくは 拘留に 処せられ、 あるいは 罰金と 拘留を 併科 される ことがある。 ただし、 身体 の検査 を受ける 者が 14歳に 満たない 者である 場合は、 罰金 及び 拘留を 除く。	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効 期間 経過後 は、 この 令状 により 身体 の検査 を する ことが できない。 この 場合 には、 これを 当裁判 所に 返還し なければ ならない。 有効 期間 内であ っても、 身体 の検査 の必要 がなくな ったとき は、 直ちに これを 当裁判 所に 返還し なければ ならない。	
平成 年 月 日	裁判所 裁判官
請求者の官公職氏名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

(別紙番号7)

鑑 定 処 分 許 可 状 (触法事件)	
少 年 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
少年に対する 触法事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	
鑑 定 人	氏 名 職 業 歳
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	
身体の検査に関する条件	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

注 この令状は、触法少年に係る事件の調査において用いること。

目次

I 総説

- 第1 令状事務処理の全般的注意事項
- 第2 令状請求受理までの事前準備
- 第3 令状請求の受理
- 第4 令状請求書の点検
- 第5 被疑者の特定
- 第6 令状の有効期間
- 第7 令状の草稿の準備及び点検
- 第8 裁判官への提出
- 第9 発付時の手続
- 第10 令状請求却下の場合、令状請求撤回の場合
- 第11 有効期間切れ令状の返還、令状更新
- 第12 引致場所の変更請求

II 一般的な令状

- 第1 通常逮捕状
 - 逮捕状（通常逮捕）請求書と令状（写真を利用した場合）
- 第2 緊急逮捕状
 - 逮捕状（緊急逮捕）請求書と令状
 - 引致前に緊急逮捕状の請求があった場合
- 第3 捜索差押許可状などについて
 - 捜索差押許可状請求書と令状
 - 差押許可状請求書と令状
 - 検証許可状請求書と令状
- 第4 身体検査令状
 - 身体検査令状請求書と令状
- 第5 鑑定処分許可状
 - 鑑定処分許可状請求書と令状

III 特殊な事例に関する令状

- 第1 強制採尿
- 第2 強制採血と毛髪の強制採取
 - 【参考】1 血中アルコール濃度測定のため
 - 【参考】2 血液型・DNA型検査のため
 - 【参考】3 毛髪の強制採取
- 第3 脱税事件の臨検捜索差押許可状の請求
- 第4 強制退去のための臨検・捜索・押収許可状の請求（行政雑事件）
- 第5 引致状
- 第6 記録命令付差押許可状
- 第7 リモートアクセスによる複写の処分の令状

IV 請求書に基づく記録の点検

- 第1 覚せい剤取締法違反（使用）の逮捕状請求
- 第2 あへん法違反（使用）の逮捕状請求
- 第3 窃盗の（空き巣）の逮捕状請求
- 第4 詐欺（取り込み詐欺）の逮捕状請求
- 第5 傷害（けんか）の逮捕状請求
- 第6 覚せい剤取締法違反（所持）における捜索差押許可状請求
- 第7 詐欺（振り込め詐欺）における通話明細の差押許可状請求
- 第8 ひき逃げ死亡事件における司法解剖のための鑑定処分許可状請求
- 第9 変死体を司法解剖するための鑑定処分許可状請求

第6 記録命令付差押許可状

平成24年6月22日施行された新しい令状である。通常の差押許可状がこれに変わるという趣旨ではなく、新しい種類の令状である。

1 記録命令付差押許可状の請求（請求書記載例参照）

- (1) 記録命令付差押えとは、電磁的記録の保管者等をして、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上で、その記録媒体を差し押さえるという強制処分*1。
- (2) 請求権者は、検察官、検察事務官又は司法警察員（法218Ⅳ）、特別司法警察職員（法190）である。

※司法警察員=公安委員会の指定を受けた警部以上の者に限られない 司法巡査は含まれない。

2 記録命令付差押えの要件

通常の差押えと同様に、犯罪の嫌疑や関連性が要求されるほか、犯罪捜査のために必要があることが要件とされる（法218Ⅰ）。

3 令状の準備，作成（令状記載例参照）

記録命令付差押許可状請求書の記載を点検した上で、「記録命令付差押許可状」の定型用紙に、被疑者の氏名、罪名（被疑事件名）、記録させ又は印刷させるべき電磁的記録、電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者、有効期間、発付年月日、発付裁判所、裁判官名、請求者の官公職氏名を記載する。

(1) 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

- ア 令状請求書に記載された「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」が捜査に「必要な電磁的記録」であるかを審査する。
- イ 記載例は、執務資料*2に「電子メールの通信履歴等の場合」、「Web サイトの更新履歴の場合」、「電話の通信履歴の場合、その他」が記載されている。

(2) 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

- ア 令状請求書に記載された「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」が「電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者」（法218Ⅰ，99の2）であるかを審査する。
- イ 通常は、その令状を請求するに当たり、事前に捜査機関が先方と打合せをし、その中で調整させられると思われる。

(3) その他

記録命令付差押許可状請求書は、簡裁は（る）、地裁は（む）の符号で令状請求事件簿で立件する。なお、令状請求事件簿に記載する「令状種別」については、「記差」と記載する。

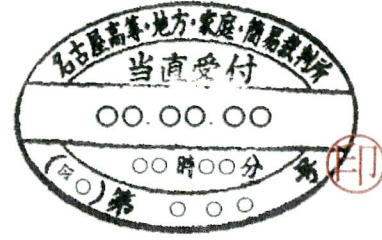
*1 電磁的記録の保管者等が記録命令に従わない場合の罰則は規定されておらず、実際に従わなければ証拠収集の目的を達することはできないことから、協力的な者に対して行うことを想定している。

*2 平成24年4月「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）」最高裁判所事務総局刑事局

当直用チェック票（記録命令付差押許可状請求書）

受付時 作成時
1
2

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。



原本、謄本に

- ・ 3 時刻は記入したか。
- ・ 4 事件番号、事件符号は記入したか。
- ・ 5 担当者は押印したか。
- ・ 6 原本、謄本は照合したか。

3
4
5
6

記録命令付差押許可状請求書

7 請求日付は正しいか。
平成○○年○○月○○日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。
名古屋○○ 裁判所
 裁判官 殿

愛知県○○警察署
司法警察員 ○○ ○○ ○○ ○○



下記被疑者に対する○○○○被疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか（特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要）。
記

9

1 被疑者の氏名

○ ○ ○ ○

昭和○○年○○月○○日生（○○歳）

10 身柄関係書類等があれば確認する。

11 年齢計算に誤りはないか。

10
11

（氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例）

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

12 記載は必須（引用された別紙はあるか。）

12

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

13 記載は必須（引用された別紙はあるか。）

13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
（記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。）

14

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

15 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
（記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。）

15

6 犯罪事実の要旨

16 記載は必須（引用された別紙はあるか。）
（引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。）

16

当直用チェック票（記録命令付差押許可状）

作成時

15 引用された別紙各葉との裁判官契印はあるか。

15

記録命令付差押許可状	
被疑者の氏名	1 表記文字は正しいか。 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
被疑者に対する	○○○○ 2 罪名は正しいか（特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要）。
被疑事件 について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	3 記載は必須（引用された別紙はあるか。）。 （引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意）
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	4 記載は必須（引用された別紙はあるか。）。 （引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意）
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 7 庁名印は正しいか。 (庁名) 名古屋○○裁判所 裁判官	10 庁印は正しいか。 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
	8 裁判官の記名印は正しいか。 11 裁判官の押印はあるか。
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 9 請求書からの転記は正しいか。 司法警察員 ○○ ○ ○ ○ ○

1

2

3

4

5

6

10

7

8

11

9

この令状は夜間でも執行することができる。

12 夜間執行の請求はあるか。

12

13 裁判官の押印はあるか。

13

14 「記録命令」のみに夜間執行を許可した場合、「この令状のうち記録命令については、夜間でも執行することができる。」と記載しているか。裁判官の押印はあるか。

14

第7 リモートアクセスによる複写の処分の令状

平成24年6月22日施行された新しい令状である。差押許可状、搜索差押許可状の新様式である。

1 リモートアクセスによる複写の処分が含まれる令状許可状の請求（請求書記載例参照）

- (1) リモートアクセスによる複写の処分とは、電子計算機に対する差押えを行う場合に、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に保管されている電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写して差し押さえることである*1。
- (2) 請求権者は、検察官、検察事務官又は司法警察員（法218Ⅳ）、特別司法警察職員（法190）である。

※司法警察員＝公安委員会の指定を受けた警部以上の者に限られない。司法巡査は含まれない。

2 リモートアクセスによる複写の処分の要件

- (1) まず、電子計算機自体の差押えを許可できること。通常の差押えと同様に、犯罪の嫌疑や関連性が要求されるほか、犯罪捜査のために必要があることが要件とされる（法218Ⅰ）。
- (2) 次に、当該記録媒体が差押対象物である電子計算機と電気通信回線で接続している蓋然性があること、収集目的である電磁的記録が当該記録媒体に保管されている蓋然性があること、当該記録媒体が差押対象物である電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されている蓋然性があることが要求される。

3 令状の準備、作成（令状記載例参照）

搜索差押許可状又は差押許可状請求書の記載を点検した上で、「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の欄がある定型用紙に、被疑者の氏名、罪名（被疑事件名）、差し押さえるべき物、（搜索すべき場所、身体又は物）、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲、有効期間、発付年月日、発付裁判所、裁判官名、請求者の官公職氏名を記載する。

(1) 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

ア 令状請求書に記載された「複写すべきものの範囲」が複写処分の対象として特定されているかを審査する。

イ 記載例は、執務資料*2に「電子メール（Webメールによるもの）の場合」、「リモートストレージサービスの場合」、「LAN接続の場合」が掲載されている。

*1 その電子計算機で、作成・変更をした電磁的記録又は変更・消去できる権限が認められている電磁的記録を保管するために使用されているものに限る。

*2 平成24年4月「新たな令状事務の取扱いに関する執務資料（電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの）」最高裁判所事務総局刑事局

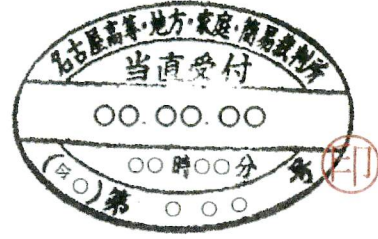
当直用チェック票 (検索差押許可状請求書)

(リモートアクセスによる複写の処分)

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。

原本、謄本に

- 3 時刻は記入したか。
- 4 事件番号、事件符号は記入したか。
- 5 担当者は押印したか。
- 6 原本、謄本は照合したか。



- 受付時間 作成時間
- 1
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6

検索差押許可状請求書

7 請求日付は正しいか。平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 7
- 8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。
名古屋〇〇 裁判所 裁判官 殿

愛知県〇〇警察署 司法警察員 〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 印

下記被疑者に対する〇〇〇〇被疑事件につき、検索差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。
記

- 9

1 被疑者の氏名
〇 〇 〇 〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

10 身柄関係書類等があれば確認する。
11 年齢計算に誤りはないか。

- 10
- 11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 12

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

13 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 14

5 刑事訴訟法218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

- 15

6 日出前又は日没後に行く必要があるときは、その旨及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

- 16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

- 17

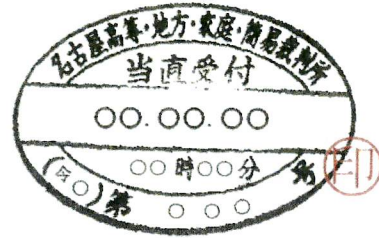
当直用チェック票 (差押許可状請求書)

(リモートアクセスによる複写の処分)

- 1 受付日付は正しいか。
- 2 庁別は選択したか。

原本、謄本に

- ・ 3 時刻は記入したか。
- ・ 4 事件番号、事件符号は記入したか。
- ・ 5 担当者は押印したか。
- ・ 6 原本、謄本は照合したか。



受付時 作成時
1
2

3
4
5
6

差押 許可状請求書

7 請求日付は正しいか。
平成○○年○○月○○日

7
8

8 ゴム印の押し忘れ、「地方」「簡易」の押し間違いはないか。
名古屋○○ 裁判所
裁判官 殿

愛知県○○警察署
司法警察員 ○○ ○○ ○○ ○○



下記被疑者に対する○○○○被疑事件につき、差押許可状の発付を請求する。

9 罪名は犯罪事実と相違はないか(特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。
記

9

1 被疑者の氏名
○○ ○○ ○○
昭和○○年○○月○○日生(○○歳)

10 身柄関係書類等があれば確認する。
11 年齢計算に誤りはないか。

10
11

(氏名がわからない場合は「不詳」と記載される。年齢の記載は慣例)

2 差し押さえるべき物

12 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

12

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

13 記載する事項がないので斜線を引き押印又は「なし」と記載する。

13

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

14 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

14

5 刑事訴訟法218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

15 記載は必須(引用された別紙はあるか。)

15

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

16 記載する事項がないときは、斜線を引き押印又は「なし」と記載する。
(記載の必要があるときは、別紙引用も少なくない。引用された別紙はあるか。)

16

7 犯罪事実の要旨

17 記載は必須(引用された別紙はあるか。)
(引用別紙で更に別紙を引用している場合も少なくない。)

17

当直用チェック票 (検索差押許可状)
(リモートアクセスによる複写の処分)

作 交
成 付
時 時

15 引用された別紙各葉との裁判官契印はあるか。 15

捜 索 差 押 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
被疑者に対する	2 罪名は正しいか (特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要)。 ○○○○
被疑事件 について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。	
差し押さえるべき物	3 記載は必須 (引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ 取り違えに注意)
検索すべき場所、 身体又は物	4 記載は必須 (引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ 取り違えに注意)
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	5 記載は必須 (引用された別紙はあるか。) (引用した別紙の付け忘れ 取り違えに注意) また、検索及び電子計算機の差押えのみを許可した場合、斜線が引かれているか。
有 効 期 間	平成○○年○○月○○日 まで 6 期間計算は正しいか。
有効期間経過後は、この令状により検索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
7 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 8 庁名印は正しいか。 (庁名) 名古屋○○裁判所 裁 判 官	10 庁印は正しいか。 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
9 裁判官の記名印は正しいか。	11 裁判官の押印はあるか。 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 司法警察員 ○○ ○ ○ ○ ○
12 請求書からの転記は正しいか。 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	

この令状は夜間でも執行することができる。

13 夜間執行の請求はあるか。 13
 14 裁判官の押印はあるか。 14

当直用チェック票（差押許可状）

（リモートアクセスによる複写の処分）

作成時

14 引用された別紙各業との裁判官契印はあるか。 14

差 押 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名	1 表記文字は正しいか。 ○ ○ ○ ○
被疑者に対する	○○○○ 2 罪名は正しいか（特別刑法犯の場合は罰条の記載が必要）。
被疑事件 について、下記のとおり差押えをすることを許可する。	
差し押えるべき物	3 記載は必須（引用された別紙はあるか。）。 （引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意）
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	4 記載は必須（引用された別紙はあるか。）。 （引用した別紙の付け忘れ、取り違えに注意） また、電子計算機の差押えのみを許可した場合、斜線が引かれているか。
有効期間	平成○○年○○月○○日 まで 5 期間計算は正しいか。
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
6 今日の日付は正しいか。 平成○○年○○月○○日 7 庁名印は正しいか。 （庁名） 名古屋○○裁判所	10 庁印は正しいか。 印
裁判官 ○ ○ ○ ○	8 裁判官の記名印は正しいか。 11 裁判官の押印はあるか。 印
請求者の官公職氏名	愛知県○○警察署 9 請求書からの転記は正しいか。 司法警察員 ○ ○ ○ ○

この令状は夜間でも執行することができる。

12 夜間執行の請求はあるか。 12

13 裁判官の押印はあるか。 13